## 報 告

法科大学院の創設と法学教育 ・研究の将来像

> 平成 1 7年 7月 2 1日 第 2 部 日本学術会議

この報告は、第19期日本学術会議第2部及び法学政治学教育制度研究連絡委員会の審議結果を取りまとめ発表するものである。

## 第19期日本学術会議 第2部会員

部 長 廣渡清吾(東京大学社会科学研究所教授)

副部長 猪口 孝(中央大学法学部教授)

幹 事 岩井宜子(専修大学法科大学院副院長・教授)

幹事 浜川 清(法政大学法科大学院教授)

会 員 浅倉 むつ子(早稲田大学大学院法務研究科教授)

五百旗頭 真(神戸大学大学院法学研究科教授)

伊藤 進(明治大学法科大学院長)

岡 本 三 夫 (広島修道大学名誉教授)

奥 脇 直 也 (東京大学法学部大学院法学政治学研究科教授)

戒 能 通 厚(早稲田大学大学院法務研究科教授)

片 岡 寛 光(早稲田大学名誉教授)

河 野 正 輝 (熊本学園大学社会福祉学部教授)

川 端 博(明治大学法科大学院・法学部教授)

小島武司(中央大学法学部教授)

櫻 田 嘉 章(京都大学大学院法学研究科教授)

佐々木 毅(大学評価・学位授与機構客員教授)

渋 谷 達 紀(早稲田大学大学院法学研究科教授)

嶋 津 格(千葉大学法経学部教授)

辻村 みよ子(東北大学大学院法学研究科教授)

野 上 修 市(明治大学法学部教授)

藤 田 勝 利(近畿大学法科大学院教授)

町 野 朔(上智大学法学研究科教授)

水 林 彪(一橋大学大学院法学研究科教授)

宮 崎 良 夫(東京経済大学現代法学部教授)

森 英 樹(名古屋大学理事・副学長)

山 本 吉 宣(青山学院大学国際政治経済学部教授)

#### 第19期法学政治学教育制度研究連絡委員会

委員長 廣渡清吾(東京大学社会科学研究所教授)

幹 事 浜川 清(法政大学法科大学院教授)

幹 事 小野耕二(名古屋大学大学院法学研究科教授))

会 員 五百旗頭 真(神戸大学大学院法学研究科教授)

伊 藤 進(明治大学法科大学院長)

片 岡 寛 光(早稲田大学名誉教授)

河 野 正 輝 (熊本学園大学社会福祉学部教授)

川 端 博(明治大学法科大学院・法学部教授)

櫻 田 嘉 章(京都大学大学院法学研究科教授)

渋 谷 達 紀(早稲田大学大学院法学研究科教授)

辻村 みよ子(東北大学大学院法学研究科教授)

野 上 修 市 (明治大学法学部教授)

山 本 吉 宣(青山学院大学国際政治経済学部教授)

委員 植田信廣(九州大学大学院法学研究院教授)

長谷部 恭男(東京大学大学院法学研究科教授)

山本 爲三郎 (慶応義塾大学法学部教授)

和 田 肇(名古屋大学大学院法学研究科教授)

1 報告書の名称 法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像

## 2 報告書の内容

#### (1)作成の背景

日本学術会議第2部は、この数年来の司法改革の重要な柱とされた法科大学院の創設について、かねてより大きな関心を持って審議を進めてきた。 第18期には第2部対外報告として『法学部の将来-法科大学院の設置に関連して』(2001年5月)および『法科大学院と研究者養成の課題』(2003年6月)をとりまとめた。 法科大学院は、2004年4月から発足し、全国で68の法科大学院が開校された。さらに2005年4月から6校が新たに加わり、現在、総数74校、学生定員総数5,825人の規模で法科大学院は活動している。

第19期において、第2部は法学政治学教育制度研究連絡委員会を設置し、同委員会を中心に法科大学院が発足した新たな状況をとらえて問題の分析をさらに進めることを課題とした。この間、全国法学部、法学関係学科を対象にアンケート調査を実施して検討のためのデータを集約し、また、公開シンポジウムを開催して関係者との意見交換を行った。これらをふまえて、この度第2部としての対外報告のとりまとめに至ったところである。

## (2)報告の論点

第1に、法科大学院の創設は、司法改革と大学改革の二つの要請に由来し、これは、日本の大学において法曹養成教育が初めて制度的に引き受けられたこと、法曹養成制度において大学の法曹養成教育が不可欠のものと位置づけられた点において、画期的なことであった。しかし、法科大学院制度は、司法試験合格者枠の制約の下で、安定した基盤を獲得しておらず、大きな流動要因を抱えている。第2に、法科大学院の創設は法学部における法学専門教育および研究大学院における法学研究者養成教育とならんで、大学教育の場に新たに法曹養成教育機関を生み出すにも拘わらず、この3者の間の制度的分業関係は、十分に明確にされないままで、法科大学院の発足に至り、この課題が大学の現場に残された。そこで、第3に、この課題に対して、各大学がどのように対応し、あるいは、今後をどのように見通しているかについてアンケート調査の結果や個別大学の報告などを踏まえながら分析し、法学部教育の再構築の方向性、および法科大学院教育と研究者養成大学院の教育の関係をどのように位置づけるかについて、考え方やモデルを考察した上で、将来像と留意すべき方策を提言している。

## (3)提言

法学部の将来像は、これまで社会に対して果たしてきた人材養成の役割および日本社会のリーガル・リテラシーを底支えしてきた役割の基本的意義を自覚しながら、リベラル・アーツ化した法学専門教育ないし再構成されたジェネラリスト教育を基礎に学生の進路選択と社会のニーズに応えることを目標とするという方向において見いだしうる。法学専門教育は、日本社会の求める人材の養成に応えると同時に専門教育の国際的な普遍性と通用性を目指すことが必要である。

法学研究大学院の将来像は、法科大学院が研究大学院の博士前期課程を代替し うるかどうかが問題であるが、全部代替型は避けるべきであり、一部代替型およ び非代替型はそれぞれカリキュラムや研究指導に工夫を行い、法曹資格をもった 法学研究者の養成に伴う新しい状況と課題に対応する体制と教員の準備が必要に して不可欠である。また、研究者の縮小再生産の危険性に留意し、選択した制度 の見直し・再検討を必要に応じて積極的に進めるべきである。

法科大学院の創設の意義の確認ならびに法学教育および法学研究の新たな構築は、各大学の創意的努力を推進力とする集団的な取り組みのプロセスとして考えられ、日本学術会議はこのプロセスにおいて学術コミュニティーの代表機関として、今後とも俯瞰的、学術的見地から有効、適切な役割を果たす必要がある。

# 目 次

	頁
法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像	
1 報告書作成の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 2
2 法科大学院を生みだした 2 つの改革 - 司法改革と大学改革・・・・・・・・・・	2
3 日本版ロースクールとしての法科大学院制度の特有性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)法科大学院と法学部および法学研究大学院との関係	
(2)成立した法科大学院制度の位置づけ	
(3)教育制度としての専門職大学院の位置づけ	
4 法科大学院と法学部の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)法学部の動向	
(2)法科大学院設置後の法学部教育の位置づけ	
(3)法学部の将来像	
5 法学研究大学院と法科大学院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••13
(1)法学研究大学院の状況	
(2)再編のタイプおよびその問題性	
(3)法学研究大学院の将来像	
6 まとめと提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••19
(1)法科大学院創設の意義と法学部・法学研究大学院との関係	
(2)法学部の将来像	
(3)法学研究大学院の将来像	
(4)日本学術会議の役割	
資  料	
シンポジウムの講演と報告	
1 グローバル化と法 - リベラル・アーツとしての法学教育の試み・・・・・・	
2 法科大学院の設置と法学部・法学研究科 - 何が問題なのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••32
3 我が国における法学部・法学研究科の現状と方向性	
- 学術会議第2部によるアンケートの結果から・・・・・・	• • • 42
4 東京経済大学・現代法学部の試み	
- 『法化社会』における法学部教育・・・・・・・・・・・・・・	
5 一橋大学の法学教育と法学研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 54
6 法科大学院時代における法学教育機関の役割分担	
・相互関係と法学研究者の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7 大学における法学教育の課題 - 名古屋大学の例を参考にしながら・・・・	
8 法学部をどうするか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 70
アンケート集約結果	
質問と回答・単純集計と書き込み回答一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 76

## 法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像

#### 1 報告書作成の経緯と目的

日本学術会議第2部は、この数年来の司法改革の重要な柱として構想され、設立された法科大学院について、かねてよりその位置付け、制度設計とともに新制度の設立が全体の法学教育および研究にどのような影響を及ぼし、どのような問題をうむ可能性があり、それに対していかなる対応が必要であるかについて大きな関心を持って審議を進めてきた。

第18期には第2部対外報告として『法学部の将来-法科大学院の設置に関連して』(2001年5月)および『法科大学院と研究者養成の課題』(2003年6月)をとりまとめた。第18期の諸報告は、法科大学院の創設の計画段階で、それを見通しつつ問題点を分析することを主眼とした。

法科大学院は、2004年4月から発足し、全国で68の法科大学院が開校された。さらに2005年年4月から6校が新たに加わり、現在、総数74校、学生定員総数5,825人の規模で法科大学院は活動している。

第19期において、第2部は法学政治学教育制度研究連絡委員会を設置し、同委員会を中心に法科大学院の活動が具体的に展開する下で新たな状況をとらえて問題の分析をさらに進めることを課題とした。同委員会は、いわば第2部のワーキンググループ的な役割を務め、この間、全国法学部、法学関係学科を対象にアンケート調査を実施して検討のためのデータを集約し、また、公開シンポジウムを開催して関係者との意見交換を行った。これらをふまえて、この度第2部としての対外報告のとりまとめに至ったところである(本報告の資料としてアンケート調査結果およびシンポジウムの諸報告を収録している。本報告は、資料収録の諸報告を全体にわたって参照しており、個別の引用は行わないことを原則にする)。

法科大学院は、アメリカ合衆国のロースクールを参照しながら、日本版ロースクールとして着想され、法曹養成をもっぱらの目的とする専門職大学院として制度設計が行われた。法科大学院は、司法改革の旗のもとで極めて早いスピードで創設に至ったため、日本学術会議等での問題を指摘する議論があったのみで、全体の法学教育および研究のあり方を見通しながら法科大学院、法学部および法学研究大学院の相互関係をどのように位置づけるかがほとんど顧みられることなく、法科大学院フィーバーが法学界を席巻した。

いま、設置の作業も一段落し、法科大学院の教育が進行し、来年度には最初の修 了者の司法試験を迎えることになる。ここであらためて、法科大学院の設立の経緯 を振り返り、位置づけ、法科大学院の創設の意義と問題点、その法学部、法学研究 大学院との関係および法学教育・研究の将来像について検討し、必要な提案を行う ことが本報告書の目的である。

2 法科大学院を生みだした2つの改革 - 司法改革と大学改革 日本のこれまでの法曹養成は、司法試験一本主義と特徴づけることができる。な るほど多くの司法試験受験生は実際に法学部の教育を受けているが、制度上司法試験の受験のためには、大学での法学教育の修了は要件とされておらず、どんな学歴、経歴の持ち主であっても司法試験さえ合格すれば法曹への道が開かれ、法曹養成教育は、司法試験合格後の司法研修所でのトレーニングにもっぱら委ねられた。

司法試験一本主義は、その開放的性格において大きなメリットをもつものであったが、近年において合格者数が極めて限られる司法試験の難関さと相まって、受験者を技術に偏した受験準備に駆り立てる弊害が顕著にみられるようになった。大学法学部は、制度的に司法試験に必須のものでないばかりか、事実上も司法試験にとって役に立つものとみなされなくなり、大多数の受験者が法学部に所属しながら司法試験予備校を利用するというダブル・スクールの現象が一般化してきたのである。

法科大学院制度は、法曹養成のこのような状況を改革すべく、導入されたものである。改革の理念は、それゆえ、法曹養成教育を大学教育のなかに位置づけ、「プロセスとしての法曹養成」(司法試験という「点」が中心になる法曹養成ではなく教育の過程を重要なものとする法曹養成)を行い、この教育の修了をもって国家試験としての司法試験の受験の要件とすることによって、法科大学院は、質の高い法曹を量的にも多く生み出すことを可能にする制度であるとされたのである。

法科大学院の創設は、その理念通りに受け止めるならば、司法試験を最重要の関門とする制度から大学での法曹養成教育を最重点とするものへと日本の法曹養成制度のあり方を転換させるものであり、その限りで画期的なことであった。また、この画期的な転換が極めて早いスピードで準備され実現されたのは、今回の改革が政府の構造改革政策の一環として強力に進められたことに由来している。

法科大学院の創設は、周知のように2つの改革によって後押しされた。1つは司法改革である。司法改革は、事前規制型社会から事後調整型社会への社会の構造改革の受け皿として司法制度を整備することを目的とし、司法制度の人的基盤整備の柱として法曹人口の増員、すなわち質の高い法曹をこれまでよりも大量に養成することが課題とされ、法科大学院は、そのための手段として位置づけられた。もう1つは、大学改革である。少子化による大学入学者数の逓減の長期的傾向を与件としながら、高等教育を社会のニーズにより直接的に応えるものとするために、高等教育の期間の延長および内容の多様化は、大学改革の1つの柱となる。「高度専門職業人の養成」が大学の課題として明確に設定され、そのために「専門職大学院」の制度が一般的に導入されるこことなった。法科大学院は、専門職大学院の一つの典型例として、設計された。

司法改革と法科大学院の関係については、内閣の下に設置され2年間の審議を経て司法改革のアジェンダを提案した司法制度改革審議会の最終報告「司法制度改革審議会意見書 - 21世紀を支える司法制度」(2001年6月)が明確に示しており、また、専門職大学院および法科大学院の位置づけについては、中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人の養成について」および「法科大学院の設置基準等に

ついて」(2002年8月)が明らかにしている。これらを受けて、法科大学院の設立に関する一連の法制が新設・整備された(2001年11月、学校教育法改正、法科大学院と司法試験の連携に関する法律の制定、司法試験法改正、裁判所法改正等、2003年5月、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の制定等)。

念のために付け加えておけば、2004年度からの専門職大学院制度の導入にともない、それより早く1999年度に導入された「専門大学院」として経営、マネージメントなどの分野で発足していた10校は専門職大学院に切り替わり、かつ、新たに15程度の専門職大学院が公共政策やビジネスの分野を中心に設置された。したがって、専門職大学院としては、法科大学院74校の他に、これら25有余校が種々の分野で運営されている。

## 3 日本版ロースクールとしての法科大学院制度の特有性

## (1) 法科大学院と法学部および法学研究大学院との関係

これまでの日本の法曹養成制度は、 国家試験としての司法試験、 合格者の「司法修習生」としての司法研修所における統一研修(裁判官、検察官、弁護士の進路志望によって分けない) 研修後の2回目の試験、および 2回目試験合格者への法曹資格(裁判官、検察官に任用される資格、弁護士として登録する資格)の賦与(不合格は例外的にとどまる)という要素から成り立っていた。法科大学院の設立によって、 の部分は、 - 1法科大学院における教育の修了、 - 2修了を受験資格とする司法試験という形に改革される。

日本の従来の方式は、以上の4要素において、ドイツの方式と相似していた。ただし、ドイツの方式は、大学法学部での法学履修が要件であり、この点で日本と異なっていた。というより、大学の法学履修を法曹養成の必須の要素としないこれまでの日本の方式が、欧米諸国と異なる独特のものであったのである。

法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることで、日本は欧米並みになったのであるが、大学における法曹養成教育を「大学院」レベルで行うことにした点で、ドイツ型ではなく、アメリカ型となった。アメリカの方式では、カレッジで4年の大学教育を修了し、ロースクールに入学し、修了後、州毎に実施される司法試験(国家試験ではなく全米法曹協会による試験)に合格すれば法曹資格が与えられ、研修はそれぞれの進路において実務に携わりつつ行われる。

これまでの日本に特有の問題は、大学での法学履修を制度上法曹養成の必須の要素としてこなかったこと(法曹養成を法学教育の目的として制度的に位置づけなかったこと)であるが、専門職大学院としての法科大学院の設置によって、それは次の2つの新しい特有性に切り替わることになった。1つは、大学のなかに法曹養成機関としての法科大学院とならんで、法学専門教育機関としての法学部が並存するということである。もう1つは、大学院レベルに法曹養成機関と法学研究者養成機

関が並存することになるということである。アメリカのロースクールは professional school であり、研究者養成のための大学院 graduate school と明確に区別されている。

このような事情のゆえに、アメリカのロースクールを参照しつつ、日本の大学で法曹養成教育を制度化するためには、とくに法学部との関係が制度的にクリアすべき重要な問題として最初から存在したのである。「日本版ロースクール」の設立が改革論として議論されはじめた際、アメリカ型により忠実な改革案はロースクールの導入に伴って法学部を従来の専門学部からリベラル・アーツ型学部に切り替えるべきことを主張し、これに対して日本型を重視する改革案は、法学部の後期教育課程と大学院修士レベルの教育課程の2段階を結合して法曹養成教育を行うモデルを提案した。この日本型重視案は、法学部専門教育の存在を当然の(不可欠の)前提とするところにおいて文字通り日本型ロースクールの提案であった。

司法制度改革審議会の最終報告書(以下、司法審意見書)は、日本型重視案をとらずに、法科大学院の入学資格に法学部教育の修了を要件としないアメリカ型の考え方を採用した。その上で、「法学部教育の将来像」および法科大学院と法学研究大学院の関係については、ごく簡明に次のように言及するに止まっているが、その指摘するポイントは今後を左右する重要な内容をもっていると考えられる。

法科大学院導入後の法学部教育については、法学部が従来「法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は(今後も)基本的に変わりはな」く、「それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される」とし、やや具体的には「法科大学院との役割分担を工夫する」、「法学基礎教育をベースとしつつたとえば『副専攻制』の採用等により幅広い教育を目指す」、また成績優秀者の「飛び級」による早期修了等を提示している。

法科大学院と研究者養成大学院との関係は、法科大学院の教員組織に関連して触れられるにすぎないが、そこでは「法科大学院は法曹養成に特化した大学院であり、研究後継者養成型の大学院(法学研究科ないし専攻)と形式的には両立する」が、「内容的にはこれらと連携して充実した教育研究が行われることが望まし」く、また「法科大学院の教員は、将来的には、少なくとも実定法科目担当者については、法曹資格を持つことが期待される」と述べられている。

#### (2)成立した法科大学院制度の位置づけ

成立した法科大学院の制度は、法学部とロースクールとの制度的連携関係を原則 として否定するものであり、アメリカ型により近い考え方が採用された。

法科大学院は、一般に学部卒業を入学の要件とするが、法学部の卒業は要件とされず、法学未修者を予定した3年の履修期間を原則とするものとしてカリキュラムが構成される。それゆえまた、法科大学院の入学試験は、法学の事前履修を必要としない「適性試験」とされる。ただし、法学部を卒業し法学既修者として出願する

者には、法律試験科目を課すことができ、この者には法科大学院の履修期間を2年とすることができるとされた。設置基準では入学者の多様性を確保するために法学部・法学科以外の出身者や社会人等を一定の割合で入学させるなど必要な措置を講じるべきものとされている。実際の法科大学院学生の未修者、既修者の分布について、法科大学院毎に異なり、大規模校には未修者1に対して既修者2の割合のところもあるが、未修者が大半で既修者が極めて少数である法科大学院も相当に広がっており、法科大学院全体ではほぼ6割が未修者となっている。

このように制度の原則において法学部専門教育と法科大学院の連接関係を否定しながら、実態においてなお法学部専門教育を予定するという法科大学院の運用は、大学の現場での法科大学院と法学部教育の関係を一層流動的なものとして残すことになった。

その他の論点については、司法試験のあり方が重要である。第1に、司法試験の 受験資格は法科大学院修了者に限られるが、現行司法試験が過渡期に存続し(2010 年まで ) その後は「予備試験制度」が導入され、同試験の合格者には法科大学院 の修了資格なしに司法試験の受験資格が与えられる。第2に、司法試験は、純粋な 資格試験として一定の能力の認定が行われるものではなく、合格者枠が限定される 競争試験としてこれまで通りに運営される。司法審意見書は、司法試験合格者数を 徐々に増員し「平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を3000人程 度にすることを目指すべきである」としている。法務省司法試験委員会は、司法審 意見書のこうした見通しを背景に、合格者枠について、2004年度合格者数は約 1500名であり、2005年度もほぼ同数が見込まれ、2006年度には新司法 試験で900-1100名、旧試験で500-600名、2007年度には新司法 試験で06年度の2倍程度、旧試験で300名程度とするという見解を示している (「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」平成 17年2月28日司法試 験委員会)、法科大学院の現在の総定員数は6000人弱であるから、3000人 への合格者枠の拡大があっても、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち 相当程度(例えば約7-8割)の者が・・新司法試験に合格できるよう、充実した 教育を行うべきである」という司法審意見書の見通しは、すでに大きく揺らいでい る。第3に、法科大学院修了者は、法務博士の学位を授与されると同時に司法試験 受験資格を得るが、この資格はその取得から5年間に3回までの受験を認めるもの であり、永久資格ではなく、限定されたものである。

司法試験における合格者枠問題は、全体としての法科大学院の存立に関わる問題として受け止められている。合格者数は74法科大学院に均等化するとは考えられず、一定数の有力法科大学院への集中も予測され、法科大学院間の合格者数格差が個々の法科大学院の経営を大きく左右することがすでに危惧されている。また、実際に合格率の低さが明確になるなかで、創設から2年目の法科大学院志願者数は、全体として大きく減少した。法務博士号をもった司法試験浪人の社会的処遇をどう

すべきか、あるいは司法試験の合格可能性を基準にして法科大学院の修了認定を厳しくすれば法務博士号も取得させることができないという問題をどうするか、といった議論が現実味を帯びて語られる状況がある。

このように法科大学院の創設は、今のところ安定した基盤を獲得したとはいえない。合格者枠の制約の下では、法科大学院が法曹養成に純化した教育機関に止まりえず、より幅の広い高度専門職業人の養成に目的を拡大することも想定できないわけではない。こうした場合、法学部専門教育との関係も一層複雑化するであろう。法科大学院制度は、大きな流動的要因を抱えていると言わなければならない。

## (3)教育制度としての専門職大学院の位置づけ

法科大学院は、専門職大学院の一類型として創設された。専門職大学院は、高度専門職業人養成を任務とするものであり、既存の研究者養成大学院と区別される。これは一応明確な区別であるとして、学部も専門学部として専門職業人を養成する機能をもつはずであるとすれば、学部との違いはなんであるかが問題となる。

法律家とならんで社会的に専門家の代表とみなされる医師は、医学部で養成される。獣医師は農学部で、歯科医師は歯学部でそれぞれ養成される。これらの学部は、養成対象の専門性の高さから修学期限が通常の学部の4年ではなく6年とされている。アメリカのプロフェッショナル・スクールの代表的なものには、ロースクールとならんでメディカルスクールがある。日本では医学部6年で医師を養成するのであるから、法曹養成を6年制の法学部で行うということが制度的な選択肢としてはありえないわけではなかった(もちろん、すべての法学部が6年制になるわけではない)。近年薬剤師の養成制度の改革が議論され、専門職大学院制度の導入後であったにもかかわらず、薬剤師養成の専門職大学院の設置ではなく、薬学部を6年制に切り替えることが決定された。学部と専門職大学院の役割分担は、このように必ずしも制度の上で原理的に明確であるというわけではない。

教育学者の天野郁夫氏は、専門職大学院制度が日本の高等教育制度において専門職業教育をどのように行うのかという戦後教育改革以来の課題を明確に整理しないままに、司法改革の圧力の下で「法科大学院構想の登場にいわば強いられる形で出現したものである」と評している。天野氏によれば、専門職業教育は、専門学部、工学系に見られるような形で研究大学院修士課程、大学卒業者を対象にした専修学校などで行われており、専門職大学院の創設は、本来これらを整理するよい機会でありえたというのである。また、法科大学院の修了によって「法務博士」が与えられるが、これも他の博士号授与要件との不均衡があり、専門職学位一般への十分な検討なしに、法科大学院構想が優先したものと批判される(天野郁夫「専門職大学院の発足」『学術の動向』2004年3月号10-13頁)。

天野氏の専門職大学院の位置づけについての批判は、法科大学院が法学部および 法学研究者養成のための大学院(以下、法学研究大学院)とどのような関係に立つ のかという問題を具体的に法学教育・法学研究の領域に即して検討することによって受け止めなければならないであろう。

## 4 法科大学院と法学部の関係

#### (1)法学部の動向

全国で100を超える法学部・法律学科等は、毎年4万5000名程度の法学士を送り出している。74の法科大学院の学生定員の総数は6000名弱である。法科大学院は、法学を履修していない者も入学できる。それをカウントすると、おおまかにいって法学士の9割程度は法曹とはちがった進路を選択することになる。

もともと、戦後の大学法学部は一般的にいえば、法曹養成を1つの要素に含みながらも多様な社会的進路を想定して十分なリーガル・リテラシーを備えたジェネラリストを送り出すことを教育目標にしてきたと思われる。

法学部について今生じている事態は、まず全体としての流動状況である。日本学術会議第2部が2004年12月に実施した「法学部教育の今後のあり方に関するアンケート」(以下、「法学部アンケート」、詳細は資料アンケート結果および小野耕二報告参照)は、76法学部および15の法学教育を行っている学科(経済法学科、企業法学科等)の計91機関(両者をあわせて以下「法学部等」とする)から回答を集約した(アンケート発送先は119機関)。

これによると、法科大学院をすでに設置し、または設置を計画している大学は73.6%であり、法科大学院以外の専門職大学院(公共政策大学院等)を設置し、設置を計画している大学は22.0%である。この関わりで法学部等の半数については、学生定員の変化が生じ、または計画されている(「減少した」が25.3%、「増加した」が5.5%、「検討する・検討中」が17.6%)。

法科大学院は、学生15名あたり1名の専任教員の確保を設置要件として求められている。また、専任教員のうち2割程度は実務家教員(5年以上の実務経験のある者)であることも設置基準で要求されており、これらは現在の大学教員以外の弁護士・裁判官・検察官等の現職あるいは経験者から採用されている。1学年の学生定員6000人として、3年の未修者と2年の既修者の割合を未修者6割の現状で計算すれば、総学生数は1万5600人となり、これに対応する専任教員数は1040人である。このうち2割程度の実務家教員はまったく新規にまかなうとしても、830人ほどの法科大学院の専任教員は、法学部から法科大学院への教員の移動によってまかなわれる。教員集団の大幅な流動化が生じており、また、設置後10年間については、専任教員数の3分の1が学部等との兼任を認められる要件緩和措置があるので、多くの教員は二重化した仕事を抱え込んでいる。学生定員数を減らした法学部等が4分の1ほど見られるのは、教員の加重負担をあらかじめ想定してのものと考えられる。

こうした状況の中で、各大学からの報告によれば教員が学期中は全く研究ができ

ないという事態が指摘されている。また、学部の専任教員が逆に不足し、学部について十分なカリキュラムが組めないという事態も報告されている。兼任を認める10年間の特例がなくなる段階では、法科大学院および法学部への専任の割り振りが最終的に確定されねばならず、状況は一段と厳しくなり、いずれにしても双方でかなりの数の新たな専任教員の採用が必要となろう。教員の負担の増大と教員の供給の必要性(現在の段階では教員確保の困難性)が、流動的な状況のなかで明らかに示されている。

## (2) 法科大学院設置後の法学部教育の位置づけ

## (2)-1 大勢としての法学部の存続と改革

司法審意見書は、法学部の存在意義をこれまで通りに承認した上で、その活性化を図る方策の検討を課題として示していた。法学部アンケートによれば、法学部の今後の見通しについて、「廃止することがありうる」の選択肢はゼロ回答であり、「役割を見直し、法学部の枠組みを堅持しつつも、新しいあり方で発展させる必要がある」が最も多く、65.9%であり、それに「現状のままで存続する」24.2%、が続き、「当面このまま存続するが、将来文系他学部との統合・再編がありうる」が、5.5%である。「その他」の回答には個別の意見が示されているが、「法科大学院未修者の実績如何では法学部の枠組みの変更が考えられる」、「法学部でない学部の法学系なので将来廃止もありうる」、「他学部との交流を深める」という内容であり、制度改変の可能性を示唆している。

このようにみると、法学部は大勢としては存続し、新しい発展が模索されるが、 学部統合や学科廃止などの制度変更に向かうものも一定数あるということが確認 できる。このなかで、カリキュラムや履修方法を法科大学院の設置に伴いすでに変 更したところが53.8%、変更を検討するとするところが27.5%あり、8割程 度の法学部等が改革を志向しており、検討する予定もないと回答したところは15. 4%に止まる。

## (2)-2 方向付けの具体的諸例

それでは、具体的にどのような法学部教育の新たな方向付けがありうるだろうか。 想定可能な方向性を個別に列挙してみよう(資料・伊藤進報告参照)。

第1に「教養教育へのシフト」である。1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」は、一般的に学部教育の理念として「課題探求能力」の育成を示し、そのために教養教育の重視を指摘している。ただし、それは「専門基礎教育」を相伴うものとして位置づけられており、専門学部のリベラル・アーツ化を意味するものではない。それゆえ、法学部での「教養教育へのシフト」も、アメリカ型ロースクールと抱き合わせの法学部のリベラル・アーツ学部化を意味するのではなく、法的素養を中心とした教養教育、法学教養教育として理解するべきである。その教育内容をどうするかは今後の課題であるが、資料に収録し

た「法のグローバル化」についての講演(村上淳一)は、その1つの試みである。 大学における専門教育と教養教育の関係をどのように考えるか、そこにおいて専 門学部の編制のあり方をどう考えるかは、高度専門職業人の養成が大学の目的とさ れることによって、より根本的な問題となっているのであり(資料・猪口孝報告参 照) このことには留意されなければならない。

第2に、「法学基礎教育重視」である。司法審意見書も「法学基礎教育」というコンセプトに言及している。これまでの法学部教育は制度的には法曹養成に連結しないにも拘わらず、そのニーズにも応えようとして法曹養成に必要な実定法解釈を中心に教育を行ってきた。法科大学院の設置は法学部教育をそのような拘束から解放するので、そこでは、法学基礎教育として、たとえば「法とは何か」を歴史的、哲学的、社会学的、また比較法的に、さらには「法と経済学」の視角等も含めて十分に教育し、その上で実定法の体系と基本構造を理解させるという法学教育の新しい在り方を展望することができよう。こうした見通しの下では、現在の法学部の多くが多様な専門科目を多数配置している現状を基本的な科目群に再編するという方向が考えられる。

第3に、「法的ジェネラリスト教育」である。法科大学院が法曹としてのプロフェッショナル教育を行うことに対比して、より幅の広い法的知識と法的思考能力を身に付けさせ管理的業務に適合的な人材を養成するというのが、ここで目指されるものである。この教育内容は、従来の法学部教育から法曹養成に関わるものを除外して再構成することになるので、第2の法学基礎教育重視に重なるのではないかと考えられる。

第4に、「副専攻制の導入による法専門職業的教育」である。これは、学生の多様な進路に対応するために、法学専門教育とともに、隣接関連領域を副専攻として認め、より幅の広い、しかし、焦点を明確にした教育を行うというものである。ここでは、社会的な進路を想定しつつ、どのような領域にまで選択の幅を認めるか、それが拡散することがないか等が問題となりうる。

第5に、「準法曹養成教育」および「法律職公務員等養成教育」である。これらは、卒業後の社会的進路として具体的に準法曹(司法書士、弁理士、税理士、行政書士等)や法律職公務員(国家公務員・地方公務員)を想定し、コース制などを使ってそれに向けて特化した教育を行うものである。この場合、こうした特化した教育方式が専門予備校的な教育に陥る危険性がないかどうかが問題となる。

#### (2)-3 アンケート結果の内容

「法学部アンケート」をみると、これからの「法学部の教育目標」については、「主として学生の多様な進路に応じた専門職業的な教育を目指す」が35.2%でもっとも多い。これは上記の第4、第5のパターンをイメージするものとして整理できよう。次に多いのは 「主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す」が22.0%であり、これは上記第3のパターンに対応する。さらに 「主

として法学部色を薄めリベラル・アーツ的な教育を志向する」が6.6%であり、 上記第1、第2のパターンに対応する。

この他、分類されえない個別の意見が13.2%ある。個別意見をみると、「法学部の教育目標」に関する設問が複数回答を認めていないので、とに対応するコースをそれぞれ設けて専門職業的な教育とジェネラリスト教育の双方を目指す、また、加えても目指すという複数回答にあたるものがほとんどである。このようにみれば、教育目標の選択肢は、ほぼ・に集約できるが、このどれかにターゲットを絞るか、あるいは、これらを並行的に目標とするか、というもう1つのバリエーションがあることが分かる。また、個別意見には、「リーガル・リテラシー」(法情報の読み書き、活用能力)を教育目標として明確に示すものもある(リーガル・リテラシーについては資料・島田和夫報告参照)。なお、まだ「検討中」が14.3%ある。

法科大学院設置にともなって法学部のカリキュラムや履修方法の変更が行われた場合について、その具体的な内容も、新たな教育目標の選択に対応した状況を示している。もっとも多いのは、「コース制の導入等によって必修等の枠を強め、学生の進路をより考慮した教育を行う」であり、36.3%である。これは、いわばターゲットオリエンテッドな専門職業教育を志向するものである。これに対して、「学生の選択の自由をこれまでよりも拡大する」の20.9%や「法学の基礎的科目や教養教育・隣接科目の割合を増大させる」の24.2%は、 法学基礎教育やリベラル・アーツ型法学教育をより志向するものとして見ることができる。開設科目数は、これまでよりも「精選し、減らす」が34.2%であるのに対して、「多様化し、増やす」は12.1%であり、これまでの法学部カリキュラム改革がおおむね科目の豊富化、多様化に向かうものであったのに対し、逆のトレンドが見られるようである。

カリキュラムの変更は、教養教育の見直しにも及んでいる。法科大学院の設置に伴って教養教育の見直しをすでに行ったところが15.4%、検討中又は検討する予定が35.2%であり、あわせると半数以上になる。見直しの内容は、一律ではなく、「専門科目を増やして、教養科目を減らす方向」が7.7%、逆に「教養科目を増やして、専門科目を減らす方向」が4.4%、あとの34.7%の見直しの方向は、個別に様々に回答されている。このような教養教育の見直しが、法学部の教育目標の見直しと連動していることは、いうまでもないであろう。なお、調査時点での教養(一般)教育と専門教育の関係は、「1、2年次で教養科目を履修し、その後に専門科目を履修するのが基本であるが、専門科目の一部が1、2年次に入り、逆に高年次でも教養科目が履修できる」とする制度を89.0%の法学部等が採用している。1、2年次に教養科目の履修を限定するところは2.3%、逆に年次配当がなく学生の自由な選択に委ねるところが5.5%である。

注目すべきことは、法学部において「法科大学院の進学を希望する学生のために

特別の対策を採っているか」という設問に対して、「採っている(または採る予定がある)」という回答が47.3%でほぼ半数に近いことである。回答の母集団を、法科大学院を設置している大学の法学部に限ればこの比率は、もっと大きくなる(60%を超える)。多くの場合、その対策とは「法科大学院進学を見据えた法曹養成コース」や「特別選抜クラス」の設置という形で示されている。それゆえ、法学部教育の方向付けのなかには、上記5つの他に、第6として、「法科大学院準備教育」というパターンも加えておかなければならない。この第6のパターンは、法学部教育の方向付けであると同時に、法科大学院のあり方に係わるものとなりうる(既修者の入学割合、既修者の教育内容等)。

## (3)法学部の将来像

以上の検討を踏まえると、現在の流動的な状況の中で、法学部の将来像をめぐっては、2つの軸と2つの論点が存在する。

第1の軸は、多様な社会的進路に応じて、より目的適合的な専門職業教育を行うことである。ここでは、法曹以外のいわゆる隣接のリーガル・プロフェションの資格取得、企業内法務、公務員などの進路に応じた教育を提供することが目標とされる。その場合、コース制などの採用によってより選択の自由度の小さいカリキュラムを提供するか、あるいは、科目選択のオリエンテーション程度にとどめて学生の選択の自由に委ねるかなど、方法は分かれうる。

第2の軸は、これまでの法学専門教育をより「リベラル・アーツ」化した教育を行うことである。ここでは、「法学基礎教育」、「法学教養教育」というコンセプトで整理できるようなカリキュラムが必要とされる。実定法に関する解釈学的教育は、基本的なものにとどめ、法学と社会諸科学との連携を重視し、法というものに対する基礎的な認識と理解を深め基本的な法知識を取得させることが目標とされるであろう。カリキュラムについては、基礎教育であるがゆえに一定の必修の枠が確保され、他方で自由度を高めて他学部の講義の受講と単位認定を幅広く認めることなども考えられよう。

さて、第1の論点は、法曹(法科大学院)準備教育の位置づけである。法科大学院履修の原則型は、未修者3年コースであるが、実際に法科大学院学生の半数程度は、既修者となっている。この事態を法学部の将来像を考える上でどこまで与件とするかは問題であるが、さしあたりこの事態を法学部としては現実的に受け止めるとすれば、第1の軸の1つのバリエーションとして法科大学院準備のためのコース制の設置等が当然に考えられる。ただし、その教育の内容は、進路に応じた専門職業教育ではなく、むしろ第2の軸の法学基礎教育、法学教養教育を踏まえて、法科大学院1年次の教育内容に相当する実定法主要科目の基礎教育を行うということになるであろう。

第2の論点は、以上をとりまとめる論点ともなるが、いわゆるジェネラリスト養

成という従来の法学部教育の目標として一般的に承認されてきたものをどう位置づけるかである。法科大学院の設置は、法学部で行ってきた法学専門教育の意義を再検討すること、つまり、ここでいうジェネラリスト教育の意味を問うこととなり、上記の2つの軸を導き出した。ところで、この2つの軸は、従来のジェネラリスト教育の対極に位置するものではなく、むしろそのバリエーションであると考えられる。ジェネラリスト教育は、その一環に司法試験に対応する教育を含むことが暗に要求されたから高い程度の実定法の解釈学的教育が行われた。法科大学院の設置は、法学部教育をこの要求から解放するものである。この変化した条件の下で改めてジェネラリストの養成という教育目標を立てるとすれば、それは、実は第2の軸に相応するものであると考えられる。そしてまたこのようにみれば、第1の軸であるより特化した専門職業的教育も、第2の軸を基礎に展開することによってはじめて適切に法学部における法学専門教育として位置づけうるものであろう。

法学部廃止論(リベラル・アーツ学部への改変等)は、アメリカ型ロースクールの導入を強調する際にしばしば唱えられた。しかし、これまで社会に対して法学部の果たしてきた人材養成の役割(逆に言えばこれに対する社会のニーズ)は、法曹養成に特化した専門職大学院ができたということだけで消え去るものではない。また、日本の事情を知るアメリカのロースクールの教授は、アメリカモデルによる法科大学院の創設に賛同しながら、アメリカにないメリットとして日本の法学部を存続させる意義を強調している。その意義は、法学士(4年間の法学教育を修了した者)の層としての存在が、日本社会のリーガル・リテラシーを底支えして、専門法曹と市民の間のギャップを小さくする機能に求められている(マーク・D・ウェスト、ミシガン大学ロースクール教授「アメリカで耳にする法科大学院構想に関する噂の真相」『法律時報』2004年2月号24-29頁)。

日本の法学部等について、このような基本的役割の指摘は、司法改革と大学改革が日本社会の構造改革の一環として進められたことを考えても、極めて重要である。法学部教育は、この役割を自覚しながら、第2の軸、第2の論点で示したことを基本として、学生の社会的進路の選択と社会的ニーズに応えることを目標とするということが、現在の諸与件のなかで見通しうるその将来像であろう。そこでは、法学専門教育が日本社会の求める人材養成にどのように応えることができるか、そして合わせてその専門教育が国際的な普遍性と通用性をいかに獲得できるかが追求されなければならない。各法学部等は、それぞれがその教育理念を明らかにし、こうした将来像を見通しつつ、各自の個性を発揮することのできる法学教育のカリキュラムを創造することが求められるのであると考える。

## 5 法学研究大学院と法科大学院

#### (1)法学研究大学院の状況

法科大学院の設置は、法学研究大学院にも大きな作用を及ぼしていると考えられ

る。法学系の研究大学院の数は80弱、修士課程の学生定員(1学年)の総数はおおよそ3400名程度である。

専門職大学院制度の導入にいたる背景については、これまで1980年代後半以降の傾向として、大学院修士課程における法学教育の多様化の進行が指摘されている。すなわち、修士課程は、研究者養成の前期課程という基本的な位置に加えて、第1にアジアからの留学生の受け入れ機関として重要になっていること、第2に社会人の再教育課程として活用されること、第3に学部卒業生の継続教育的機関の役割(研究者養成ではなく、専門職業的教育を深めるという役割)を果たすこと、などの特徴が見られるようになった。専門職大学院の創設は、このような多様化の流れのなかに位置づけることも可能である。法科大学院設置後の法学研究大学院のあり方を考える上で、これらの事情も、十分に考慮されなければならないが(資料・和田筆報告参照)、以下では研究者養成にしぼって議論を進める。

法学部アンケートによると、従前から法学研究大学院を設置していた大学の半数近く(29大学)は、法科大学院の設置によって、既存の法学研究大学院に改変があったと回答している。その内容については、 専攻コースを再編し、コースの数を増やした(9大学) 専攻コースの変更はないが学生定員を減らした(6大学)などであり、法科大学院と研究大学院の統合、研究大学院の廃止という選択肢への回答はゼロであった。ただし、 の選択肢を選ばずに具体的な改変の内容を個別に挙げる回答例をみると、研究大学院の前期課程を廃止したところが3大学(うち1大学は実定法系を廃止し法曹リカレントコースを代わりに新設、ただし留学生コースは従前通りとする) また、他の文系研究科と統合し、そこに法学系専攻コースを設置したところが2大学あり、制度的統廃合も部分的に進んでいることが見て取れる。

#### (2)再編のタイプおよびその問題性

上で触れたように、司法審意見書は、法科大学院と法学研究大学院の今後の関係について、 形式的には独自のものとして両立するが、内容的に連携することが望ましい、 法科大学院教員の少なくとも実定法科目担当者は、将来的には、法曹資格を持つことが期待される、と述べている。ここでは、両者が法曹養成の専門職大学院と研究者養成の法学研究大学院として(professional school と graduate school として)並立し、それぞれ独自の目的を追求するというイメージではなく、すでに双方の養成課程における連携が想定されており、その連携の具体的表現として、法科大学院教員(少なくとも実定法科目担当者)が法曹有資格者であること、つまりそのキャリアにおいて法科大学院を修了し司法試験合格を経ることを求めている(司法修習を終えることまで求めているのかどうかは分からない)。

こうした司法審のメッセージと上記のアンケート結果等を踏まえながら、再編のタイプを想定すればおおよそ次のように考えられる。

第1は、法科大学院が独立大学院(「法務研究科」等)として設置される場合である。この場合、法科大学院は既存の研究大学院とは独自に運営されるので、今のところ、研究大学院に変化がないか、または研究大学院の学生定数の減少が生じるといった変化にとどまる。とくに改変がないと回答した大学は、このタイプが多いと思われる(法科大学院独立型とよぶ)。

第2は、法科大学院が従来の法学研究科の1専攻(法曹養成専攻等)として設置される場合である。研究科内での専攻の再編が行われて、研究科全体として、専攻数の増加ないしは減少が生じる。改変があったと回答した大学の多くは、このタイプであろう(法科大学院非独立型)。

このタイプの場合は、さらに、法科大学院が研究大学院の博士前期課程を代替するものと、そうでないものに分かれる(代替型と非代替型)。そして代替するものが、すべての法学分野について及ぶものと、実定法分野に限定されるものとに分かれる(全部代替型と一部代替型)。この場合、全部代替型では研究大学院の博士前期課程そのものを廃止、一部代替型では博士前期課程の実定法系を廃止するという制度改変が行われる。

代替型は、司法審意見書の および の論点を踏まえて構想されていると言ってよい。法科大学院の教員は実務家教員をのぞけば、通常は養成された研究者としての教員が勤めるものである。この研究者たる教員に法曹資格を要求すれば、なるほど研究者養成の課程に法科大学院を包摂することが便宜である。法曹資格を取得してからあらためて研究大学院の博士前期課程から研究者養成をはじめるということになれば、法学研究者のキャリアパスが、これまで以上に長期化し、難しいものになってしまうからである。

このことは理解できるとして、代替型では、これまでの研究大学院の博士前期課程で行われたような研究者としての基礎訓練(法学研究者としての基礎的学識の形成、古典の読解、外国語文献の講読、課題意識形成のための少人数演習等、研究論文の執筆等)を同じように行いえないのは明らかであるから、代替型が法学研究大学院の研究者養成の内実を変えることになることを予想しなければならない。法科大学院は実定法主要科目(公法系、民事法系、刑事法系)を中心として理論的教育を行うから、実定法研究者の養成課程としての代替可能性があるとすれば一部代替型にはそれほど大きな問題がないとさしあたりはいえるかもしれない。ただし、このような代替可能性が非主要科目実定法系や基礎法系にあてはまらないとすれば、全部代替型の研究者養成の適否は、法科大学院教育がより普遍的に法学研究者養成にどのような意義をもつかを正面から議論しなければ答えられない。少なくとも全部代替型が「六法は嫌いだが、基礎法をやりたい」という研究者志望の学生を失うことは確かである。他方、全部代替型採用の理由として研究者ポストの少ない基礎法系の志望者に法曹資格という保険をかけさせるという大学側の配慮も想定される。全部代替型の問題は、項をあらためて論じよう。

法科大学院独立型の場合、代替型のように制度の作り方からただちに指摘できるような問題はないが、実質的な問題を抱えている。それは、法学部と法科大学院の併設の場合と同じように、教員の負担の問題である。独立型は非独立型代替型に比べて、学生指導にあたる法学教員をより多く確保しなければならない。非独立型非代替型についても、同じようにいえる。現在の状況では教員確保それ自体が難しく、教員の加重負担を生んでいる。これを過渡期の状況とみるとしても、中期的には独立型また非代替型の場合、相対的に多くの教員の確保を必要とするので、当該大学の財政負担が相対的に重くなり、財政的考慮から今後次第に代替型への移行が目指される可能性がある。独立型、非代替型の法学研究者養成の理念がこれを防ぐことになるかどうか、これは今後の問題である。

### (3)法学研究大学院の将来像

## (3)-1 全部代替型の意義と問題点

司法審意見書は法科大学院の少なくとも実定法科目担当者に法曹資格が期待されるというのであるが、法学教員は、法科大学院だけではなく、法学部でも教育を行うものである。後者は法曹養成教育を目的としないから、法学部専任教員に法曹資格を求める必要はない。なるほど法曹資格という付加価値をもった法学研究者は、そうでない法学研究者に一般的に雇用市場において優位すると考えられるが、前者が法務博士の学位と法曹資格をもち、後者が法学博士の学位をもつという比較になれば、優位性の判断は単純ではない。しかし、法学研究者の学力が同等であれば、法曹資格はいうまでもなく付加価値になる。そこで、結局はすべての法学研究者が法曹資格を求めるようになるという議論に立つとすれば、法学研究者の市場価値の観点から、法学研究大学院と法科大学院の関係は、博士前期課程を法科大学院が全部代替する型が、その将来像として有力であることになる。

全部代替型の選択は、こればかりではなく、理念的にみても、法学研究者にとって理論と実務を架橋する法科大学院教育を修了することが適切であるという考え方によっても理由づけられる。これは極めて重要な論点である。さらに上で見たように現実的考慮からして、過渡期の教員の負担加重を避けること、また、財政的な節約の必要性も補強的な理由としてあげられうる(資料・浦田一郎報告参照)。

このような全部代替型によれば、法科大学院は法曹養成のみならず、法学研究者 養成においても中心的な機関となり、法科大学院を共通の基盤として、法曹志望者 は司法研修所に、研究者志望者は博士後期課程にそれぞれ進むという構造ができる。 この構造は、もともと研究者養成から区別して専門職業人の養成に特化すべき専門 職大学院のコンセプトと調和しない。しかし上で指摘したように、ここでは、専門 職大学院のコンセプト如何という一般論ではなく、法学研究者の養成という課題の なかで、法科大学院をどのように位置づけるかという問題として独自に考えてみな ければならない。 では、法科大学院では、研究者養成のための博士前期課程にふさわしい教育が行われうるであろうか。極めて理念的には、法曹養成教育も研究者養成と同じ課題を持つべきであると考えられる。現代の法律家は、社会の紛争を法的に解決しようとするとき、習得した既存の法と法知識のみに頼ってすますことができない。法律家の活動は、実践において研究し、創造的な法実務を形成するという役割を避けることができない。これからの社会が要求する法律家は、Researcher in practice とでもいうべき人材である(広渡清吾「法曹養成教育と法の基礎科学」『法律時報』2002年8月号64-68頁参照)。法科大学院の教育がこうした人材の養成にきちんと向けられるものであれば、そこで行われる教育は研究者養成のためにも有意義なものである。将来とも法学研究者であろうとする学生と法曹志望の学生が法科大学院で共に学び合うということは、十分に可能な想定である。もちろんこの場合、法曹志望の学生と研究者志望の学生は、学び合うなかで重点の置き方を異にするから、このような異なった学び方を可能にするように法科大学院のカリキュラムが用意されることが前提である。

こうした理念的な像は、しかしながら、法科大学院の現実と照らし合わせたときにそのリアリティーを保障できるものではない。 出発した法科大学院の多くは、専門職大学院としての要件の下に実定法と法実務に関わる実際的な教育を中心にし、合格者枠のしばりの下で、司法試験の重圧が学生達を支配し、教師もまたそれを意識して教育に集中せざるをえず、研究を棚上げするという状況が広く見られるのである。現状から見通すならば、全部代替型は、法学研究者養成の普遍的モデルになりえないと考えるべきである。

#### (3)-2 アンケート結果にみる将来像

「法学部アンケート」は、研究大学院をもつ法学部等に「今後の法学分野における大学院のあり方について」一般的問題として尋ねている。3分の2の多数は、「学位取得のための通常の研究大学院と専門職大学院である法科大学院が並行する制度が続くと考える」と回答している(65大学中44大学、67.7%)。これに続くのは、「少なくとも実定法専攻者は法科大学院を経由して後期課程に進学することになると考える」(17大学、26.2%)である。そして、「法学研究者は実定法専攻であると否とに拘わらず司法試験を合格した上で研究者になることが望ましいので法科大学院がすべての研究者養成の前期課程になると考える」は、ごく少数に留まっている(3大学、4.6%)。その他の1大学は、並行する制度をとりながら、法科大学院修了者が法学研究大学院に進学する制度改革を検討中であると答えている。

以上の意見分布は、上記の分類法をつかうと、独立型が3分の2、非独立型が3分の1、非独立型のうち一部代替型が4分の3、全部代替型が4分の1という概観がえられる。これは、大勢は現状維持的であることを示している。しかし、この状

況は、上述のように流動化する要因をはらんだものであることを考慮しておかなければならない。

## (3)-3 法学研究者養成の今後

法学研究大学院の将来像として本質的な問題は、法学研究者の今後の供給が質的に、量的に確保されていくだろうかということである。法科大学院の設立は、一般的にいって、この見通しに消極的に作用する要因を生み出している(資料・山本爲三郎報告参照)。

学生の側の状況を推測すれば、まず法曹の道が拡大したことによって研究者志望が相対的に魅力をうしなうことがある。また、独立型の研究大学院へ進学することは、法科大学院教員としての就職可能性がないという進路上の不安をともなう。さらに、研究者を志望して一部代替型や全部代替型の法科大学院に進学することは、これまでよりも授業料負担が大きく、また、法曹資格の取得と研究者養成の二重の課題をやり遂げるというこれまでよりインテンシヴな勉学要求に直面する。代替型の法科大学院に研究者志望で進学することは、相当の自信と能力をもった学生に限られる可能性がある。もちろん、これは学生に法曹資格をもった研究者という新しい可能性への挑戦として積極的に受け止められるかぎりにおいて、新制度のメリットともいうべきであるが、いずれにしても学生にとっては、よりハードな選択のイメージで受け止められるであろう。

教員の側の状況は、なによりも教育の負担過重である。研究者養成のための大学院教育は、教員の研究活動を不可欠の基礎にする。むしろ、大学院教育は研究活動の一環ともいうことができるが、全体としてこの研究活動の停滞がすでに問題として指摘されている。この事情は、中期的には新規教員の補充によって改善されうるはずであるが、教員の供給を十分に行う体制と条件が法科大学院の設置によって弱体化するという悪循環が危惧されている。

研究者養成課程については、すでにふれたように、代替型の場合にこれまでよりも実定法解釈学の比重が大きく高まることが予想される。法科大学院の教育のなかで研究者養成のための独自のカリキュラムと研究指導がどのように用意されるのか、これは代替型を採用したそれぞれの大学院のあり方に依存する。ただし、いずれにしてもこれまで博士前期課程で行われてきたような法学研究者としての基礎的学識の形成、古典の読解、外国語文献の講読、課題意識形成のための少人数演習、さらに研究論文(修士論文)の執筆等は、同じように行うことはできない。これは、この課程で養成される研究者の研究のあり方に影響を及ぼし、現代的実際的問題に関心が集中し、歴史的、理論的な、また基本的問題への関心が薄れるという可能性も否定できない。

法学研究大学院の将来像は、現状について独立型、非独立型、そのなかの代替型と非代替型、さらに全部代替型と一部代替型として整理したが、大きくまとめれば、

代替型と非代替型の2つの軸に区分できる。このどちらが法学研究者養成として優れているかは、現実の条件とこれからの変化にかかわり、にわかに断定することはできないが、以上の検討を通じて、次のことは確認しておかねばならない。

第1に、代替型は、研究者養成のために法科大学院のカリキュラムや研究指導に 工夫を行い、法曹資格をもった研究者の養成という新しい課題に挑戦する体制と教 員の準備が不可欠である。このなかで、全部代替型はとくに非主要科目実定法系や 基礎法系の研究者養成に消極的な作用を及ぼす可能性があり法学研究者養成モデ ルとして、必ずしも適合的でない。

第2に、非代替型は、法曹資格という付加価値をもった研究者の養成が並行的に 行われるという条件の中で、養成する研究者の個性と質を高める制度的改善と工夫 を進めることが必要であろう。とくに、博士課程修了者の博士号の取得を促進する ことが重要である。

第3に、代替型と非代替型は、いわば制度間競争をするという状況に置かれるが、 そうした場合にはこの競争が全体としての法学研究者養成を活性化する方向性を たえず探ることが必要である。たとえば、法科大学院教員に必ず法曹資格を要求す るような制度的な仕切りは、なるべく避けることが望ましい。

第4に、法科大学院の創設は、法学研究者養成にとって予測し難い不確定要因を 生み出しており、研究者の縮小再生産の悪循環をもたらすことも危惧されている。 各大学は、一定の制度の採用について状況の推移をみながら必要な見直しや再検討 を積極的に行うべきであると考えられる。

### 6 まとめと提言

#### (1) 法科大学院創設の意義と法学部・法学研究大学院との関係

法科大学院の創設は、日本の大学が法曹養成を自らの課題として制度的に引き受けることであり、質的にも量的にも十分の法曹を養成するための高等教育機関を設置するということにおいて画期的なことであった。 法科大学院は、専門職大学院として新たな教育機関として設置された。法科大学院の創設は、これまで法学専門教育を行ってきた法学部との関係をどうするか、また、研究者養成を中心的目的とする法学研究大学院との関係をどうするかという事実上の問題を含んでいたが、法科大学院の設計に際しては、制度的に2つの既存制度と法科大学院がそれぞれ別個独自の目的を持つものとされ、そのかぎりでこの問題は法科大学院の制度設計の外におかれた。

法科大学院は、こうして法学部および研究大学院との関係をどうするかという問題を大学の現場に残したまま制度化され、運営が開始された。この問題に解をみつけ、法曹養成に成果をあげるとともに、法学領域全体の教育と研究を発展させることが求められているが、法科大学院の制度は合格者枠との関係で安定した基盤を獲得しておらず、今後の存続と発展について大きな流動要因を抱え込んでいる。

法科大学院、法学部および法学研究大学院の相互関係、連携関係を検討するについては、法科大学院がこうした流動要因を抱えていることを踏まえて、これらの関係がある一律の方向ないしモデルに収斂すると考えるのではなく、現実の条件のなかであり方として複数の選択肢が存在し、複数のあり方の相互の制度間競争を通じて、法学教育と研究の全体の活性化が図られるという考え方がさしあたり重要である。この中で、各大学は、それぞれの選択について必要な見直し・再検討を積極的に行い、それぞれの制度の目的によりふさわしいあり方を追求していくべきものと考えられる。

## (2)法学部の将来像

法学部教育の目標は、これまで法的ジェネラリスト養成であることが一般的に承認されてきた。法科大学院の設置は、法学部で行ってきた法学専門教育の意義を再検討すること、つまり、ここでいうジェネラリスト教育の意味を問うこととなり、改めて2つの軸が導き出された。1つは「多様な社会的進路に応じて、より目的適合的に行う専門職業教育」であり、もう1つは「『法学基礎教育』、『法学教養教育』という表現で示されるような法学専門教育のリベラル・アーツ化」である。

この2つの軸は、従来のジェネラリスト教育の対極に位置するものではなく、むしろそのバリエーションであると考えられる。従来のジェネラリスト教育は、その一環に司法試験に対応する教育を含むことが暗に要求されたから高い程度の実定法の解釈学的教育が行われた。法科大学院の設置は、法学部教育をこの要求から解放するものである。この変化した条件の下でジェネラリスト養成教育を再構成すれば、これが法学専門教育のリベラル・アーツ化に対応するものであると考えられる。そして、より特化した専門職業的教育もリベラル・アーツ化した法学専門教育ないし再構成されたジェネラリスト教育を基礎に展開することによってはじめて適切に法学部における法学専門教育として位置づけられるものである。法学部では法科大学院準備教育も多様な社会的進路の1つとして受け止められるが、その教育内容の基本は専門職業的なものではなく、リベラル・アーツ化した法学専門教育である。

これまで社会に対して法学部の果たしてきた人材養成の役割(逆に言えばこれに対する社会のニーズ)は、法曹養成に特化した専門職大学院ができたということによって消え去るものではない。また、日本の法学士が日本社会において果たしてきた基本的役割、つまり日本社会のリーガル・リテラシーを底支えして専門法曹と市民の間のギャップを小さくするという役割の意義は、アメリカの識者が指摘するように決して過小評価されてはならない。

法学士の担うこうした社会的意義を自覚しながら、リベラル・アーツ化した法学専門教育ないし再構成されたジェネラリスト教育を基礎に学生の社会的進路の選択と社会的ニーズに応えることを目標とするということが、現在の諸与件のなかで見通しうる法学部の将来像であろう。そこでは法学専門教育が日本社会の求める人

材養成にどう応えることができるか、合わせてまた、専門教育が国際的な普遍性と 通用性をどのように獲得できるかが追求されなければならない。各法学部等は、そ れぞれがその教育理念を明らかにし、こうした将来像を見通しつつ、個性を発揮す ることのできる法学教育のカリキュラムを創造することが求められると考える。

## (3)法学研究大学院の将来像

法学研究大学院の現状について、独立型、非独立型、そのなかの代替型と非代替型、さらに全部代替型と一部代替型として整理したが、大きくまとめれば法科大学院が博士前期課程に代わるものとされているかどうかによって、代替型と非代替型の2つの軸に区分できる。代替型が法科大学院の創設によって出現した新たな法学研究者養成コースである。

代替型についての問題は、研究者養成課程において、これまでよりも実定法解釈学の比重が大きく高まると予想されることである。代替型の法科大学院の教育のなかで研究者養成のための独自のカリキュラムや研究指導が用意されたとしても、博士前期課程で行われてきたような法学研究者としての基礎的学識の形成、古典の読解、外国語文献の講読、課題意識形成のための少人数演習、さらに研究論文(修士論文)の執筆等を同じように行うことはできない。これが今後養成される研究者にネガティブな影響を生むことがないようにあらかじめ対応が考えられるべきであるう。

代替型と非代替型のどちらが法学研究者養成のあり方として優れているかどうかは、現実の条件と今後の変化にかかわり、にわかに断定することができないが、法学研究大学院の将来像として本質的な問題は、法学研究者の今後の供給が質的、量的に十分確保されるかどうかということである。法科大学院の設立は、一般的にいって、この見通しに消極的に作用する要因を生み出していると考えられる。これを踏まえつつ、法学研究者のよりよい養成のために次のことが確認されるべきである。

第1に、代替型は、研究者養成のために法科大学院のカリキュラムや研究指導に 工夫を行い、法曹資格をもった研究者の養成という新しい課題に挑戦する体制と教 員の準備が不可欠である。このなかで、全部代替型は、とくに非主要科目実定法系 や基礎法系の研究者養成にとって消極的な作用を及ぼすおそれがあり法学研究者 養成モデルとして必ずしも適合的でない。

第2に、非代替型は、法曹資格という付加価値をもった研究者の養成が並行的に 行われるという条件の中で、養成する研究者の個性と質を高める制度的改善と工夫 を進めることが必要であろう。とくに、博士課程修了者の博士号の取得を促進する ことが重要である。

第3に、代替型と非代替型は、いわば制度間競争をするという状況に入るが、この競争が全体としての法学研究者養成を活性化する方向性をたえず探ることが必

要である。たとえば、法科大学院教員に必ず法曹資格を要求するような制度的な仕切りは、なるべく避けることが望ましい。

第4に、法科大学院の創設は、法学研究者養成に予測しがたい不確定要因を生み出しており、研究者の縮小再生産の悪循環をもたらすことも危惧されている。各大学は、一定の制度の採用について状況の推移に応じて必要な見直しや再検討を積極的に行うべきである。

## (4)日本学術会議の役割

法科大学院の創設が所期の目的をどのように果たすことになるか、またそれに起因する法学教育および法学研究の領域に生じている変化がどのような方向に収斂していくか、これらを見届けるには今後なおかなりの時日を要するものと考えられる。この流動的な状況は、各大学の創意的な努力によってよりよい発展と改革に結びつけられなければならない。日本学術会議は、この認識に立って、各大学の主体的努力を有効に支えるために、その活動と経験を交流し、情報として蓄積し、事態を分析し、次の展開の基礎を作り出すことに向けて、組織的な取り組みを今後も引き続き行う必要がある。

日本学術会議は、こうした取り組みとともに、全体の事態の推移、すなわち、法科大学院における法曹養成の実績、法学部における新たな法学専門教育の展開、および法学研究大学院における研究者養成の実績について客観的な状況把握を系統的に行い、事態の改善の必要があれば適切な形で問題提起をすることに努めなければならない。法科大学院の創設の意義を確認し、法学教育および法学研究の新しい像を構築する課題は、1つの集団的な取り組みのプロセスと考えられるのであり、日本学術会議は、そのプロセスにおいて、科学者コミュニティーの代表機関として、俯瞰的、学術的見地から有効にして適切な役割を果たすことが求められている。

日本学術会議の改革により従来の第2部(法学政治学)は、新1部(人文社会系)に発展的に解消されるが、いうまでもなく以上の課題は、日本学術会議の課題として新1部に引き継がれるべきものである。

## 参考資料

- ・第2部対外報告『法学部の将来 法科大学院の設置に関連して』(2001年5月) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/data\_18\_2.html
- ・第2部対外報告『法科大学院と研究書養成の課題』(2003年6月) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/data\_18\_2.html
- ・司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書 21 世紀を支える司法』(2001 年 6 月 ) http://www.kantei.go.jo/jp/shihouseido/report/ikensyo/index.html
- ・司法試験委員会「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」(2005年2月28日) http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/050228-1-1.html

# 資 料

## シンポジウムの講演と報告

シンポジウム「法学部をどうするか-法学教育と法学研究の将来像」は、第2部および法学政治学教育制度研究連絡委員会の主催で2005年2月18日に日本学術会議大会議室において開催された。シンポジウムの諸報告(村上淳一講演を除く。)は、『法律時報』2005年6月号および7月号に掲載されている。

## グローバル化と法 リベラル・アーツとしての法学教育の試み

村 上 淳一

はじめに

法学部で法を学ぶ学生に、法に対する興味をもってもらうためには、どのような内容の授業をすればいいのか? 法学教育の再検討にとっていま必要なのは、ますます細分化されていく法情報を細分化された形態で教え込むこと、そのための「充実したカリキュラム」を編成することではなく、多彩な法情報を相互に関連づけながら教えるための、教員各人の工夫であろう。広い視野に立った専門的知識の習得を学生に期待するなら、教員自身がその見本を示せなければならない。ただし、見本を示せるための研究のあり方は千差万別である。以下に述べるのは、できるだけ広い視野に立ってドイツの実定法秩序を紹介しようと努めてきた一教員の取り組み方を、参考に供する試みにすぎない。

## 1. 近代の法理解

法とは権力によって支えられた規範であるとすれば、法と権力それぞれの在り方 の間にも密接な関係が見出される。集権化がまだ不徹底だったヨーロッパ中世にお いては、地域的諸権力が自力行使に訴えてでも主張するさまざまの個別的権利の契 約的ネットが、法であった。初期近代においてようやく、法とは権利者たちの契約 ネットではなく支配者ないし国家の命令であるという見方が、徐々に優勢になる。 17世紀の半ば、この新しい見方に基づいて、法(law, lex)を権利(right, ius)から明 確に区別しなければならないと説いたのが、ホッブズであった(『リヴァイアサン』 1651 年、ラテン語版 1668 年 )。「権利(ius)という語と法(lex)という語はしばしば 互いに支え合うものとして用いられるが、両者ははっきり区別されなければならな い。すなわち、権利とは、何かをしたり、しなかったりする自由である。これに対 して、法は、何かをしたり、しなかったりするように拘束するものだから、1つの 事柄について権利と法が両立することはない」(第 14 章)。 ホッブズがラテン語版 で、英語の civil law に当たるラテン語として、ローマの市民法を指す ius civile で はなく leges civiles という呼称を用いているのは、諸権利の契約的ネットという中 世的な法観念から国家の法命令という近代的法観念への転轍を明確に示すもので あった。

1691 年、すなわちアムステルダムで『リヴァイアサン』のラテン語版が刊行されてから 20 年あまり経って、ドマの浩瀚な著作『自然的秩序における民事諸法』がパリで刊行された。そこでは、lois civiles は、責務 (engagemens)と相続 (successions)の両分野を含む民事諸法と訳すべきものとなっている。注目すべきは、ドマがまとめた当時のフランス慣習法において、「合意は契約を法たらしめる (Conventio legum dat contractui.)」というローマ法の原則が命脈を保っているこ

とである。ドマはこれを「合意は法に代わる(Conventions tiennent lieu de loix.)」という形で定式化し、この原則の前提として「責務(engagemens)は法に代わる」という一般的な命題を唱えている。後にサヴィニーが『占有法論』(1818年の改訂増補第3版以降)で指摘するように、ドマはアンガジュマン概念に、さまざまの債務のみならず、婚姻や親子のような身分関係に基づく責務をも含めていた。ドマは言う。「人間は誰しも国(societé)という団体(corps)の一成員であるから、自己の義務 (devoirs)と、各人の身分(rang)やその他の責務(engagemens)に基づいて定められた自己の役割(fonctions)を、果たさなければならない。それゆえ、各人の責務はそれぞれにとって、あたかも、自分が従うべき本物の法律のようなものである」(フランス語は当時の表記)。この解説は、アンガジュマンの概念を、諸権利の相互的義務づけのネットワークという中世的法観念からホッブズ的な国家法の観念への移行の姿でとらえようとするものではあるまいか。

その 200 年あまり後、ドマに負うところ多大であった 1804 年の Code civil は、ローマ法からドマに受け継がれた「合意は法に代わる」という言い方を改めて、「適法に形成された合意はそれを成した者たちにとって法律に代わる (Les conventions légalement formées tiennent lieu de loi à ceux qui les ont faites.)」(1134条)という表現をとることにより契約の拘束力を当事者間に限定しようとしている。おそらくこうした背景を意識すればこそ、サヴィニーは 1840 年の『現代ローマ法体系』第1巻で、契約という「法制度」(Rechtsinstitut)及びそれから導かれた「法規則」(Rechtsregel)としての契約法が、一般的な拘束力をもつものとしての「法」の発生根拠、すなわち法源(Rechtsquelle)であることを認める一方、その「法規則」に従って成立した「法関係」(Rechtsverhältnis) としての契約関係 Code civil のいう「適法に形成されたコンヴァンシオン」 は当事者のみを拘束すること、すなわち、一般的な拘束力をもつ法源たりえないことを、力説せざるをえなかった。民族法や法曹法に対する高い評価にもかかわらず、サヴィニーにとって「現代の法」は畢竟「国家法」に他ならなかった。

## 2.非国家法の復権と「国家なき世界法」

20世紀の初めに至ってようやく、このいわゆる「国家的法観念」を揺るがす試みが登場する。チェルノヴィッツの教授だったエーアリヒが、ハープスブルク帝国の東部辺境ブコヴィーナ公国における農村生活の観察に基づいて、こう論じたのである。「法にとって、国家に由来するということも、裁判所やその他の官庁の決定を基礎づけ、また、その決定に基づく法的強制を基礎づけるということも、概念の本質的要素をなすものではない。法の概念には第四の要素があり、われわれはそこから出発しなければなるまい。すなわち、法とは一個の秩序(Ordnung)なのだ」(『法社会学の基礎理論』1913 年 )。この「秩序」を、エーアリヒは「生ける法」とも称しているが、それは4種の「法の事実」に基づくものとされる。すなわち慣行、支

配、占有、意思表示が、「秩序」を形成する要素とされる。単なる慣行を別とすれば、あとの3要素はホッブズが法の定義から消去しようとしたものに他ならない。 国家の外で主張される支配と占有は、中世的な意味での「権利」であり、意思表示は「契約」という形をとって、「秩序」すなわち中世的な意味での「法」を形成することが期待される。

エーアリヒは、やはり国家的法観念に対する批判に基礎づけられた自由法運動の担い手の1人として法学方法論に対するそれなりの影響力をもちえたが、かれの法源論は 日本では田中耕太郎の『世界法の理論』(1932 34年)において高い評価を得ることになったにもかかわらず 少なくともドイツでは十分に評価されるに至らなかった。20世紀も末になってようやく、グローバル化の波とともに、エーアリヒの問題提起が想起されることになる。グンター・トイブナーによれば、今日、世界市場や人権保障や環境保護といった世界社会のさまざまの分野が、「国家的制度から比較的切り離されたところで」形成され、それぞれに独自のグローバルな法秩序を生み出している(「グローバルなブコヴィーナ」1996年)。「もとより、エーアリヒのいうブコヴィーナの 生ける法 との違いは大きい。……新しい世界法は、伝統の在庫から生まれるのではなく、特殊化され、しばしば形式を備えて組織され、比較的狭く定義された、経済的、文化的、科学的、または技術的なグローバル・ネットワークの、継続的な自己生産から生まれてくるのである」。

このように説くトイブナーは、ただちに、「効力のある法がトランスナショナルなレヴェルで、つまり国家の権威も国家的サンクションも、国家の政治的コントロールも民主的なプロセスによるレジティマシーもなしに、自生的に成立するなどということが如何にして可能か」、という問題と取り組む。サンクションについてのみトイブナーの議論を紹介すれば、かれはニクラス・ルーマンに依拠しながら、サンクションはいまではむしろ、規範形成を支えるシンボルとしての役割を果たすものになっている、と主張する。「決定的に重要なのは、具体的な法主張が自己の妥当要求をどのようにしてコミュニケーションに乗せるかということである。……ルールは、コミュニケーション行為において法 / 不法のバイナリー・コードに従う場合にのみ、法的ルールになる」。国家的な裁判制度という組織されたサンクションを知らない非国家的な法の場合、国境を超えて展開される契約関係がみずから、仲裁制度のような自己の非契約的基礎を生み出し、それをサンクションのシンボルとして法的コミュニケーションが行われるのだ、とされる。

非国家的な法がこのように法として正統化されるにしても、その結果、世界法は著しく断片化した姿をとらざるをえない。もとより、トイブナーは、国家中心的な法観念を批判する。「それは、グローバルな一体性[まるごとのグローバル化] それどころか集団的な行為能力の要求[大国のグローバル・スタンダードに反する部分の行為能力の否定]にまで至りかねない。そうなると、断片化されたグローバル化という今日の状態には相応しくなくなってしまうからである」(「さまざまのグロ

ーバルな民間憲法(Zivilverfassungen): 国家中心的憲法理論に肩を並べるもの」 2003 年 》 それにもかかわらず、ゆるやかで変動を免れないとはいえとにかく一個 の世界法に期待をかけるというなら、それは、さまざまの分野ごとの契約ネットが さらに 1 つのネットを成しているものとして考えるしかないというのが、トイブナーの見方である。2001 年の「ドー八宣言」の成立に至るプロセスが、一例として挙 げられる。「経済志向の WTO 体制は、保健政策の原理の洗礼を受けて、自己の論理を制約する定式を内部で書き直した。 ……自己と衝突する法の、自己の法への re-entry によって、システムとシステムの衝突は レジームが崩壊してはじめて 環境に開かれたプロセスが進行するのを待つまでもなく 法の問題(quaestio juris)に翻訳されうるのだ」(トイブナー/フィッシャー・レスカーノ「レジーム間の衝突: 法統一ではなくネット化による両立可能性を」)。

ただし、そうなると、システム分化が実現してはじめてネット化を云々しうるということになる。ネット化とリ エントリー (ルーマンによれば「内部転写」)というコンセプトは、システム分化を殆ど知らないような秩序と、どのような関係に立つのだろうか?

#### 3.非同時的なものの同時性

システム理論に反対する立場を取り、法 / 不法のバイナリー・コードを「合法性のユニヴァーサル・コード」で置き換えようとするのが、クラウス・ギュンターである。合法性のユニヴァーサル・コードとは、以下のような観念、原理、規則、法制度だとされる。「個人に帰属し自律的に行使される諸権利;それらの権利の裏面にある諸義務;一次ルールを決める権限を付与する二次ルール;過失責任/厳格責任の観念;それと関連して行為とその結果を自然人および/または社団法人に帰責させる基本規則;責任と制裁の予見可能性という原理;原告と被告の証明責任分配の規則;無罪の推定;公平な第三者という役割の制度化(裁判に対する上訴権を含む);双方の言い分を聴けという原理」(ギュンター「法理論的問題としてのグローバル化」)。

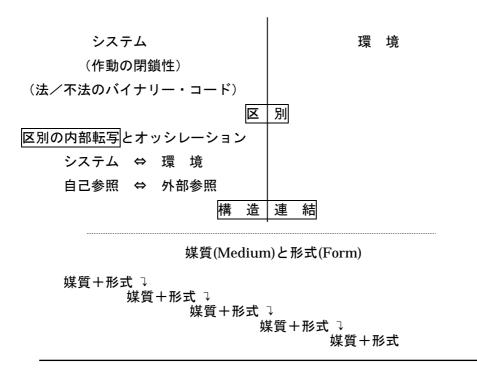
システム理論によるコードとプログラムの区別によれば間違いなくプログラムに属するこれらの原理等々をギュンターが「合法性のユニヴァーサル・コード」の構成要素として捉えたがるのは、ギュンターが師のハーバマースと同様に、「人々が一個の法共同体へと結合する遂行感覚の、不断の活性化」によって「非同時的なものの同時性」(コゼレック)を克服しようとするからであろう。これに対して、トイブナーは上述のように、「それは、グローバルな一体性、それどころか集団的な行為能力の要求にまで至りかねない。そうなると、断片化されたグローバル化という今日の状態には相応しくなくなってしまうからである」と批判すると思われる。もとより、ルーマンも、単なるバイナリー・コードの下でいかなるプログラムが形成されるかという問題に、無関心ではなかった。したがって、ルーマンは、晩年

の諸著作でコーディングとプログラミングの区別を次第に「媒質(Medium)」と「形式(Form)」の区別によって補完していった。「媒質と形式は、つねに手を携えて、つまり同時に、再生産される。媒質とは、未来のさまざまの可能性を未定のままにするものではなく、何らかの形式と手を携えて示されるものである。……そこから判るのは、とりわけ、媒質を形式として濃縮しうるためには過去のいろいろな形式形成を振り返る必要がある、つまり記憶が必要とされるということだ。……したがって、媒質と形式の区別はつねに、歴史的に効能を示してきた区別である。しかし、それだけでは、将来どのような形式が形成されるかは、まだ確定されない。別の言い方をすれば、媒質と形式の区別自体が、意味という一般的な媒質にとっての一つの形式なのである。社会は、意味[という一般的な媒質]によって、[その形式としての] 既定性(形式)と不定性(媒質)の区別 を再生産し、区別自体がもたらした不確かさに耐えていくことができる」(『社会の教育システム』2002年)。

媒質と形式の区別を、コードとプログラムの本来厳格な区別を相対化するものとして理解できるならば、法 / 不法のバイナリー・コードは、一般的な媒質としての「意味」(コードとしては有意味 / 無意味)が具体化されつつ分化していく最初のステップを意味するということになろう。そして、意味からシステム分化によって導出された媒質としての「法」(コードとしては法 / 不法)は、さらに 何らかの形式と結びついて プログラムとして再生産される。さらにこのプログラム自体が媒質として理解され、何らかの形式によって具体化される、等々。ルーマンがシステム分化を可能にするバイナリーなコーディングを固持しながら、プログラム形成をそれぞれのシステムの自照(Reflexion)にゆだねていることは、明らかであろう。これに対して、ハーバマース及びその驥尾に付すギュンターは、「合法性のユニヴァーサル・コード」を固定することによってグローバルな法文化の発展を大所高所から規定しようとするのである。

しかし、ルーマンは、次のように語っている。「国家もまた、特殊的組織として普遍主義的に振舞うという要請に服する。……国家が機能的分化と特殊的普遍主義の論理に従わないときは、……世界政治のアドレスとしての資格をみずから減少させることになる。そういう国家は、 人権 に関して、またおそらく マスメディアによる世界規模のコミュニケーションのおかげで 自国の国内政治に向けられる要請のアドレスとしての適性に関しても、問題を抱えることであろう。特殊的普遍主義とは、システムは作動における閉鎖性に基づいてのみ開かれたものでありうるということである。同時に、それは、システムがその 作動における閉鎖性によって、自己と環境の差異について自己内部で自照すること、その自照に基づいて或る1つの意思を すなわち作動の範囲外の環境とのアクティヴな関係をもつように強いられるということでもある」(「国家の変容」1995年)。

#### システム理論の基本的構図



#### 参考文献

Thomas Hobbes, Leviathan, Opera philosphica, quae latine scripsit omnia, Amsterdam 1668, Deutsche Übersetzung (1. u. 2. Teil) der lateinischen Ausgabe, 1970.

- 2 Jean Domat, Les lois civiles dans leur ordre naturel, 1691.
- ③ Friedrich Carl von Savigny, System des heutigen römischen Rechts, Bd.1, 1840.
- 4 Eugen Ehrlich, Grundlegung der Soziologie des Rechts, 1913.
- ⑤ Gunther Teubner, Globale Bukowina. Zur Emergenz eines transnationalen Rechtspluralismus, Rechtshistorisches Journal 15, 1996.
- **©** Gunther Teubner, Globale Zivilverfassungen: Alternativen zur staatszentrierten Verfassungstheorie, Zeitschrift für öffentliches Recht und Völkerrecht, 66, 2003.
- ⑦ Andreas Fischer-Lescano/Gunther Teubner, Regime-Kollisionen: Kompatibilität durch Vernetzung statt Rechtseinheit, Ms.
- ® Klaus Günther, Rechtspluralismus und universaler Code der Legalität: Globalisierung als rechtstheoretisches Problem, in: Lutz Wingert/Klaus Günther(Hrsg.), Die Öffentlichkeit der Vernunft und die Vernunft der Öffentlichkeit, Festschrift für Jürgen Habermas, 2001.
- Niklas Luhmann, Metamorphosen des Staates, Gesellschaftsstruktur und Semantik, Bd.4, 1995.
- Niklas Luhmann, Das Erziehungssystem der Gesellschaft, 2002.
   ニクラス・ルーマン (村上淳一訳)『社会の教育システム』東京大学出版会、2004年。冒頭でシステム理論の基本概念を説明している。

## 法科大学院の設置と法学部・法学研究科 - 何が問題なのか

伊藤 進

はじめに

わが国で、法曹養成に特化した高度職業人養成教育機関としての法科大学院が設置されて約1年が経過しつつある。日本学術会議では、法科大学院の設置準備の時点から、法科大学院が設置されることによって法学部教育及び法学研究者養成にどのような影響が生じ、どのように変革すべきであるかにつき検討てきたが、約1年が経過しつつある今日、その問題点もおぼろげながらにではあるが見えてきたように思われる。本稿は、このような状況を踏まえて開催された日本学術会議でのシンポジウム報告を基に若干の問題を提起するものである。

#### 一 法科大学院の設置と法学部教育の位置づけ

1 課題 従来の法曹養成システムは、法学部での法学教育を経て、司法試験によって法曹適格者を選抜し、司法研修所で実務法曹教育を行うというものであった。このような法曹養成システムでは、法学部に於いて法曹養成教育を担うものとして位置づけられていたことは明らかである。このため、わが国では、これまで法学部における法学教育では司法試験に合格することが困難であるとして、多くの者が司法試験受験予備校でも学ぶといとう、いわゆるダブル・スクール現象が生ずると共に法学部での法学教育よりも予備校での受験教育に依存するということになり、法曹養成システムとしては法学部の教育は形式にすぎず実質的には予備校での教育によるという形式と実質の齟齬が生ずることになった。その一方で、わが国が21世紀を迎えるに当たっての司法の役割の重要性が確認され、これに伴って「質」の良い法曹を大量に養成することが要請されることになった。これに応えるには、法曹養成システムを抜本的に改革することが必要とされ、法曹養成教育に特化した法科大学院が設置されたことは周知のところである。

そこでは、法学部での法学教育は法曹養成システムから外されたものとして設計されている。その新たな法曹養成システムでは、法科大学院教育を「プロセス」としての法曹養成の中核として位置づけ、法学部教育から切り離された3年制自己完結教育を理念とする教育システムとされていることからも明らかである。このことは、大学教育システムとしても、高度職業人養成教育はプロフェッショナル・スクールとしての専門職大学院に委ね、学部では 教養教育(リベラル・アーツ教育)と専門基礎を中心に教育すること、 学部で卒業する者は4年生で、さらに専門的な学習をすること、 学部で卒業する者は4年生で、さらに専門的な学習をすること、 学部で卒業する者は、社会に出てすぐに活躍できるようインターンシップなどを積極的に実施すること、 大学院への優秀な学生が学部3年修了から進学することを大幅に促進することが提言されていること(教育改革国民会

議報告「平成 12 年 12 月 22 日 」) にも対応するものである。

ここにきて、法学部教育をどのように位置づけるのかという新たな課題が提起されることになる。司法制度改革審議会においても、法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待されるとしている。以下では、それへの対応のための選択肢とその問題点につき検討する。

## 2 対応と問題点

(1) 従来型法学部教育の存続 法学部教育を従来のままで存続させるという対応は、それほど多くはなく、何らかの変更を行ったか、予定しているのが大半である(アンケート結果参照)。しかし、その変更が従来型法学部教育を抜本的に改革するところまで至っているかどうかについては更に調査の余地はないではない。もっとも、わが国では、これまで学部卒には専門性を求めてこなかったという状況や、法律の分野がある程度わかる人材の養成にとどめればよいとの教育理念からすると従来型法学部教育を抜本的に変革する必要はないということになる。特に、法科大学院の設置との関係でみるとき、これまで法学部において法曹養成を重視してきた大学は、10数校にすぎないわけであり、その他の大半の大学の法学部では法曹養成には主眼が置かれてこなかったことからすると、これらの大学に法科大学院が設置されたとしても、法学部教育に変革を加える必要はないともいえるのである。このため、仮に法学部教育の改革に取り組むにしても法科大学院の設置とは関係のないレベルにおいての改革ということにもなりかねない。

しかし、このような状況を踏まえても従来型法学部教育の存続という対応には、 つぎのような問題が残るのではないだろうか。産業界による従来の学部卒学生の採 用方針の転換との関係である。従来は、学部卒には専門性を求めてこなかったのに 対して、企業による自己教育の能力不足の自覚や、専門養成のための経済的負担の 転換のために、その専門性にも注目するようになったということである。そのこと は、前述の教育改革国民会議報告が端的に物語っているところである。

(2) 法学部の廃止・縮小化 法学部(又は法律学科)の廃止ないし縮小化による対応が考えられる。現状では、学生定員を減らしたり、減らすことを検討中が約半数校に及んでいる。その理由として考えられるのは、教育条件整備面からの廃止・縮小である。その最も大きなのが教員確保の困難さということではないかと推測される。私立大学では財政的事情もあっても学生定員を縮小することは非常に困難な面があるが、地方の国立大学ではそれほど抵抗なく行われ易い対応ではないかと推測される。しかし、このような教育条件整備面からの廃止、縮小は教育理念なき対応ともいうべきものであって憂慮される。もっとも、法科大学院の設置との関係においてみるとき理念に基づく廃止・縮小もあり得る。1つは、法曹養成システムにおける法学部教育害悪論に対応するものである。弁護士会を始め法曹界を中心に、

2 1世紀を担うに相応しい資質を持った法曹の養成には、これまでの法学部教育には期待ができないだけでなく害悪であるとの論議が展開されたことは周知である。そこで、これに対応して、それに代わるものとして法科大学院が設置された以上は、法学部教育から法曹養成部分を廃止すべきであるとの考えもできるわけである。2 つは法科大学院での法曹養成は自己完結教育を理念とし、法学部教育との接続は想定していないだけではなく害悪と見る立場もある。このため、今後、法曹養成に徹するには、法学部を廃止して法科大学院教育に一本化するか、できるだけ縮小して法科大学院教育にシフトすることが考えられる。

しかし、このような対応は、司法制度改革審議会も指摘する、法学部の「法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能」を放棄するものでもある。このことは、21世紀社会を迎えるにあたり、「日本社会は、明治以来、欧米諸国に追いつくという目的を達成するために、中央集権型の官主導体制を採ってきた。これが有効に機能した結果、日本経済は欧米諸国に追いついた。しかし、欧米に追いついた時点で、官主導体制は機能しなくなった。経済発展とグーロバルゼーションとが官主導体制を突き崩したのだ。他方、技術、中でも情報技術の進歩によって世界のグローバル化が進み、資本・企業・人の相互浸透が始まった。そのために、これまで問題解決の共通の手がかりとなっていた、共同体の価値共有が失われてしまい、ムラ的共同体の価値に基づく問題解決も機能しなくなった」(島田晴夫「月刊司法改革1999年12月号89頁以下)との認識の下、これに変わって「法という透明なルールの下で、適正な手続による利害調整と紛争の解決という司法機能への期待」、司法による秩序づけのためには、法曹専門家を増やすだけではなく、法的素養を身につけた社会人の一層の増大を必要とする21世紀の日本社会の要請に逆行するものではないかと思われる。

(3)教養教育へのシフト化 大学審議会答申によると、学部教育の理念としては、主体的な変化に対応し、自ら将来の課題を探究し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる「課題探究能力」の育成のために「教養教育の理念・目標の実現のための教育」と専門基礎教育にあるとしている(大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」(平成10年10月26日〕)。また、弁護士会の一部では、法学部を廃止して教養学部化が法科大学院立ち上げの趣旨に最もかなうものであるとの意見も散見される。このことからも、形式においても法曹養成の任務を止揚した法学部教育は教養教育にシフトすることが考えられる。現に、約半数校が教養教育を見直したか見直しを予定しているとのことである。しかし、その見直しの方向として、リベラル・アーツ的な教育を志向するためとするのはごくわずかであり、その方向性はさまざまであるのか現状のようである。ところで、この教養教育化の方向をどこに定めるかによって、法学部教育の位置づけも異なることになる。それが「法」を抜きにした教養教育化であるとすると法学部での教養教育である必然性はなくなりやがては法学部教育崩壊につな

がることになることは明らかである。また、法科大学院の入学者選抜においては法科大学院での法曹養成教育の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す適性試験を必須としていることから、教養教育の名の下で、このような資質教育を行うことも考えられるが、これでは法学部教育は法科大学院入学のための受験予備校化することも明らかである。このことから教養教育化も法的素養を中心とした教養教育へのシフトが望まれることになる。そのための教育としてリーガル・リテラシー教育を行うなど工夫がされてきているようであるが、その教育内容は未だ確立されていないのが現状ではないかと思われる。法学部教育としては、その確立が急務となろう。ただ、その一つの答えとして、日本学術会議シンポで行われた村上淳一教授の特別講演「グローバル化と法」で得られたことを付言して置きたい。

- (4) 法学基礎教育重視化 前述の大学審議会でも、学部教育の理念としては、教養教育と共に、専門教育としては「学問研究の成果を単にそのまま知識とて教えることに終始するのではなく」専門基礎を教育することにあるとする。また司法制度改革審議会も、法科大学院導入後の法学部教育については、法学基礎教育をベースとしつつ独自性を発揮することが期待されるとしている。現状では約2割の大学でそれを目指しているようである。しかし、法学基礎教育とはどのような教育内容であるべきなのか。基本的な法分野に重点を置いた体系的な法理の習得教育ということになるのがどうか。かってのカリキュラム改革を契機として、各大学が競って、多様な法学専門科目を多数配置している現状において、それを整理し、いわゆる骨太のカリキュラムの再編まで求めるものなのかどうかという課題が残されている。
- (5) 法的ジェネラリスト教育化 法的素養を備えたジェネラリストの養成を目指すものである。約2割の大学で、法学基礎教育をベースとしたジェネラリスト養成教育を目指すとしている。これは、法科大学院では法曹としてのプロフエッショナル教育が行われるに対比したものである。ただ、法的ジエネラリスト教育が単に広い範囲の法的知識習得教育と化する危険がないではないであろう。また、これまでも、法学部教育として法的素養を備えた人材の排出という機能がなかったわけではないことから、どこが異なるのかを確認して行うことが肝要といえよう。
- (6) 副専攻制の導入による法専門職業的教育化 学生の多様な進路に対応するため、その進路に応じた専門的法律科目についての特化教育を行うと共に隣接関連科目を副専攻科目として導入するものである。中央教育審議会でも、米国の主専攻、副専攻のような複数の学部・学科の専門科目を同時に履行できるようなカリキュラムの工夫も1つの選択肢に挙げている。司法制度改革審議会では、若干ニュアンスが異なるが法学基礎教育をベースとしつつ、副専攻制の採用等による幅広い教育も独自性を競う中での1つの選択としている。これらの影響によるものか、副専攻制がどこまで導入されているのかを把握することができないが3割強の大学が法専門職業的教育化を目指すとしている。このような教育化の成果は、副専攻制の導入

の仕方にかかっていると共に、全方向的に行うことは不可能であり特定の専門職業 に限定することが肝要ではないかと思われる。

- (7) 準法曹養成教育化 司法書士、弁理士、行政書士、税理士などの法曹以外の 法律関係職や緒資格者の養成に徹することも考えられる。統計としては見られない が、従来から副次的行われてきたものと推測されるし、更に強まりつつあるのでは ないかと思われる。しかし、このような教育化に徹することになると専門予備校化 することは必然であり、大学における法学教育に適合するものなのかどうか、そこ まで割り切ってよいものなのかどうかの疑念が残る。
- (8) 法律職公務員等養成教育化 法律職の国家公務員・地方公務員や裁判所職員などを目指す学生の育成を目指すものである。準法曹養成教育と共に、従来から行われたことは明らかである。しかし、法科大学院に設置に伴って、このような教育に徹することへの懸念は準法曹養成教育化と同様である。公務員試験予備校化への懸念である。

## 二 法曹養成と法学部教育の関係

#### 1 課 題

法学部教育は、法科大学院の設置によって、理念的には、法曹養成教育から排除されたことは前述した通りである。法曹養成システムとしても、法科大学院の設置が検討される過程において議論された法学部教育と法科大学院教育の2階建て教育方式、すなわち法学部4年+法科大学院に2年制や法学部3年+法科大学院3年制案を一切排除した法科大学院3年での自己完結教育を原則としたのもその現れである。それでは、このような法曹養成システムにあって、法学部教育は法曹養成に全く携わることなく等閑視するという状況にあるのかどうか。特に法科大学院における法曹養成システムのなかに、例外的にではあるが法学既修者制が認められたことから、この既修者と認定される者の教育、すなわち法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められるに至るまでの教育の担い手との関係において法学部教育がクローズアップされる可能性がないわけではないことからすると、法学部教育と法曹養成との関係につき見ておくことも重要である。またその関係状況によっては法科大学院での自己完結教育を原則とするとした法曹養成システム自体も変革されることになりかねないであろう。

#### 2 対応と問題点

(1) 法律基本科目重点教育化 法学既修者は法学部出身者であると否とを問わないとされてはいるものの、法律学の基礎的な学識を修得するには、法学部での法律基本科目の体系的な修得を前提とするのは必至である。法学既修者制の導入は法学部における法律基本科目重点教育化をもたらすものであることは当然の論理でもあろう。また、法科大学院教育においても、ここにきて、わが国のような成文法主義国にあって、法科大学院1年次だけで法律基本科目の修得が無理ではないかと

いう意見もないではない。このような状況から、法学部での法律基本科目重点教育 化への期待には根強いものがみられる。このため、法学部教育の中に法曹を目指す 学生のためのコース制を設置し、あるいは設置することを検討している大学がかな りあるのではないかと推測される。法学部教育における、このような対応は推進す べきなのがどうかである。このことは、結果として、法学部4年+法科大学院2年 の2階建て教育化をもたらすことになる。法曹養成システムとして、このような2 階建て教育を排除目的は当初から崩れさることにもなりかねないわけである。法科 大学院において法学部生以外の学部生を受け入れることによって多様な学識を持 った者を法曹として登用しようとする目的は崩れさることになるし、法曹を目指す 者はやはり法学部に入るべきであるとの、かつてのシステムに戻りかねないという 問題の生ずるのは必然である。それだけではなく、法学部でのこのようなコースを 選択してはいたが法学既修者としての認定を受けられなかった学生は、法科大学院 には法学未修者として入学する途を選択することになる。そして、法科大学院では、 この1年を振り返ってみて法学部からの法学未修者と、他学部からの純粋法学未修 者との間には法的知識において歴然とした差があるとの評価が一般的である。この ことから同じ法学未修者であっても法学部からの法学未修者を選抜するというこ ともありうるとすると、国家的改革としてなされた法曹養成システムが完全崩壊の 危機にさらされることにもなりかねないでしろう。

(2) 教養教育化と飛び級による未修者入学教育化 法学部教育の教養教育化の方向性は多様であることは前述した通りである。そのうち、法科大学院の入学者選抜の前提とされる適性試験に対応するための資質教育に徹し、学部4年ないし学部3年からの飛び級による未修者入学も考えられないわけではない。しかし、このような対応は、まさに法学部教育の予備校化であることは明らかである。これに対して、法的素養を中心とした教養教育に徹し、そこで優れた学業成績を収めた者につき飛び級による未修者入学を目指す教育化は、一顧に値するものであろう。司法制度改革審議会では、いわゆる飛び級制度の適宜活用は望まれるとしている。しかし、このような対応が成熟するには、法学部教育と法科大学院教育との連携が不可欠ではないかと思われる。法学部教育の段階における学業評価が各法科大学院での教育理念にマッチし対応することが求められるからである。このことからすると、今回の法曹養成のシステム化に当たって排除された法学部3年+法科大学院3年の2階建て教育を再考することが肝要になるのではないかと思われる。

## 三 法科大学院の設置と法学研究者養成

#### 1 課 題

研究者養成の任務を担ってきた大学院システムとしては、教育改革国民会議報告 (平成12年12月22日)はプロフエッショナル(高度職業人養成大学院)と研究者養成のための大学院(研究者養成型大学院)とを多様な形態で設けることを構 想し、大学審議会(「大学院における高度職業人養成について(答申)」平成14年8月5日)も、現行の学校教育法における「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」を目的とする研究大学院と、「高度で専門的な職業能力を有する人材の育成」を目的とする専門職大学院との2本立てのシステムとすることにした。日本学術会議(「教育体系の再構築」特別委員会報告「21世紀の高等教育が直面する課題、教育のグローバリゼーションへの対応」平成14年4月4日)も、21世紀への大学の課題として「学術後継者養成、高度職業人育成、専門知識を活かす職業を選択する人材の育成、一般社会人として活躍する人材の育成などに関して、対象毎に、明確にする」ことが必要であると指摘した。このようにして、わが国では、大学院システムが二分化したなかで、研究者養成を思考していかなければならい状況にあるわけである。

このような状況のなかで、法科大学院は専門職大学院の典型として位置づけられ、設置されることになったわけである。このことによって、法学研究者養成は、法科大学院教育とは全く無縁なものになったと割り切ってよいのかどうかである。司法制度改革審議会も「法科大学院は法曹養成に特化した大学院であり、研究後継者養成型の大学院(法学研究科ないし専攻)と形式的には両立するもの」としながらも、

「内容的にはこれらと連携して充実した教育研究が行われることが望ましい」としている。また、将来的には、法科大学院の教員は、少なくとも実定法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待される」としていることとからすると、法科大学院教育を経由することを前提としているものといえよう。このことから、法科大学院教育は法学研究者養成とは全く無縁として切り捨てるべきではなく、研究大学院との連携、或いは法科大学院教員の養成に大きく係わらざるを得ないということになろう。

このことからすると、現状の課題としては、 主要教員の法科大学院への移籍・ 流出と、法科大学院教員が博士前期課程での指導教授資格のないことによる研究大 学院での研究指導力の低下とその回復の方策、 法科大学院教員が博士後期課程で の研究指導資格が認められてはいるものの、それに伴う負担増と研究指導のための 環境整備の方策、 これまでの博士前期・後期を通じての一貫指導教授制から後期 のみの指導制への研究指導体制の変化、別の観点からすれば、これまでの徒弟的研 究指導から集団的組織的指導への変化への対応、 法学研究科博士前期から後期に 代わる法科大学院から法学研究科博士後期課程ルートへの変更に伴い、その研究内 容において基本原理まで掘り下げた研究指導が可能か、あるいは法理論研究の土壌 は枯渇しないかの懸念などが考えられる。

#### 2 対応と問題点

このような法科大学院の設置に伴う法学研究者養成への対応と、それに伴う問題点を概観するとつぎのようである。

研究大学院を設置しないで、法科大学院での法曹養成教育に徹する場合。現状

では法科大学院のみを新設した大学においてみられるが、既存の法学研究科を廃止して、このような対応をした大学は見られないようである。もっとも、既存の法学研究科については研究者養成としてではなく各種国家試験等に対応するものとした対応は、この場合と同様の対応ということになろう。ところで、これも選択肢の一つではあるが、この場合は自校の法学部及び法科大学院教員の養成をどうするかという問題が残る。

法科大学院と研究大学院とを一体化する場合。大学院大学あるいは国立大学には多く見られるようである。形態的には問題はないということになるが、法科大学院を独立研究科としなければならないとする設置基準上の曖昧さが残るし、この場合でも法科大学院教員は博士前期課程の指導教授として指導できないとすることとの関係での研究指導体制整備はクリアできないことになろう。もしこれらが曖昧なままで推移するとすれば、大学院システムの二分化が実質的に意味をなさないことになりかねないのではなかろうか。

法科大学院と博士後期課程とを接合して一体化する場合。法学研究科の博士前期課程を全廃する対応である。現状では、ごくわずかではあるが、このような対応をした大学があるし、それが望ましいとの意見も見られる。前出の、将来的には法科大学院教員は法曹資格を持つことが望ましいとする司法制度改革審議会の提言を実行するものでもあろう。しかし、この場合、法史学、法哲学・法社会学などの基礎法科目や比較法科目の研究者養成にも適合するシステムとするにはどうするかという課題を残る。法科大学院教育の目的、内容との関係において可能なのかどうかである。同様の問題は、実定法研究者の養成に当たっても法学の基礎理論研究に対応できるのかどうか問題となろう。

実定法については博士前期課程を廃止するか縮小し、基礎法学や比較法学については従来通りとする場合。実定法研究者養成は法科大学院から博士後期のルートのみとし、基礎法・比較法研究者養成は博士前期から博士後期のみとする対応である。現状では、2割弱の大学が、このような対応が望ましいと考えているようであるし、今後、法学研究者を目指す学生の多くが、そのような選択をするものと想定されないわけではない。また、法科大学院に設置に伴っての主要教員の移籍・流出は、主として実定法についてであるという現状からすると、現状対応としては妥当を対応といえるし、将来的な法科大学院教育の養成という観点からみても望ましい対応ともいえよう。しかし、この場合、実定法研究者について、実務的な法解釈学を主とする実定法研究者の養成は可能であるとしても、実体法の基礎理論まで掘り下げての研究者の養成が可能かどうかである。将来的には、すくなくとも実定法についての法理論研究の土壌が枯渇するということにはならないかどうかである。

法科大学院と法学研究科を単純に併存させる場合。このことによって、実定法研究者養成は、博士前期から博士後期、と法科大学院から博士後期の2ルートを設けることになる。基礎法研究者養成は博士前期から博士後期が中心ということにな

ろう。現状では、半数弱の大学が単純併存するものと考えているようである。そして、このことによって、 の場合で課題とされた実定法研究者養成に当たっての法理論研究に関心のある者は博士前期から博士後期へのルートによって養成することが可能になる。しかし、このような対応は、少なくとも、わが国の指導教員資格を有する教員の数の面からみて可能がどうか。また私立大学にあっては財政的にも許されるかどうかという疑問が残る。もし、それらがクリアできるとしても、法科大学院教員について、現状における教育に対する負担の激増化をみるとき、相当思い切った人的・物的・制度的な研究指導時間の確保が伴わない限りは、教員個人の我慢によって短期的は切り抜けられるとしても、将来的には破綻する危殆を育んでいるものと思われる。さらには、将来的に法科大学院教員は法曹資格を持つことが望ましいとの基準によるときは、実定法研究者を目指す者としては、結果的には殆どが法科大学院から博士後期ルートを選択するという懸念も内包することになる。このことにより、法学研究者養成において最も懸念されるところの実定法についての法理論研究の土壌が枯渇化は避けられないわけである。

#### おわりに

法科大学院の設置に伴う法学部教育の対応については、現状では、かなりの温度差があるようである。もっとも、その原因としては、これまでも法曹養成に重点を置いてこなかった大学の法学部教育にあっては、法科大学院が設置されたとしても余り痛感する必要はなかったというものも含まれていることから、取り組みが足りないと評価しうるものではないであろう。この意味で、法学部教育への対応は、やや遅滞がちという程度ではあるが、今後は、法科大学院設置申請時における法学部教育との関係についての各大学の申請内容を検証しつつ更に議論の場を広げかつ深めていくことが望まれよう。

ところで、法科大学院の設置に伴う法学部教育の対応よりもより深刻なのが法学研究科の改革であり、研究者養成への対応である。多くの法学研究科では改革に手がついていなののではないかと推測されるし、改革が行われつつある場合も、わが国における法学研究者養成の在り方という観点からの取り組みには至っていないのではないかと推測される。また、法科大学院に至っては研究者養成への関わりの検討については皆無と言い切っても過言ではないのではないかと思われる。現状では、10年間は、法科大学院専任教員の内の3分の1においては、法科大学院教員と法学部教員との兼籍が認められ、これらの教員については博士前期課程の指導教員資格を認められていることから、制度的にはさほどの支障が現出してきていない。しかし、それは、これら兼籍教員を含めての法科大学院専任教員の犠牲の上に成り立った砂上の楼閣にすぎないのではないかと懸念される。このような状態がどこまで続くかである。年限的には兼籍承認が10年と限られていることから、そこまではということになる。しかし、この1年をみるとき、法科大学院教員の教育への専

念、それに伴う研究時間の激減、研究の質量の減少という状況をみるとき、10年後には法学研究者養成の指導に当たる法科大学院教員自身の法学研究の土壌が枯渇しているという懸念もないわけではない。このことは、単に、法学研究者養成の関係との問題ではなく、法科大学院における法曹養成教育においても深刻を問題を残すことになりかねないなのである。「研究なくして教育なし」だとすると、10年後をみたとき、優秀な法曹が育っていても、その後における法曹を養成できる適格者が枯渇し、わが国では世界に伍した法曹養成どころではないという悲劇が現出しないともかぎらないのである。このためには、法学研究科改革だけではなく、法科大学院教育システムにおいて法学研究者養成をどのように位置づけるのが、また法科大学院教員の研究をどのように確保するのかにつき真剣に考えて置くことが必至ではなかろうか。わが国の法学教育及び法学研究のあり方の根本を考える立場にある学術会議第2部としても、そのための提案を早急に打ち出すべきではなかろうか。

## 我が国における法学部・法学研究科の現状と方向性 - 学術会議第2部によるアンケートの結果から-

小 野 耕 二

#### 1 はじめに

日本学術会議第2部に設置されている法学政治学教育制度研究連絡委員会は、法科大学院設立後における、全国の法学部・法学研究科の状況について調査するため、本稿で紹介するようなアンケート調査を実施した。調査対象は、法学の専門教育を行っている全国の大学であり、その数は119機関に上った。ここで調査対象は法学部に限定されておらず、他の学部名・研究科名であっても法律学科などが設置されている場合には、調査票を送付した。ただし以下の本稿では、それらの機関を一括して、「法学部」・「法学研究科」と表記している。今回の調査は2004年10月から12月にかけて行い、郵送方式によって実施した。その結果、91機関から回答が寄せられ、回収率は76.5%となった。郵送方式による調査としては回収率が高くなっており、各大学の関心の高さがこの数字からも伺える。今回のこのアンケートは、下記のような3つの狙いを持つものであった。

- 1)法科大学院設立後における、法学部・法学研究科の現状の把握
- 2) 法学部教育のあり方についての、将来の方向性の検討
- 3)大学院法学研究科のあり方についての、将来の方向性の検討

本稿で具体的に紹介するように、今回の調査目的のうち、その第1についてはほぼ達成されたと思われる。また、第2と第3の狙いについても、それぞれの部局での取り組みの現状を明らかにすることはできた、と考えている。しかしその状況はいまだ分散的なものにとどまっており、そこに統一的な方向性を見いだすことは難しい。これらの点については、今後とも議論を続けていくことが必要であろう。本稿では、以下、第2節において、今回のアンケート結果を紹介しながら、上掲の各点について検討を進めていく。その際に、枠線で囲まれた部分は、今回のアンケートの質問文とそれへの回答状況を紹介したものである。スペースの都合上、文意のわかる範囲で質問文を省略している部分もある。また質問文の前にある数字は、調査票のものをそのまま紹介しておいた。そして第3節では、筆者が別途行ってきている「名古屋大学法学部生意識調査」における最近の結果にも触れながら、法学部生の進路希望の現状について紹介している。最後に、今後の課題について触れながら、本稿を閉じることとしたい。なお、アンケート結果の評価については本研究連絡委員会での議論を経ているが、それも含め本稿で表明している見解については、私個人が責任を有することを明記しておきたい。

## 2 今回のアンケート結果から読みとれること

本節ではまず、今回のアンケート調査の項目に即しながら、法学教育の現状について紹介し、今後の方向性についても検討を行ってみたい。そのため、前節に掲げた3つの狙いと関連づけながら、アンケート項目とのその結果を紹介することにしよう。

## 1)法学部・法学研究科の現状の特徴:

この第1の狙いに関して今回の調査からまず窺えることは、法科大学院の設立過程が一段落したということであり、それに対して他の新たな専門職大学院設置に対しては逡巡の姿勢が強く感じられる、という点である。他の専門職大学院に関しては、項目3と4の数字を加えても、全体の22%にとどまっている。

[3] 貴大学では、法科大学院等を設置していますか。(複数回答可・無回答1

(1)法科大学院を設置している。

58(63.7%)

(2)法科大学院の設置を計画している。

9 ( 9.9%)

(3)公共政策大学院等法科大学院以外の専門職大学院を設置している。7( 7.7%)

(4)公共政策大学院等法科大学院以外の専門職大学院の設置を計画。13(14.3%)

(5)専門職大学院の設置は計画していない。

16(17.6%)

(6)その他

15(16.5%)

次に学部学生の定員に関してみると、「変更なし」が50%、「減少」が25%となっており、全体として「現状維持からやや減少傾向」という状況であるが、削減幅はそれほど大きなものではない。半減以下の例は1件のみであり、三分の二程度への削減も数例を数える程度であった。逆に定員を増加させた例も5件あった。また法学部のカリキュラムについては、全体の8割強の機関が「変更」または「変更を計画」、と回答している。その中で、法科大学院進学希望者への特別対策は、「無回答」を除いた回答機関75のうちの57%(全体の47%)が「採っている(またはその予定)」と答えている。そして教養教育の見直しについても、約5割の機関が「実施」または「実施を検討している」との回答を寄せた。法科大学院の設立を期に、学部の専門教育と教養教育の双方において見直しが進められている、という現状が窺える。

[5]法科大学院等の設置に伴って法学部(又は法律学科)の学生定員 (無回答1)	を	变.	更	し	ŧί	った	か
(1)減らした。	2	3	(	2	5.	3	%)
(2)増やした。							%)
(3)変更していないが、これから検討する予定、あるいは検討中	1						%)
(4)変更していないし、当面は検討する予定もない。							%)
	·		•	•	٠.		,,,
[6]法科大学院の設置に伴い法学部のカリキュラムや履修方法等を (無回答3)	变	更	さ <sup>:</sup>	れ	まし	∪#	きか
(1)変更した。	4	9	(	5	3 .	8	%)
(2)変更していないが、これから検討する予定、あるいは検討中	2	5	(	2	7.	5	%)
(3)変更していないし、当面は検討する予定もない。							%)
[7] 項目[6]で(1)または(2)を選択した場合それはどのようなも (複数回答可・無回答16)	の	で	U	ኔ ·	うフ	か。	
(1)コース制の導入等によって必修等の枠を強め、学生の進路をよ	ጋ∄	<b></b>	Įξ	った	_教	育	を
行う。	3	3	(	3	6.	3	%)
(2)学生の選択の自由をこれまでよりもより拡大する。	1	9	(	2	0.	9	%)
(3)法学の基礎的科目や教養科目・隣接科目の割合を増加させる。			-				%)
(4)基本実定法科目の割合を増加させる。							%)
(5)開講科目数を精選し、減らす。							%)
(6)開講科目数を多様化し、増やす。							%)
(7) その他							%) %)
(7) その他 	2	U	(	_ 4	۷.	U ·	70 )
[8] 項目[6]で(1)又は(2)を選択した場合、法科大学院への進学							
ために特別の対策を採られていますか。また、採る予定がありますか	<b>'</b> 0	( ;	無	回名	<b>答</b> 1	1 6	)
(1)採っている(又は採る予定がある)。 43(47.3%)							
(2)採っていない。 32(35.2%)							
[11] 貴大学では法科大学院等の設置に伴って教養教育の見直ししょうか。(無回答2)	,が	行	わ	れ <sup>・</sup>	てし	, 1 <del>2</del>	るで
(1)すでに見直しをした。	1	4	(	1	5.	4	%)
(2)行われていないが、これから検討する予定、あるいは検討中	3	2	(	3 !	5.	2 (	%)
(3)行われていないし、当面は検討する予定もない。	4	3	(	4	7.	3	%)
			•				-

## 2)法学部教育の今後のあり方について

前項での現状把握に続き、本項では法学部教育の今後のあり方について、アンケート結果から探ってみることにしたい。前項ですでに紹介したように、法科大学院の設立をふまえた上で、多くの機関で法学部のカリキュラムを変更したかそれを計画中である。しかしその結果として、学部レベルでどのような法学教育をめざすのか、という問題については「模索中」という段階で、確定的な方向は見いだされていない状況であると思われる。この点に関する設問と、それへの回答状況は、以下の通りである。

まず「法学部教育におけるこれからの教育目標」に関しては、専門教育の維持が多数派で、リベラル・アーツ化の方向は少数派(6.6%)となっている。ただしその「専門教育の方向性」については、「多様な進路に応じた専門職業的教育」(35%)と、「ジェネラリスト教育」(22%)との二方向に意見が分かれており、「検討中」という14%の回答も含め、確定的な方向性は見いだしがたい。そして続く「法学部の今後の見通し」についての設問でも、現状維持は4分の1弱の少数派であり、「法学部の枠組み堅持で新しいあり方の模索へ」という回答が約66%に達している。本調査では、設問数の限界もあって、この内容についてさらに問いかけることはできなかった。この点でも、「新しいあり方」の内実を明確にする作業が今後必要とされていると思われる。

「13」 法学部教育におけるこれからの教育目標について、貴学部では現在どのよ うにお考えでしょうか。(無回答8) (1)主として法学部色を薄めリベラル・アーツ的な教育を志向する。 6 ( 6.6%) (2)主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育 32(35.2%) (3)主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す。 20(22.0%) (4)検討中である。 13 (14.3%) (5)その他(具体的にお書き下さい) 12(13.2%) |[14]法学部の今後についてどのような見通しをお考えでしょうか。(無回答1) (1)現状のままで存続する。 22(24.2%) (2)役割を見直し、法学部の枠組みを堅持しつつも、新しいあり方で発展させる必要 がある。 60 (65.9%)

5 ( 5.5%)

3.3%)

0

3 (

(3)当面このままだが将来文系他学部との統合・再編がありうる。

(4)廃止することがありうる。

(5)その他(具体的にお書き下さい)

## 3)大学院のあり方について

学部関係の設問に続く項目は、法学研究科など既存の大学院についての改革状況に関するものであった。これらの設問への回答状況から見ると、法科大学院の設置によっても既存の大学院には「改変はなかった」という回答が全体の37%を占めている。無回答を除き、回答校だけで考えるならば、その比率は約54%となる。前節で紹介した「学部教育」の設問への回答状況と比べても、対応がやや遅れている、という印象を受ける。また、大学院の今後のあり方については、約50%が「研究大学院と法科大学院との並立」と回答しており、当面はこの状況が続くと思われる。また、参加者からの関心が高かった「法学研究者養成」という問題に関しては、法科大学院がすべての法学研究者養成の前期課程となる、という立場は少数(3%)にとどまり、「少なくとも実定法研究者は」という限定を付した項目についても、約19%にとどまった。この回答状況から見て、法学研究者の養成に関しては、少なくとも今後しばらくは従来型の大学院がその役割を担っていくものと思われる。とするならば、従来型大学院への志望者をどのように確保するのか、法科大学院から従来型大学院の後期への受け入れ態勢をどのように整備するのか、といった問題を検討することが急務であろう。

- [15]法科大学院の設置によって既存の法学研究科等の大学院に改変がありましたか。(無回答28)
- (1)改変があった。 29(31.9%)
- (2)改変はなかった。 34(37.4%)

(6) その他 ( 具体的にお書き下さい )

[16] 項目[15]で(1)と回答された場合、それはどのような変更でしたか。 (複数回答可・無回答62)

(1)法科大学院と研究大学院を統合した。	0	
(2)専攻コースを再編し、コースの数を減らした。	7 (	7.7%)
(3)専攻コースを再編し、コースの数を増やした。	9 (	9.9%)
(4)専攻コースの変更はないが、研究大学院の学生定員を減らした。	6 (	6.6%)
(5)研究大学院を廃止した。	1 (	1.1%)

9 ( 9.9%)

- [17] 今後の法学分野における大学院のあり方について、一般的な問題として どのようにお考えですか。(無回答26)
- (1)学位取得のための通常の研究大学院と専門職大学院である法科大学院が並行する制度が続くと考える。 44(48.4%)
- (2)少なくとも実定法専攻者は法科大学院を経由して研究者養成の後期課程に進学することになると考える。 17(18・7%)

(3)法学研究者は、実定法専攻であると否とに拘らず司法試験を合格したうえで研究者になることが望ましいので、法科大学院がすべての研究者養成の前期課程になると考える。 3(3%)

(4)その他(具体的にお書き下さい)

1 ( 1.1%)

## 3 結びにかえて:最近の法学部生意識を考える

本稿を締めくくるに当たり、筆者が毎年の年度末に、勤務校の名古屋大学法学部で行っている「名古屋大学法学部生意識調査」の結果を参照しながら、最近の法学部生意識について紹介しておきたい。この調査は1990年度から開始され、2004年度調査はその第15回目に当たる。私の学部ゼミ生が企画・実施を担当しており、調査内容も、内閣支持や政党支持から授業への評価まで、多岐にわたっている。名古屋大学法学部生全員を調査対象とし、必修性の高い講義や演習で調査を行うため、回収率は毎年50%を超えている。ここでは、進路希望の項目に限定して、その内容の一端を紹介してみたい。

下掲の表で明らかなように、名古屋大学法学部生の進路希望は多様であり、その中での第1位は公務員となっている。この傾向はこの数年変化していない。それに加え、民間企業と司法試験・法科大学院を希望するものが多く、これらが三大集団を形成している。法学部教育の再編を検討する際には、法学部生のこのような進路希望を十分に踏まえることが必要と思われる。

また、進路希望の中で特徴的な動きは、この間における法科大学院志望者の急増である。法科大学院の設置方針が明らかとなっていた2003年1月の段階での調査で、法科大学院志望はすでに27%を超えていた。しかしその時点では、従来型の司法試験志望はそれを上回る30%であった。この傾向は、2004年1月の段階で逆転し、2005年の調査ではその差がさらに広がっている。従来型司法試験の志望者は明確な減少傾向にあり、法学部生の意識が、法科大学院へと急速にシフトしているという状況を、ここに見て取ることができるであろう。法科大学院は、法学部生にとっての重要な進路候補の一つとして確立したと言えるであろう。それに比して、従来型大学院への志望者は10%をやや下回るという低位の水準で安定している。こちらは、有力な進路候補として法学部生に認知されているとは言い難い状況にある。研究者養成の観点からは、この状況への対応策を早急に考える必要があると考えている。

名古屋大学法学部生意識調査より(今年の調査の回答者数は490名、昨年は475名。 第17問:あなたが今考えている将来の進路を選んで下さい<u>(複数回答可)</u>。

21- 1 3			<u>—                                    </u>
		2005年1月調査結果	2004年結果
(1)	従来型司法試験の受験	82(16.7%)	108(22.7%)
(2)	法科大学院に進学	145(29.6)	148(31.2)
(3)	公務員(国家・地方・国際を含む)	178(36.3)	190(40.0)
(4)	司法書士等の資格試験	57(11.6)	58(12.2)
(5)	民間企業への就職	155(31.6)	147(30.9)
(6)	家業を継ぐ	4( 0.8)	7( 1.5)
(7)	ロースクール以外の大学院進学・貿	留学 47(9.6)	39(8.2)
(8)	中学・高校等の教員	9(1.8)	9(1.9)
(9)	その他	18( 3.7)	14( 2.9)
(10)	まだ考えていない・分からない	28(5.7)	25(5.3)
		無回答 7 ( 1.4)	無回答4(0.8)

# 東京経済大学・現代法学部の試み - 「法化社会』における学部教育 -

島田和夫

## 1 はじめに

東京経済大学は、2000年4月に現代法学部を開設した。

前世紀最後の四半世紀から今世紀にかけて、グローバル化、高度情報化、少子高齢化、環境問題の深刻化など社会は大きく変化し、一層複雑化している。同時にわが国では、これまでの官主導型の社会運営の見直しが進められている。90年代に本格化した規制改革は、市場メカニズムを活用することによって社会の活性化をめざすものであり、そこでは競争と法・ルールが重視される。また、司法改革、社会福祉構造改革などが推進され、このような流れのなかで重要な法律が相次いで制定・改正されている。現在のわが国では、明治初期の法典編纂期、第二次大戦後の戦後改革に続く「第三の法制改革期」といわれるほど、質的変化を伴う、法制度の大規模な再編が進められている。法やルールが一層重視される「法化社会」の到来が現実のものとなっている。

「法化社会」においては、法曹のみならず、すべての人々、すべての職業人が法的素養・法的知識を持ち、それらを活用して諸問題に対処する能力を身に付けることが要請される。このような「法化社会」の到来を見越して、新たな時代が必要とする人材を育成するために設置されたのが現代法学部である。

ここで、東京経済大学(以下、本学という。)が、このような法学部を構想した 経緯について少し触れておくことにしよう。現代法学部の設置趣旨が明らかになる からである。

本学は、96年に、既存の短期大学部を改組して、新学部を設置する方針を決定した。その後、設置すべき学部については、複数の学部構想が提案され検討されたが、法学系学部を設置することが決定された。現代法学部構想の素案作成を担当したのは経済学部に所属していた筆者である。当時筆者は、規制改革の進展に対応する消費者契約法案・消費者政策を審議していた国民生活審議会に委員として参加していた。また、80年代半ば以降、高齢化、情報化、環境問題の深刻化、規制改革の進展に対応する消費者行政のあり方について数次に渡って審議を重ねていた東京都消費生活対策審議会に委員、部会長あるいは会長として参加していた。現代法学部構想は、上記審議会への参加を通じて得られた立法動向に関する知見に基づいて練られたものである。その狙いを要約すると次のようになる。

まず、ルールに基づいた自由競争の重視による経済社会の活性化をめざす規制改革の進展に伴って、民事ルールを始めとする市場のルールの形成・明確化のための 大規模な法制改革が進むことが予測された。そこでは、すべての市民、職業人が法 的素養、法的知識を身につける必要性が増大する。また、グローバル化、情報化等 の大きな変化に伴って、社会は一層複雑多様化し、学問も高度化し、これからの専門教育・高度専門職教育は大学院によって担われ、法学部教育は、「法化社会」で生きるための基礎的な力を身に付けさせるための教育課程となる。このような認識の下に、現代法学部の構想素案が作成されたが、当然のことだが、カリキュラムや教育方法を筆者一人で考案したわけではない。とりわけ、準備過程の途中から参加された利谷信義教授(初代現代法学部長)の発案によるところが大きい(利谷信義「21世紀への法学教育」本旨72巻1号1頁以下参照)。「21世紀型の法学部」のひとつのあり方を追求したものが、現代法学部であるといえる。

#### 2 現代法学部のカリキュラム・教育方法の特色

現代法学部(以下、本学部という)は、「法化社会」で活躍できる人材、すなわち、法に関する基礎学力の習得のみならず、現代社会が直面する諸課題の学修を通じて、ひろく現代的な諸問題に法的に対処する能力を身に付けさせることを目標としている。

このような目標を実現するために、本学部においては、カリキュラムおよび教育方法に工夫を凝らしている。法を学ぶことは有用であるが、理解することは易しくはない。とくに、高校までの教育課程において、ほとんど法教育を受けてこない学生に法を理解させるための特別な配慮が必要である。以下、カリキュラムの特色、教育方法の工夫について述べておく。なお、学部完成後、一部カリキュラムを変更している。

カリキュラムの特色としては、「六法」等の主要な実定法分野についての段階的 学習、現代的問題で学生が身近に捉えることができる消費・環境・福祉に関する学 習の重視、多彩な演習科目の開設などである。教育方法としては、「裁判傍聴演習」 「オフキャンパス・ワークショップ」や演習科目群での体験性・現場性を重視した 教育の実施などがその特色である。

なお、本学部教育の特色を表すキーワードは「リーガル・リテラシー」であり、 これは、法情報の読み書き能力、法を活用する能力という意味で用いている。

以下その特色についてやや詳しく述べることにする。なお、本学部では半期毎に 成績評価を行うセメスター制が2004年度に採用され、4年間8セメスター(8学期) として決め細かな段階学習を実施している。最初の3セメスターを導入・基礎教育 期、つづく3セメスターを学部基本教育期、最後の2セメスターを仕上げ教育期と 位置づけている。

(1)本学部のカリキュラムの大きな特徴として、「コア科目」を挙げることができる。コア科目群は消費者、環境、福祉の三群からなる。「コア」のコンセプトは、(a)学生に対して、身近でかつ主要な現代的課題を学ぶことによって法学に対する興味と学ぶ意義を理解させ、実定法をより積極的に学ぶ動機付けをすること、(b)実定法を学びつつ、その学習成果を活用して、現代的な課題を解決するために法が

どのように機能しているか、さらに問題に対処するためには法をどのように活用すればよいかを学ばせることである。

- (2)新入生の現状に鑑み、高校教育から大学教育への橋渡しをするために、第 1 セメスター(1年次前期)において、法学部生としての学習法を身に付けるための 教育を徹底する。「リーガル・リテラシー入門」(週 2 回)及び「文献購読」がそれに対応する科目である。導入教育については後述する。
- (3) 法学を学ぶための入門教育を重視している。上記の「リーガル・リテラシー入門」で法学の基礎的な知識を学ばせ、第2セメスターで、「民事法基礎」及び「刑事法基礎」で実定法の基礎を学ばせる。2004年度からは、第1セメスターから履修する「憲法基礎」を増設している。第3セメスターでは、「裁判傍聴演習」を必修科目としている。この科目では、事前に裁判の仕組みなどを学習し、夏期休暇中に裁判所へ出向いて傍聴レポートを作成することになっている。
- (4) 法をより深く学ぶために、幅広く現代的な課題を知る必要がある。そのために、総合教育科目群のなかに、本学部生用に、従来の教養科目のほか、人権、マイノリティ、平和、環境、NPO など、現代社会の重要なテーマを学べるような科目を配置している。
- (5)基本科目と展開科目に分けて受講させる。基本科目は、法学の基本を学ぶために設けられている。そして、展開科目としては、卒業後の進路を想定して、学んだ知識を主として企業で活かすことを目的とする科目群を設けている。
- (6)大学で学んだことを社会で活かすためには、法律科目ばかりでなく、経済学、経営学、会計学などの基礎学習が必要であるのでこれらの科目を本学部の常設科目として開講している。
- (7)少人数教育による実践的な教育を行うために、「プロブレムスタディ」「演習」「文献購読」「オフキャンパス・ワークショップ」と多様な演習科目を設けている。これらの科目は複数履修できるようにしている。「プロブレムスタディ」とは3つのコアに関するいわば特別ゼミである。
- (8) 学生の主体的学習への配慮。「リーガル・リテラシー入門」と「文献購読」で、自ら学ぶための基礎を身に付けさせ、さらに、「プロブレムスタディ」「演習」等で、学生がテーマを見つけ、調査し、自らの考えをまとめ、発表し、討論を行うなど、主体的に学ぶ学習を重視している。
- (9)実社会との連結のための教育。演習科目群のひとつとして、「オフキャンパス・ワークショップ」(2単位、3・4年次配当)を設けている。この科目では、学内の授業で履修したことを活かして、法律事務所、司法書士事務所、行政機関(市役所、消費生活センターなど) NPO、社会福祉施設などで、どのように法が運用されているのかを、実習を通じて学習するものである。受入先研究やビジネスマナー等の事前学習を行ったうえで、主として夏期休暇中に1週間程度、派遣先で実習を行う。履修者は、学習内容について、1日ごとに日誌に記録するとともにレポートを作成

し担当教員に提出するとともに、実習後の学習会で報告する。

(10)「法学検定試験」の重視。法的知識の習得のほか、達成目標を設定して集中的に学習させ、合格によって達成感を得させ、自信を持たせる方法として「法学検定試験」を重視している。2004年度以降、「法学検定試験」の合格者に単位を付与するようにした。

なお、法科大学院、公務員試験、司法書士試験の受験を希望する学生に対しては、 正規の授業外に開講されている「キャリアサポート講座」で支援教育を行っている。

## 3 導入教育

学部教育の成果を挙げるためには、いわば導入教育としての1年次教育が重要である。高校までの教育から大学教育への適用をスムーズに進めるために、1年次教育を重視している。そこでは、学習方法の習得、問題意識の形成、問題への理解を深めること、そして専門教育の基礎の形成を可能とするように、配慮している。

- (1) 学習方法の習得。大学生として習得すべき学習能力としては、人の話しを聞き、聞いた内容を整理し、それを文章化するという、いわゆるリテラシー能力の習得がまず必要である。大学生に期待される能力としては、これに加え、自ら調べ、調べた内容を整理し、文章にし、それを口頭で報告するという調査・発表能力を磨いていく必要がある。このような能力形成のためには、授業の中で学生が必要な学習方法を身につけていくようにする必要がある。そこで、リテラシー能力の習得と向上のために、「リーガル・リテラシー入門」を、第1セメスターの必修科目(週2回)として配当している。この科目では、多彩な外部講師(弁護士、司法書士など)による講義を聴いた上で、論述型の回答を記述させ、回答作文に関する指導を行っている。また、調査・発表能力の習得のために、「文献購読」を配当し、少人数ゼミナール形式で、読んだ文献についての報告・発表を行わせている。
- (2)問題意識の形成。学習方法を習得しても、それを活かすための問題発見がなければ能力形成としては不十分である。本学部では、法的問題関心の領域を、現代社会の3つの重要な問題(消費者問題、環境問題、福祉問題)に焦点をあて「法化社会」の市民、職業人としての専門的知識を習得させることを目指している。そこで、問題意識の形成のために、これら3つの問題とその解決のための法政策を理解させるために、「消費者問題と政策」「環境問題と政策」「福祉問題と政策」という、3つの科目を、第2セメスターに配当している。学生は、このうちの1科目以上を選択して履修する。ここでも、授業中のレポート作成などトレーニングを重視している。
- (3)専門教育の基礎の重視。本学部での専門的知識の習得は、2年次から本格的に進められる。そこで1年次では、法学の基礎知識の習得をめざし、2年次以降での専門教育への適応をスムーズにするように「民事法基礎」など、前述のような科目を配当している。

#### 4 おわりに

規制改革、司法改革の進展により、本学部開設後ますます、法やルールの重要性が増している。消費者契約法のほか、公益通報者保護法、裁判員法など重要な法律の制定・改正が相次いでいる。また、事業者のコンプライアンス経営の必要性も広く認識されつつある。「法化社会」の到来は確実のものとなっており、そこでは、法曹のみならず一般市民・消費者やビジネスパーソンなどすべての職業人が法律知識・法的素養を身に付け、それを用いてさまざまな問題に対処する能力を身に付けることが必要となっている。また、公益通報者保護法や裁判員法などにみられるように、私人の参画によって法制度を運用する仕組みの強化傾向も見てとれる。法制度の運用という公益の担い手として、法的素養、法的知識をもった市民、あるいは市民性を持った消費者・職業人の果たす役割への期待が増大しているといえる。

本学部では、2004年3月に第一期の卒業生を送り出したばかりであり、社会的な評価は確定していない。しかし、卒業生が「法化社会」における現代的な課題について法的に対処し、社会に貢献できるものと期待している。

本学部は、一定の教育効果を挙げているが、今後の課題としては、教育効果の検証と一層の充実化が挙げられる。そのため、教育方法の改善や一定の成果を挙げている教育方法の共有化を図るため、2005 年 1 月から FD 活動を始動させている。

## 一橋大学の法学教育と法学研究

浦田 一郎

はじめに

法学教育と法学研究について、一橋大学の事例を報告したい。その将来像を考える前提として、現状と問題点に関する感想を述べることとする。なお私の専門は憲法であり、私は2002年から2004年まで法学研究科長として法科大学院と公共政策大学院の設置にかかわった。以下に述べることは、そのような立場とかかわる部分がある。

## 一 法科大学院と公共政策大学院

#### 1 法科大学院

ー橋大学の法科大学院は、法学研究科の中の法務専攻という形で、未修者30名、 既修者70名、合計100名の学生定員で、2004年度からスタートしている。

私は従来型の研究大学院の専任で、法科大学院では未修者向けの人権を兼担している。法科大学院の学生は、学部の学生と比べて、大変勉強熱心で優秀である。予習を求め、授業で質疑を行い、復習も時間的に可能であればやることを期待している。このような形でやってみると、それは法学教育としてごく自然なことであり、学生の学力が着実に伸びていくことがよく分かった。今までの学部の授業では、大部分の学生はあまり教科書も読んでおらず、授業に出たり出なかったりして、出ても講義を必ずしも理解できない様子である。「今までの学部の授業は何だったのか」という思いがし、その不自然さや不正常さを改めて感じた。

しかし法科大学院では、質疑や評価などによって強制しなければ学生は怠けるものという考え方に基づいて、教育方法が決められているようである。強制の要素が強まり、学生は熱心に勉強するようになったが、逆に強制しないと勉強しなくなるような気風を強めてはいないであろうか。本当の勉強は、分からないことを知り考え、その結果が社会に役立っていくことが感じられ、楽しいものと私は考えてきた。法科大学院における勉強は、少し違ったものになっているのであろう。学生が司法試験合格のための教育を求める傾向があり、無理からぬところが勿論ある。それでも法科大学院は司法試験の予備校ではなく、将来良い法曹になるための基礎教育を行うという理念を失わないように努力している。また自分をエリートとして生きる人間と考えている学生の割合が、学部の学生や研究大学院の院生より多い印象を受けている。法科大学院は、ある程度経済的な余裕のある学生でなければ行くことができないこともあり、一定の社会的傾向を帯びた教育機関のようである。しかし、困っている人のことを考える、本当の意味のエリートも育ってほしいと願っている。

## 2 公共政策大学院

一橋大学における正式名称は「国際・公共政策大学院」であり、それは、法学研究科と経済学研究科に足を置いた教育部という形で、学生定員55名で2005年度にスタートした。

#### 二 法学部

#### 1 改革理念

法科大学院の設置に伴い法学部をどう改革するかについて、法科大学院の設置審査文書で書くことが求められた。その中から、関連した部分を拾ってみる。

- (1) 法学部教育の目的 「従来の法学部教育の目的から法曹養成教育を除き、 ……社会科学系学部としての基本的教育を行うことに重点を置く。」
- (2) 学生定員の削減 「限られたスタッフによって学部教育の質的な維持・向上を図るため、現在の学部入学定員225名を170名に削減する。」
- (3) 開講科目の再編 「法科大学院進学希望者やその他の多様な分野への就職希望者などに共通して必要な基本的科目を精選して再編し、専門的で高度な科目については、再編のうえ、より充実したものとする。」
- (4) 少人数教育の充実 「少人数による密度の濃い教育を実施するため、3、4年のゼミ履修および卒業論文の必修制を維持し、さらにその充実を図る。学生が3、4年で異なるゼミを選択することをこれまで以上に柔軟に行うことができるよう、必要な措置を講ずる。」

#### 2 実際

実際の制度がどうなっているかを見ると、まず前提として10年ほど前から4年 一貫教育が行われてきた。1年生でも専門科目を、4年生でも教養科目を取ること ができ、楔形の体制になっている。

憲法関係を例に取ってみると、3人のスタッフが1人ずつ学部・研究大学院、法科大学院、公共政策大学院の専任になり、兼担として相互協力することになっている。講義としては比較憲法、国際人権法のような応用科目を廃止し、その一部は法科大学院に移した。基本科目についても人権(4単位)総論・統治機構(4単位)合計8単位から、総論・人権(4単位)統治機構(2単位)合計(6単位)に単位数を削減した。ゼミナールについては従来必修で、3、4年は別に開講し、同じ教員が担当してきた。全教員が担当し、その結果1つのゼミの学生数は平均7名程度であった。3、4年合同で開講したり、法科大学院専任で負担の多い教員はゼミを担当しないことも可能となり、平均的な学生数は10名程度になっている。なお1年生向けに法学導入ゼミが始まっている。

私のゼミで、学生の意見を聞いてみた。それによると、 4年一貫教育で自由に 科目が選択できて良い。 開講科目が減り、応用科目は法科大学院に行けば聞ける と言われても困る。 4年一貫教育で学生の選択の自由が広がっており、そのうえで開講科目が減った。そのため、特定科目に履修が集中する傾向が進み、学生が教室に入りきれなくなっている。 勉強の進み具合の異なる多様な学生、例えば1年生と4年生が、同じ授業を聞いている。これで良いのだろうか。 ゼミの開講が減って、特定の分野ではほとんどゼミが開講されず、取りたいゼミが取れず困る。 法科大学院を経てから司法試験を受ける体制になり、司法試験に合格するまでに、時間とお金がかかるようになった。法科大学院の教育が充実していると言うのなら、それを学部教育で行い、早く司法試験に受かることができるようにできないのだろうか。

私自身の感想としては、講義の時間が減ったので、今まで以上に焦点を絞った話の仕方になっている。必然的に情報量が減り、そのため学生には分かりにくい話になっているのではないかと恐れている。教科書も基本的なレベルのものに変え、基本的な問題を丁寧に話すようにこころがけている。しかしそうすれば、私の講義を理解しても、法科大学院入学レベルに達しないのではないかという気がしている。どうしたら良いのか、模索中である。

私のゼミの学生数は10名強程度であったが、法科大学院設置後は16.7名になっている。以前はできるだけ学生の自主性に委ね、司会も学生に任せていたが、現在では法科大学院の経験も踏まえて、司会は私がやり、時々学生に当てていくようにしている。司法試験や法科大学院入学のための勉強の姿勢が強まり、社会的関心が減っている傾向を感じている。司法試験や法科大学院入学のための受験勉強は、大学入学のための受験勉強に連続して学生にとってなじみのある勉強であり、それ以外の勉強のイメージを持ちにくくなっているようである。4年生の秋から冬にかけて法科大学院の入学試験が連続して行われるようになり、卒業論文の作成に支障が出ている。今のところ学生達は何とか書いているが、困難な問題になっている。

#### 三 研究大学院と法学研究

#### 1 研究大学院

これについても、法科大学院の設置審査文書によれば、以下のようになる。

(1) 専攻の再編 「修士課程については、現在の『経済関係法専攻』、『公共関係法専攻』、『国際関係専攻』の3専攻を改め、『法学・国際関係専攻』の1専攻とする。この専攻には、研究者養成コースと専修コースを設ける。……法学については留学生・社会人を対象に教育する。修士課程の入学定員は、現在の68名から36名に減らす。

博士後期課程についても、現在の『経済関係法専攻』、『公共関係法専攻』、『国際関係専攻』の3専攻を改め、『法学・国際関係専攻』の1専攻とする。ここでは現行の研究者養成コースと応用コースを維持し、研究者養成および高度職業人養成に当たる。法科大学院の修了者にも、博士後期課程への入学資格を認める。博士後期

課程の入学定員は、現在の34名から26名に減らす。」

- (2) 研究者養成 「法科大学院設置後は、法学研究者を目指す者の多くは、法 科大学院を経て博士後期課程に進む道を取ることが予想される。そこで博士後期課 程より前の段階では、法学系の研究者志望者は、留学生を除いて、法務専攻に入学 することになる。」
- (3) 法務専攻以外での留学生・社会人教育 「留学生については、法学系の研究者志望者も修士課程の法学・国際関係専攻に受け入れる。社会人の教育は、修士課程においては、法学・国際関係専攻の専修コースで、博士後期課程においては、応用研究コースで行う。」

一橋大学では、基礎法を含めて法学関係はすべて、研究者志望の学生は修士段階では法科大学院に進学することを求めている(たたせし、国際法は法学・国際関係専攻に受け入れている)。それは、 研究者志望の場合でも、理論と実務を架橋する法科大学院における教育が適切であると考えられること、 法科大学院出身者でないと、法科大学院の教員として採用されにくく、就職に不利であること、 法科大学院と研究大学院の両者で修士段階の研究者養成を行うのは、教員にとって負担が過大であることなどによる。

私の印象では、法科大学院の教育と研究者養成は、予想していた以上に異なる。 法科大学院の既修者コースに入学するためには、現行司法試験受験者のように広い 分野の勉強が必要になる。そのため特定の分野の研究に集中したい研究者志望の学 生が、研究者志望を諦める場合も出ている。法科大学院入学後も、多くの科目についてハードな勉強が求められるので、研究者志望の学生が特定のテーマの研究に取り組むことが実際上困難になっているようである。研究者志望の法科大学院学生のために「法学研究基礎」(通年2単位)の科目を設けているが、外国法研究を含め研究者養成に不安を持っている。憲法の場合の問題であるが、司法や人権訴訟に焦点が合わせられる傾向の強い法科大学院では、国民主権や平和主義などの憲法総論的研究、政党や議院内閣制などの統治機構の研究、人権関係でもその歴史や思想等の研究が減っていく可能性がある。法科大学院を経る研究者養成のあり方が、研究対象に方向付けを与える可能性も考えられる。

#### 2 法学研究

私の場合の反省であるが、法科大学院の設置にかかわり法科大学院における授業を担当することによって、今までの自分の研究に実務的観点が弱かったことを意識させられた。実務から相対的に独立した研究も重要であり、また実務も狭く司法に限定すべきでないが、それにしても実務と研究の関係について考えさせられている。

法科大学院の初年度にはその授業の準備に相当の時間がかかり、また学部や研究 大学院の講義やゼミも担当している。全体の教育負担は予想以上に重く、学期中は あまり研究ができなかった。2年目以降は初年度ほどではないが、それでも負担は 相当に重い。似たような状況は全国的に見られるようであり、これが改善されなければ、日本の法学研究全体に相当に深刻な影響が出ると思われる。研究の基礎が弱まれば、結局その影響は法科大学院や公共政策大学院の教育にも出てくることになるう。

#### おわりに

全国的に司法試験の合格者数や法科大学院の入学定員を含めさらに検討を進め、 法学教育において受験勉強の要素を減らす必要がある。受験勉強の要素が強いまま では、法曹教育も研究者養成も歪んだものになる。法科大学院(さらに公共政策大 学院)を持つ大学は、スタッフを充実させるための大幅な財政投資をするか、学部 定員を減らす必要があるのではないか。どちらも経営や財政の問題にぶつかるが、 今のままで法曹教育も学部教育も研究者養成もということには矢張り無理がある。 法科大学院の経験を踏まえて、適度な規模の学部学生に対して丁寧な教育が行われ ることが期待される。大学が相互の無用な競争に陥らず、教育・研究機関の共通し た社会的責任を果せるように、専門家の話し合いの場の一層の充実が望まれる。 法科大学院時代における法学教育機関の役割分担・相互関係と法学研究者の養成

山本 爲三郎

## 1 はじめに

法科大学院が開校されて1年経過した。しかしながら、法科大学院での法学教育方法・内容、法科大学院と他の法学教育機関との役割分担・相互関係、そして法学研究者の養成など、多くの課題に走りながら考え対応しているような状況である。そこで、これらの点を検討し、1つのモデルを提示したい。

なお、以下で論じる内容については、私が慶應義塾大学法学部、大学院法学研究 科および法務研究科でその運営に携わっている経験の影響が大きいが、意見にわた る部分は私の個人的見解である。

## 2 法科大学院の目的・役割の確認

まず、問題整理のために、法科大学院の目的・役割を確認しておきたい。

法科大学院の目的は「法曹に必要な学識及び能力を培うこと」であり(平成 17年 12月1日施行新司法試験法 4条1項1号)新司法試験受験資格獲得という意味でその直接の出口は単一である。したがって、カリキュラム構成も法曹の資格試験である新司法試験にあわせて設計され、必修科目が多数設置されることになる。これは法科大学院の基本的性質であり、全国の法科大学院の入学総定員が増えても変わることはない。いわずもがなではあるが、もちろん、新司法試験科目に限定されない先端科目、展開科目や基礎法学、隣接科目を多数設置して、学生にいかに学ばせるかが、各法科大学院の特色となり、それが期待されている。けれども、現在の法学部と司法試験の関係(現行司法試験は、制度的には法学部となんらの関連性も有しない)とは全く異なるのが、この法科大学院の基本的性質なのである(法科大学院と新司法試験との制度的連携)。

#### 3 法学教育の専門性(リーガル・シンキング能力養成)と法学部

このような法科大学院を修了して司法試験に合格した法曹に限らず、市民一般に リーガル・シンキング能力(法的思考能力)が必要である。特に、規制緩和後そし てグローバル化した現代社会における行動は、透明な規則(情報開示)と私的自治 (自由意思と自己責任:リーガル・シンキング)により規定されるからである。つ まり、多種多様なルールを理解しリーガル・シンキングできる能力を有する多様な 市民の存在が現代社会においては求められているのである。

もっともそのためには、価値多様化(個人の尊重)社会を背景とした法の高度な技術性(利益調整性)から一定の能力養成が必要とされる。法学部の意義はこの点に存するといえよう。つまり、リーガル・シンキングの特徴の1つは体系的整合性にあるが、これは一話完結型のとっつき易さとは対極にあり、法律学は積み上げ式

に学ぶ必要がある。単なる知識の伝授ではない法学教育の専門性は、この点に顕著である(法科大学院での未修者教育を通して、私自身改めて実感している)。法学教育はすべての市民に必要であるが、リーガル・シンキング能力を養成する法学教育を受ける機会は、事実上限定されざるをえないのが現状である(小学校から高校に至るまでの間に一貫した法学教育プログラムがあるわけではない)。従来、このような法学教育をほぼ一手に引受けてきたのは法学部である。そして、現在全国の法学系学部学科の入学総定員は4万人前後である(同年齢の日本人の数が各年齢につきおよそ150万人だとすると〔現在20~24歳〕、37~38人に1人。なお、今回のアンケートによると91機関の入学総定員は32351人〕しかし、これだけでは実務において不足するので、他学部、各企業や省庁などにおいて法学教育・研修が行われている。けれども、これは必要性を有する部分的な法学教育・研修であり、知識獲得型教育・研修に止まらざるをえない限界がある。法学教育は、法学部におけるそれが根幹となってきたわけである。

## 4 法学教育機関としての法学部と法科大学院

それでは、法学部が担ってきたこのような法学教育は、法科大学院制度施行後は、 法科大学院だけで行われるべきだろうか。2つの観点から否定的にならざるをえない。法科大学院での法学教育の目的が法曹養成という明確な単一性を有する点、および、法科大学院の入学総定員が、現在(全74校) 5800人余りでしかない点である。

まず第1に、法科大学院の目的・役割は法曹の養成にある。目的の明確な単一性 が特徴である。これに対して、法学部進学を希望する受験生の将来志望・期待、法 学部生の将来志望・期待は多様であり、したがって、また前述のように法学教育は 多様であるべきである(企業法務、公務員、広義の法律専門職などに限られず、日 本法を学びたい留学生やさらに法学教育を受けたい社会人の期待。そもそもリーガ ル・シンキング能力を備えた市民になることが重要なのであり、法律関係業務に携 わるか否かは結果に過ぎない。なお、法科大学院進学も志望の1つに含まれる。)。 そして、実際に卒業直後の進路が様々である意味で、いわば出口の多様性がある。 同じく法学の専門教育機関である法科大学院と対比すると、この点に法学部の特徴 が表れる。前述のように、多様な市民がそれぞれの活動領域においてリーガル・シ ンキング能力を発揮できるように、法学教育を受けもつ法学部にあっては、これま でのようにまた従来以上に、教員にとっても学生にとっても法学研究の対象選択の 自由・方法論の自由が保障されるべきである。そして、この法学研究の自由からい えば、出口の多様性は当然の帰結であるといってもよかろう(研究の自由と多様性 の相互関係、法学教育内容の多様性と出口の多様性の相互関係)。 したがって、法 学部でのカリキュラム構成は自由に設計しうるし、またそうあるべきである。そし て、各大学法学部では、すでに、学生の法学科目選択の自由度・自律性(自発性) をなるべく高めるべく努力がなされてきている(こうした努力への要求は、前述の 法学部の特徴から導かれる根源的な要求である)。

第2に、法科大学院の入学総定員が6000人弱と、法学系学部学科の入学総定 員の6~7分の1程度である点。これは、法科大学院と法学部の目的・役割が異な ることによるのであるが、この入学総定員の差だけを見ても、法科大学院は法学部 に代替できないことが理解できる。もっとも、数だけが問題なのであれば、法科大 学院の入学総定員が7~8倍になればよい。しかし、実際にはそのような将来展望 は描きにくい。司法改革の中での法科大学院制度の創設は法曹人口を大幅に増員す ることを目的とするものである。ところが、新司法試験合格者数は平成22年(2 0 1 0 年)頃に年間3000人程度にまで拡大される予定でしかなく、また、この 人数をさらに拡大するかどうかは、法曹養成機関としての法科大学院の教育成果を 見極める必要も指摘されており(なお、法科大学院で、学生に不合格を出さない傾 向があるとすると、第三者評価も重要な要素となろうが、修了者の質の認定は新司 法試験と社会での活躍の評価にかかってくる面が大きくなろう \ 近い将来におけ る合格者数のさらなる劇的な拡大を予想することは困難だと思われる(司法研修所 の修習をどうするかも検討課題であるし、しかもこの点については、問題の所在に ついての共通の認識も形成されないまま、見解が錯綜しているのが現状である(例 えば、新司法試験における合格者の割合に関して、議論の前提にすべきなのは、1 回の司法試験における割合なのか、それとも、ある卒業年次の受験生〔3回受験可 能〕の合格割合なのか)。私自身は、合格者の均一的能力保証よりも、合格者の多 様性を重視しようとするのが、新制度の趣旨であろうから合格者数の拡大は当然だ と考えている。ただし、そのためには、例えば、司法試験を競争試験から資格試験 に転換することも考慮しなければならず、また、法曹資格者の情報開示による市場 整備も必要となろう。つまり、合格者数を拡大するにしても環境整備のために時間 がかかることを考えなければならない。

以上を要するに、一方で、法科大学院創設後も従来果たして来た役割を今後も法学部は果たさなければならないとともに、他方で、法曹養成機関としての法科大学院が創設されたのであるから、法学部には、例えば、学生の法学科目選択の自由度を増すような工夫への努力が求められよう。

## 5 法学部と法科大学院との相互関係

このように、法学教育機関として法学部と法科大学院とはその目的・役割を異に しながら併存するのであるが、両者の相互関係をみると、法科大学院制度そのもの が法学部における法学教育を必要としていることが理解される。

まず、法学教育機関としての法学部の存在を受けて、法科大学院には法学既修者 枠が約7割設けられている(法学部には法科大学院への準備段階としての役割も求 められている。そして、学生がまず法学部で法学教育を受ける選択をなした場合に

は、法的思考になじむかどうかを確認できる点も大きい 法学部には多様な活 動・多様な出口を選択できる利点がある) 法科大学院と法学部との相互補完性。 さらに、平成23年(2011年)からは新司法試験における予備試験が開始され る。法科大学院に進学しない者のために設けられた新司法試験受験資格認定試験で ある。ここにおいて法科大学院と予備試験との制度間競争が生じることになる(法 科大学院と予備試験との関係をどのように調整するのかには未知数が多いが、法科 大学院制度・新司法試験制度創設において採用された、状況を見極めながら制度内 容を決定して行く手法が踏襲されるとすると、現段階で予備試験の意義を軽視する のは適当ではないと思われる そもそも、法科大学院修了者に新司法試験受験資 格を独占させるというのは、一種の参入規制ともいえようし、法科大学院における プロセス教育は手段としては重要であるが、法曹人口の増大こそが目的であろう)。 予備試験のコースを選択する学生を支えるのは法学部の役割の1つであろう。そう すると、法学部では、前述のような専門性の多様化とともに法学既修者として法科 大学院に進学する学生や予備試験を目指す学生をも視野に置いて、専門としての法 学教育を維持さらには強化する必要があるといえよう。

## 6 法学研究者養成における法学部・法学研究科と法科大学院の役割

法科大学院設置とともに研究者養成のための大学院前期博士課程(以下、修士課程と呼ぶ)が廃止される例が出ている。しかしながら、法学研究者養成前期教育機関として、留学生に対する高等教育機関として、研究者になることも法科大学院への進学も希望しないが専攻する科目の研究をなお進めたいと考える学生のために、そして社会人の再教育機関として大学院修士課程を存置し活性化しなければならないと考える。

特にここで考慮しなければならないのは、新司法試験科目ではない分野においても、また、新司法試験科目の分野においても研究者養成前期機関は1つ(法科大学院あるいは修士課程)に集約されるべきではない点である。つまり、選択の余地があることが重要である。「法曹になるための一定の教育を受け、実務をより良く理解する」ことがすべての法学研究者にとっても必要だとの見解も主張されているが、「法曹教育を受けていた方が良い」ということと「法曹教育を受けなければならない」ということとは区別しなければならないだろう。教員・施設・資金などの不足状態を少しでも解消出来るようであれば、研究者養成前期機関を修士課程と法科大学院の2本立てとする方向が望ましい。両者の主な相違は、法科大学院では法曹教育が行われ、一方、修士課程では専門に特化した研究が行え(指導教授の下で事実上個人指導により専門分野の研究を深めることができる)、さらに、法理論研究や比較法などの基礎研究に時間をかけることができる点であろう。後者について付け加えると、法科大学院においても、法理論研究や比較法などの基礎研究の機会が設定されているのが普通であろう。しかし、試験範囲科目は多く、時間は制約されて

いる。実体験からも、法科大学院では詰め込み教育とならざるをえないのが実情である。現場での努力にもかかわらず法科大学院の法学教育において基礎的研究に費やす時間は限られている。法学研究において積み上げ式の意味が重要だとすると、修士課程の存在意義は大きいであろう。もっとも、どちらか一方が法学研究者養成機関としてその制度が決定的に優れていると判断できるわけではなく、肝要なのは、異なる内容の研究者養成機関が併存することであり、その結果、全体としての法学研究がより活性化することである。

## 7 法科大学院と大学院後期博士課程

研究者養成前期機関として修士課程と法科大学院が並存しても、法科大学院修了 者(法務博士号取得者)の大学院後期博士課程(以下、博士課程と呼ぶ。)への進 学に関しては、現時点での予想は困難であるが、次のような手当てを考慮しておい た方がよかろう。まず、新司法試験合格者の中で研究者としての素質がある者が博 士課程に進学したいと望むような環境整備 奨学金の充実はもとより、職業とし ての研究者が魅力あるように、多様な就職先機関があり、機関間の異動が現在に比 べ比較的容易である環境を生み出す工夫があってもよい(研究者の流動性)。他方 で、博士課程が新司法試験不合格者(年間3000人程度か)の受け皿にならざる をえないことになる可能性もあろう。いずれにしても、法科大学院修了後、新司法 試験合格までの間(短くて半年、長ければ4年半) 法務博士号取得者をどのよう に処遇するのか、あるいは対策を立てる必要はないのか、検討が求められよう(修 了と同時に就職できれば良いが、そうでなければ法科大学院の方で受験期間に対処 する工夫も必要かもしれない 予備校の活躍場面か?)。そして、修士課程にお いて研究者としての素質ある学生を博士課程に進学させるのと異なり、いわば緊急 避難的に多数の学生を博士課程に受け入れるとなると、混乱は不可避である(それ に備えて博士課程準備コースのような工夫も一案であろう)、混乱の時期にあたっ た研究者志望者への養成方法が大きく左右されることにもなるので、対処を講じる のであれば早い方がよい。

8 法科大学院制度が定着するまでの過渡期における研究者養成に関する問題以上のようなさまざまな懸念が存在し、新司法試験科目ではない分野においても、また、新司法試験科目の分野においても研究者養成は困難に直面することが予想される。さらに、それに加えて、大学における法律学の研究者は法科大学院創設・運営、法学部・法学研究科の改革で疲れきっていることも考慮しておいた方がよかろう。そして、法学教育界における競争がさらなる改革を促すのは確実なように思われる。そうだとすると、なおさら、研究者養成は滞るおそれが強い。しかも、研究発表量・水準の低下も懸念される。仕方がないと割り切るにはこの問題は大きすぎ

るように思われる。法科大学院制度が定着する頃には 法学部と法科大学院の専

任教員の兼籍が認められる特例措置は10年間であるので、それまでの間が一応の 目安となるが、研究者養成の新しいプロセスが明確になっているように努力しなけ ればならない。

(本稿は、シンポジウムでの報告原稿に若干の修正を加えたものである。)

## 大学における法学教育の課題 - 名古屋大学の例を参考にしながら

和田肇

はじめに

2004年度から多くの大学で法科大学院が設立され、法学部・大学院法律系研究科(以下、「法学部等」と略。)の教育機能に新たな要素が付け加わった。これは、1980年代から始まり、1990年代に本格化する、大学における法学教育の多様化の一環をなすものであるが、そのことによってまた新たな課題が生まれたともいえる。本稿では、こうした法学教育のミッションの多様化の経緯を改めてサーベイし、今後の課題について検討してみたい。以下の多くは、名古屋大学における個人的な経験とそれに基づく個人的な見解であること、話は法律学が中心であることを、あらかじめお断りしておきたい。

## 1 伝統的な法学教育のミッションとその変化(1980年代前半まで)

日本の伝統的な(といっても戦後であるが)法学部教育のミッションは、法学・政治学に関するジェネラリストの養成にあった。1970年代に大学が大衆化する以前であっても、欧米に比べて法学部卒業生で法曹になる学生の割合は決して高くなかった。また、大学院のミッションは、ギルド的な制度の下での研究者養成にあった。研究職での就職という出口を考えて、定員数に占める大学院生の実際の割合は、かなり低かった。

学部段階では、スペシャリストの養成はあまり念頭になかったといってよい。法学部の機能は、「法律・政治学の知識を持った良き市民の養成」などといわれていた。社会(企業、官庁等)も、ジェネラリストとしての学生を採用し、企業内訓練(内部労働市場における On-the-job-training)を通じて必要なスペシャリストを養成するという、企業内キャリア形成システムの中で、採用段階でスペシャリストを必要としていなかった。しかも、多くの企業では渉外部門等を除いて法務部門はそれほど充実しておらず、法律のスペシャリストは、その意味でもニーズがあまりなかったといえる。こうしたスペシャリストの養成も、アメリカのロースクールやビジネススクールに派遣するという形で行われてきた。

こうした中で、1970年代くらいまでは、司法試験受験生がまだ少ないこともあり、基本的には大学の講義プラス勉強会等で司法試験の受験に対応することが可能であった。大学が、活気ある談論風発の場であった。しかし、法曹希望者の増加に伴って司法試験受験生は、次第に予備校・塾で勉強するようになっていく(予備校の有名講師の名前は知っていても、自分の大学の教師の名前を知らない、といった学生の話を耳にした)。かくして、大学での法学教育と予備校での法学教育の隔絶という(よくいえば併存)状態が出現した。

一方で、1970年代から始まる大学の大衆化により、法学部も(知的な意味も

含めて)エリートを教育する機関ではなくなった。その結果、学生の意識が変化し、 法学部教育のあり方も大きく変容した。勉強しない学生、本を読まない学生、モラ トリアム型学生等の出現が、その中で起こった(大学生協の書籍部の本の品揃えが 少しずつ変わっていくのも、この時期である)。

## 2 大学院修士課程での法学教育の多様化(1980年代半ば以降)

法学部教育のミッションという面から見ると、一部の大学で社会人(法学部では立教大学が最初)や帰国子女の受け入れ(名大では1983年から)や、あるいは資格取得に対応した法職過程などが始まった。また、就職を意識した学生の資格取得熱が高まり、そのための予備校に通う学生が増加していく(ダブル・スクール時代の到来)。司法試験予備校の隆盛もその一環で、司法試験合格は、次第にこうした予備校での教育の成果といえるような状況になっていく。それとともに、受験生の質の変化が起き始めた。

他方で、大学院のミッションは、いくつかの要因が絡まって多様化の方向で大きく変化していく。その第1は、中曽根内閣の時に出された留学生10万人受け入れ政策で、その後、中国を中心に留学生が急激に増加した。留学生の多くは、大学院での学修を希望している。その結果、現在では留学生の質が多様化し、一部(名大や九大あるいは国際開発関係系の独立大学院)では英語コースの開設等が行われている。量的な面からも、留学生がいないと成り立たない大学院が多くなっている。

第2は、社会人の再教育で、専修コースや高度専門人養成コースといった名称の コースが、開設され始める(東大が走りである)。これは、社会問題が複雑化し、 それに対応するために専門的に学修したい人や、市民・労働者の一般的なエンパワ ーメントの要求が高まったことを背景としている。

第3は、学部段階でのジェネラリスト養成の限界から、より高度な法律専門家を育てるニーズが高まり、学部卒業生の継続教育という機能を大学院が持つようになる(受け入れコースとしては第2と同じ)。しかし、現実には、公務員試験や司法試験受験者の受け皿になった面があり、それが部分的にモラトリアム学生を生んでもいる。また、修士号取得者の学力(研究能力)がかつての学部卒業生と同程度かそれ以下との批判も出されている(日経新聞 2005 年 2 月 25 日からの「大学激動」の連載記事)。

#### 3 大学院博士課程の機能の多様化(1990年代後半以降)

大学院修士課程の機能の多様化は、次第に博士課程の多様化へとつながってい く。つまり、研究者にはならない博士号取得者の養成を行うようになってきた。

機能の多様化の結果でもあり、あるいは機能の多様化に拍車をかける要因ともなったのが、1990年代後半以降に始まった、国立大学を中心とした大学院重点化政策である。この政策は、大学への予算配分の増加という意図を持ったものであっ

たが、そのために大学院定数を増加させ、増加した学生定員の受け入れ策を考えざるを得なくなり、それにより研究者養成以外の機能を新たに付与した。

このように大学院博士課程のミッションが多様化するが、皮肉なことに、それが研究者養成の希薄化につながる要因の1つにもなった(理科系でも同じく研究者養成が困難に陥っているので、他にも多くの要因があるが)、と私は考えている。

## 4 最近の動向

さらに、最近の動向としては、冒頭でも触れた法科大学院の開設のほかに、大学の社会貢献として、公開講座等の地域貢献、法務省と文科省で始まった中高生への法学教育プログラムへの取り組み、司法制度改革の中で出てきた市民の司法への参加を援助するための法教育、といったことが法学部等のミッションとなってきている。

法学部は、それぞれが以上の多様なミッションのうちのいくつかを展開しているし、今後も展開していくことになるであろう。ちなみに名古屋大学では、現在のところ、 学部レベルでは、伝統的なジェネラリストの養成(定数150名)、 大学院修士課程では、研究者養成、留学生教育(その一部は、法整備支援事業の一環である英語による留学生教育プログラム)、社会人再教育、高度専門人の養成(定数35名で、2005年度の在籍者(留年生も含め)113名)、 大学院博士課程では、研究者養成と留学生教育、社会人再教育(定数17名、同じく65名)、

法科大学院教育(定数80名、同じく168名)、 それに加えて若干の社会貢献(附属学校での出前授業、公開講座等)を、それぞれのミッションとして展開している。

# 5 現状の課題

#### (1) 学部教育の再編

従来の動きは、法学部等における法学教育の量的な拡大・機能の多様化であったが、法科大学院の開設は、法学部等の教育に質的な変化をもたらそうとしている。 法科大学院を設置した大学での教員不足や、同時に多くの大学で開講している公共政策系大学院がそれに影響している。

その中で、学部教育の機能を変更しないところが多いようであるが、いくつかの大学では、法学部 = リベラル・アーツ教育化の意見が聞かれる。つまり、法曹養成は法科大学院、その他の専門職 (隣接法律実務家も含む)養成は修士課程で行うというもので、アメリカ型に近づいていく構想である。他方で、ジェネラリスト養成機能は維持するが、学部段階ではより基本を重視した教育に再編しようする計画がある。国立大学等での大講座制への移行、大学院重点化に伴って、先端的・応用的科目が多数開講されるようになったが、これを再び元に戻そうという動きともいえる。ジェネラリスト養成には、より基本科目に修練した、しかも予習・復習・厳格

な評価という、本来の大学教育の原点に返ることが必要であるとの認識が、その背景にあるといえる。

これとは直接には関係ないが、入試制度の見直しの議論も進められようとしている。

# (2) 大学院の機能

大学院重点化した大学では、定員数充足という要因も絡んで、多様化した大学院の機能を維持していくと予想される。私見では、既存大学院の機能は、研究者養成、留学生教育、社会人再教育(部分的には隣接法律専門家養成)の3つがあると考えている。留学生教育については、政策の方向が少し変化しているとはいえ、現在の水準はほぼ維持されるであろう。現実問題としては、前述したように、留学生を抜きにしては大学院が成り立たなくなっている現状がある(国立大学では、余剰金の繰り越しが大学院の定員充足率に掛かっているという事情もある)。ただし、留学生の相手国は、現在よりも多様化すると考えられるが、それにどのように対応するかが、大学ごとに変わってくるだろう。

研究者養成機能は、これからも大学院の主要な機能であり続けるが、現実にはそれが低下しており、かなり深刻な状況にある、というのが私の認識である。名大に関していえば、これまでに300名弱の研究者を国内外の大学等に送り出してきたが、1990年代から希望者が減少し(日本人に限っても1980年代前半には6、70名いたが、現在では20名前後である)、修士課程の留年生が増加し、語学能力が低下するという現象が見られる。高度専門人養成機能が付加されたことにより、かえって研究者養成機能が薄められてしまった感がある。この間、論文執筆プログラムによる教育体制の強化に努めてきたが、それほど成果が上がっていない。この点を含め、研究者養成のあり方について現在検討中である。

(3) 研究者(とりわけ実定法分野)はどこで養成するのか 法科大学院との関係で、法学研究者の養成のあり方については、いくつかのパタ ーンがある。

複線型(既存大学院修士課程2年 博士課程3年と法科大学院3年 既存大学院博士課程2年)

単線型(法科大学院 既存大学院博士課程)

- (イ) 実定法分野のみ単線型
- -(ロ) すべての法分野について単線型

複線型(既存大学院修士課程 博士課程)について考えられるメリットとしては、外国法(比較法)研究ができること、5年一貫で養成(修士論文とその発展としての博士論文)ができること、があげられる。解釈学に問題はないか、という疑問に対しては、判例研究(会)等で十分に対応可能であると反論できるだろう。他方ディメリットとしては、法科大学院の教員は法科大学院経由で司法試験合格者から採用されるようになると予想されるから、果たして就職口があるか、という問題があ

るだろう。しかし、これに対しては、法学研究者の市場は何も法科大学院だけでは ないし、多様な能力を持った人がむしろ研究者・教員になるべきである、という反 論が考えられる。

単線型のメリットとしては、解釈学・実務に強い研究者・教育者が養成でき、したがって多くの大学で法科大学院が設置されているという現状に合致しているということがあげられる。他方ディメリットとしては、経済的な観点から法務博士が果たして博士課程に進学するか、という問題がある。これについては、奨学金制度等の充実が必要となるだろう。また、法科大学院で外国法研究、論文執筆(修士論文のようなペーパーを書くスキームは認められていない)指導、あるいは幅広い問題意識を持った研究者の養成が可能か、という問題がある。これに対しては、アメリカがそれを行っており、法科大学院でのカリキュラム次第で十分に対応できる、との反論が予想される。

いずれにしても現段階では、全国的な、あるいは分野横断的なコンセンサスがなく、そのため明確なメッセージが学生に伝わっていないようである。学術会議や各学会の責任でもある。それにしても、私の同僚が法科大学院の学生に対して行ったアンケートでは、将来研究者を志望する学生は、ごく一部の大学を除いてほとんどいなかった、という現実をどのように受け止めたらよいのだろうか。法科大学院が残って、法学研究者が滅びる、という事態を招かないような対応が、緊急に求められている。知の継承・創造には、断絶は許されない。

# 法学部をどうするか

猪口孝

# 1 問題の核心

法学部をどうするかは法学部に止まる問題ではない。明治維新以来、日本の高等教育は応用系学問を軸にしてきた。現在の東京大学の由来は医学校、外国語学校、工学校などの応用系学校である。それらが合体して帝国大学となった。学部は医学、工学、農業、外国語、法律、経済、教育といった応用系学問を軸にしたものであった。高等教育の課題は文明開花であり、富国強兵であった。欧米の文明つまり技術と産業、法律と制度をすぐにでも輸入し、土着化して国家の使命を少しでも早く達成できるようにという明々白々の任務があった。卒業生はすぐに国家使命遂行の最前線に置かれるという体制であった。国家エリートの数は少なかったが、その使命感、その自負心はそれを補うに十分であった。

大学の規模が次第に大きくなっても国家エリートという擬制はそのままにしていた。大学に入った以上、就職に困るような事態は避けたかった。そのためには応用系学問で学部を組織することが至上命題であった。明治維新以来、学部の名称がほとんど変更されてこなかったのはほとんどが惰性であるが、ひとつには就職時に困らないようにという国家の支配慮があったからである。少なくとも独立を主張する学科に対して、分離独立を諦めさせる重要な口実になっていた。大学の組織も、Department, School, College, University という構図のなかで、スクールのように大きなデパートメントが主流であり、スクールもカレッジもどちらかというと存在が薄いものであった。

とりわけ法学部や経済学部は学生数も教授数も大きいにもかかわらず、学科はほとんど意味のないままであった。とにかく大量の学生が比較的少数の教授によって卒業させられる労働生産性の高い学部が法学部と経済学部であった。しかも法律、経済という応用系の学問の筋をつけさせることができるので(あるいはそういう感じを与えることができるので) 就職にも有利というのがこのような仕組みを温存させる要因となっていた。政治学部とか社会学部が日本にはほとんど無い理由はここにある。政治学部や社会学部だと反体制に走る学生が多くなるのではないか、国家エリートとして養成し、余分は企業などに割いておきばよいのではないかというものであった。

しかも 1 9 4 5 年以降連合国占領下でも変更は国立大学が急増したこと位で同じ大学の仕組みを温存していったのである。自由と民主主義を謳歌し、学問が一斉に開花してよいはずのところに、さすが反体制予備軍育成にしないためとはいわず

に、就職先がみつからないからと言いつづけて、今日に至っているのである。そしてその今日では応用系学部は学部だけの教育の薄さと甘さで就職難になっているのである。

より深刻なのは一国単位で法律を作り、守ってきた仕組みが雪崩のように瓦解し てきていることである。何しろ憲法が変わろうと、帝国会議で立法された法律も温 存している国家である。19世紀末に書かれた法律は日本語自体が読みにくいし、 社会が大きく変化しているのに、それらの時代遅れないし時代錯誤の法律との整合 性を保ちながら、法律体型を進展していく仕組みが大きな困難に遭遇しているので ある。経済活動も社会移動も思想やファッションもグローバルになる。どこの国の 法律がこのように違うから難しいとかやりにくいとか言っている暇はないのであ る。そのような事態をどのように処理するかが今弁護士に求められているのである。 法律もグローバルにみる時代になっている。しかも国際組織はこのような方向で賛 同各国が国内立法をすみやかに行うべしという決議や協定を急速に大量に行うよ うになった。国際連合の決議、欧州連合の協定、世界貿易機構の憲章などがそのよ うなものである。一国独歩主義を堅持するといっても、グローバルな規範や価値観 に一国だけがそれから逸脱して存在することはグローバリゼーションの時代では 時代錯誤以下のものに自らを劣化させていく。小さいけれども相互依存に国家存亡 をかけている、たとえばデンマークは新しい立法件数の3分の1以上が欧州連合か らのもので、加盟している限り、邪険に排除するどころか優先して国内立法をほと んど自動的に行う。日本のような大国でもいずれ津浪のような国際関連立法が到来 することは確かである。むしろ日本自体も国際組織などを主導して、一定の精神で 各国の賛同を集め、賛同国家の国内立法を促す、そういう時代なのである。

ここでロースクールが設立される。あまりにも呑気な凡例研究で法学部がやっていけた時代は終焉したのである。もっと高度でもっと専門的で、とにかく激しく有能な弁護士が大量に必要になってきた。ところが日本の法曹人口は非常に小さい。小さくてもやっていける仕組みがあった。遵法精神が高い市民がいた。市民は法律による紛争処理以外の解決を多用した。国家も裁判で計に処することを最小にしてきた。(米国では刑務所の服役者数は120万人であるが、日本では7万人である。中国では死刑執行は年1万人以上であるが、日本では一桁でも限りなく小さい一桁である。)そのような環境では法曹人口は小さくてよかった。そもそも、小さい方が社会における権威を保ちやすかった。ところがである、そのような条件は着実に過去のものになりつつある。ここに、法曹人口を格段に充実させる必要が出てくる。しかし、同時に必要なタイプの弁護士だけを増加することも難しいし、法曹人口のなかでも弁護士として活躍できにくい法曹人口(その多くは公務員)が大量に発生しても困る。ロースクールはそのような実践的弁護士もその他の法曹人口もそして

法律学者も全部必要とする仕組みである。それも国家認定試験を代行するようになる応用系大学院である。国際的な津波によく対処できる法曹人口を権威をもって実効的にしかも試験を校正に実施できる必要がある。

このようなロースクールの設置を法学部の教育の中身を再検討させることに繋がった。応用系法学部は今までのように呑気な労働生産性と就職用権威を保つことが難しくなった。しかもこの問題は法学部に限ったことではない。大学学部教育全般にいえることである。そこでロースクール時代の大学教育について基本的理念と組織的原理を検討しよう。

# 2 大学教育の基本的理念と組織的原理

大学教育はやはり真理追求、人間性追求にある。応用系軸で組織することは大学 院とりわけ応用系大学院に任せて、学部教育は人間の潜在能力を引出し、うんと引 き上げることに重点を置くべきである。発想を変えるべきである。人間の発達を高 度な水準にもっていく手助けを真剣にしていくことが必要である。人類社会は技術 水準の急速な発展によって応用学問の領域は天文学的な拡大を経験している。19 6 0 年代末の大学紛争時ですでにそれは赤裸々に露呈されていた。当時すでに応用 系学部とりわけ工学部ではカバ - するべき材料が過多になることに焦りを感じて いた。教養科目はやめて、大学1年の時からでも工学部の科目を教えたいというこ とであった。そもそも体育でもなんでも工学部でやっていけるというものであった。 私はそうでないと思う。大学4年間は人間発達をさらに高度に引き上げることを可 能にするような基盤的学力を獲得する中核的教科を軸にするべきである。具体的な 科目としては、哲学、歴史、文学を初歩から高度にまで徹底的に追求させるきっか けと訓練を与えるようにする。教養科目担当の教授に任せないという点では196 0年代末の工学部の教授に賛同する。しかし、どの科目を軸にするかということに ついては哲学、歴史、文学にすべきである。工学志望でも哲学、歴史、文学である。 法学志望でも哲学、歴史、文学である。それなくして何の大学教育か。そしてこれ らを学ぶなかで、国語と英語を徹底的にすべきである。国語は論理展開、情緒表現 を軸に、毎日2時間以上、英語は同様に毎日4時間以上確保し、教授1人に学生2 0人位で徹底的にやる。さらに第二外国語は毎週6時間を確保して同様に徹底的に やる。誰が教えるか。工学部の教授も法学部の教授も題材は土木機械の発達であっ たり、刑罰の歴史であったりしてよいのだから、国語や英語や第二外国語を担当す べきだろう。いうまでもなく、国語、英語、第二外国語を教えることを専門とする 教授は徹底的に言葉の能力を向上させるように結果を出させる。 そのためには教授 方法の研修が必要になる。文科系も理科系も一緒でよい。2年、3年になるにつれ て、何をもっと掘り下げたいか、学生が次第に専攻していく。しいていえば、文科 系学生は論文執筆が圧倒的に重要であり、第二外国語習得が絶対に必要であるよう

にする。理科系学生には数学、生命科学、科学史・科学哲学を徹底的にやらせる。これらは工学部や法学部の教授は免除ということであれば、応用系学部の教授は学部教育で重要でない、ひいては雇用の必要がないところまで10年、20年先には進展すると思う。最大限にまで延びた大学教授人口を急激に削減しないようにするにはこのようなことが当然に必要になる。それを遂行するためには個々の大学教授の力強化が当然必要になる。エンパワーメントである。すぐにはこない。しかし、その日のために力をつけることが今ほど重要なことはなくなったのである。

大学教育で必要なのはデパ・トメントの体制変更である。大量生産・大量消費の時代ではもはやないのに、デパ・トメントがむやみやたらと大きい。オン・デマンドで商品を作る位の大学教育を実効的に構築するためには、カリキュラム、人事、会計などでの主権をもち、もっと小回りのきいた学部にすべきである。勿論、主権といっても大きな方針は大学本部が設定すべきである。現在のように巨大学部が信じられないような主権を享受し、無敵の拒否権発動母体となり、大学本部は神聖ロ・マ帝国皇帝のようであっても困るのである。大学本部は学術水準の向上と外部資金調達と卒業生就職に全能全智を尽くしてほしいという学生の要望と世論の批判が着実に強くなる。組織原理が大きく変更されなければならない。

それにグロ・バリゼ・ションの浸透ですべてが一国独歩主義で法律をつくることは稀になってきている。国際会議で原則的に賛同者があるとなると決議が成され、国内立法は各国の事情を考慮してなされたり、なされなかったりする。しかし、国際的に賛同者の多い決議は規範や規則として国際法としての重みを急速にもつ。しかもこのような慣行が非常に頻繁になされるようになった。国際連合の決議、欧州連合の協定、世界貿易機構の憲章などがそのようなものである。一国独歩主義を堅持するといっても、グロ・バルな規範や価値観に一国だけがそれから逸脱して存在することはグロ・バリゼ・ションの時代では時代錯誤以下のものに自らを劣化させていく。小さいけれども相互依存に国家存亡をかけている、たとえばデンマ・クは新しい立法件数の3分の1以上が欧州連合からのもので、加盟している限り、邪険に排除するどころか優先して国内立法をほとんど自動的に行う。日本のような大国でもいずれ津波のような国際関連立法が到来することは確かである。むしろ日本自体も国際組織などを主導して、一定の精神で各国の賛同を集め、賛同各国の国内立法を促す、そういう時代なのである。

# アンケート集約結果

# 質問と回答・単純集計と書き込み回答一覧

べての機関から	- ご回答いただきました。	で法科大学院を設置しているか否かを問わず、す する機関のみお答えいただきました。
		策大学院等の専門職大学院を含む趣旨です。また、 法律学科等」も含むものです。
回答された機関数し	は <u>9 1</u> でした。これは、 <u>発</u>	<u>送機関数119の76・5%</u> にあたります。
[1] 学部、学科(	の別をお答え下さい。	
(1)法学部	76(83.5%)	
(2)法律学科	0	
(3)その他	15(16.5%)	
[2] 学部(あるいは学科)の入学定員数と在籍学生数、教員数をお答え下さい。 (この質問に関しては、別表1を参照) (1)学生定員 (1学年 名) 学年間で定員が異なる場合には、1年から4年まで具体的にお書き下さい。 (2)平成16年4月現在で在学している全学生数: 名 (3)法律・政治学専門の教員数: 名		
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月	( <u>1学年</u> 『異なる場合には、1年か 現在で在学している全学	ら 4 年まで具体的にお書き下さい。 生数: <u>名</u>
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成 1 6 年 4 月 (3)法律・政治学専	( <u>1学年</u> 『異なる場合には、1年か 現在で在学している全学 『門の教員数:	ら 4 年まで具体的にお書き下さい。 生数: <u>名</u>
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月 (3)法律・政治学専	( <u>1学年</u> 『異なる場合には、1年か 現在で在学している全学 『門の教員数:	ら 4 年まで具体的にお書き下さい。 生数: <u>名</u> <u>名</u> (こいますか。(複数回答可・無回答 1 ))
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月 (3)法律・政治学専 [3] 貴大学では、 (1)法科大学院を設	( <u>1学年</u> 「異なる場合には、1年か 現在で在学している全学 門の教員数: 法科大学院等を設置して	ら4年まで具体的にお書き下さい。 生数: <u>名</u> 名 (1)ますか。(複数回答可・無回答1)) 58(63・7%)
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月 (3)法律・政治学専 [3] 貴大学では、 (1)法科大学院を設 (2)法科大学院の設	( <u>1学年</u> 「異なる場合には、1年か 現在で在学している全学 門の教員数: 法科大学院等を設置して 選している。	ら4年まで具体的にお書き下さい。 生数: 名 名 名 (1)ますか。(複数回答可・無回答1)) 58(63・7%) 9(9・9%)
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月 (3)法律・政治学専 [3] 貴大学では、 (1)法科大学院を設 (2)法科大学院の設 (3)公共政策大学院の設	(1学年 「異なる場合には、1年かり 現在で在学している全学を 門の教員数: 法科大学院等を設置して 選している。 選を計画している。 等法科大学院以外の専門に	ら4年まで具体的にお書き下さい。         生数:       名         名         こいますか。(複数回答可・無回答1))         58(63・7%)         9(9・9%)         職大学院を設置している。         7(7・7%)
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月 (3)法律・政治学専 [3] 貴大学では、 (1)法科大学院を設 (2)法科大学院の設 (3)公共政策大学院の設	(1学年 「異なる場合には、1年かり 現在で在学している全学を 門の教員数: 法科大学院等を設置して 選している。 選を計画している。 等法科大学院以外の専門に	ら4年まで具体的にお書き下さい。   生数: 名   名   こいますか。(複数回答可・無回答1))   58(63・7%)   9(9・9%)   職大学院を設置している。
(1)学生定員 学年間で定員が (2)平成16年4月 (3)法律・政治学専 [3] 貴大学では、 (1)法科大学院を設 (2)法科大学院の設 (3)公共政策大学院 (4)公共政策大学院	(1学年 「異なる場合には、1年かり 現在で在学している全学を 門の教員数: 法科大学院等を設置して 選している。 選を計画している。 等法科大学院以外の専門に	64年まで具体的にお書き下さい。         生数:       名         名         5(1)ますか。(複数回答可・無回答 1))         58(63・7%)         9(9・9%)         職大学院を設置している。         7(7・7%)         職大学院の設置を計画している。

[3]:書き込み

[3]-(2)申請中の場合の設置予定時期

平成 20 年 4 月

2005年4月

平成 17 年 4 月

2008年4月

2005年4月

[3]-(3)設置済みの専門職大学院(法科大学院以外)の研究科名称

国際会計研究科

大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻

国際マネジメント研究科

法学研究科

ガバナンス研究科・グローバルビジネス研究科

公共政策学教育部

公共政策大学院

[3]-(4)設置を計画している専門職大学院(法科大学院以外)の研究科名称

2005年4月

会計専門職大学院・平成 18年4月

公共政策研究科・2005年4月

会計プロフェッション研究科・2005年4月

ビジネススクール(仮称)

会計専門職研究科・2005年4月

公共政策大学院 (仮称)・平成18年度

大学院国際公共政策教育学部·平成 17 年 4 月

ビジネススクール

2007年4月(予定)

[3]-(6)その他

法人本部事項のため回答不能

現在今すぐの設置計画はないが、将来的には検討する。

会計ファイナンス研究科・2006年4月(予定)

社会科学研究科公共政策専攻有り

将来計画を検討中

会計専門職大学院を模索中

法科大学院設置を目指し準備をしていたが、平成 16 年 10 月に白紙化された。(カリキュラム・教員予定者の書類作成、文科省との事前聴聞等準備が進められていたが、申請書を出す最終段階で学長等の判断で白紙化された。

公共政策大学院及びMBAの設置を現在検討中。

法科大学院・専門職大学院共に設置していない。

法科大学院その他の専門職大学院の可能性を検討中。

法科大学院については状況見の状態で、現在検討を凍結。

検討中。

知的財産関係の大学院設置を検討中。

計画未定。

会計学と法律学を生かした専門職大学院を検討中。

- [4] 項目[3]で(5)を選択した場合、その理由は何ですか。(複数回答可)
- (1)専門職大学院の役割に疑問があるから。 0
- (2)学生のニーズがないと考えられるから。 9 ( 9・9%)
- (3) 学生の卒業後の進路が不安だから。 3 (3・3%)
- (4)教員が確保できそうにないから。 7 ( 7・7%)
- (5) その他(具体的にお書き下さい) 6(6・6%)
- [4]:書き込み
- [4]-(5)その他

近接大学に法科大学院がすでにあり、公共政策大学院も開設されるので、地域の需要はこれでもって充足される。他大学で設置しても学生確保が困難となる。(回答校名が明らかとならないように、文言を若干修正しています)

将来について現在検討中。

教員の確保・ニーズ・設備等全体的に現在は難しい状況。

今後の検討課題。

資金面で費用がかかりすぎること。

資金と学生確保の面。

以下の質問項目[5]から[14]について、貴大学に法科大学院等を設置していない場合で も全国的に法科大学院等が設置された状況をふまえた対応として、ご回答をお願いします。

[5] 法科大学院等の設置に伴って法学部(又は法律学科)の学生定員を変更しましたか。(無回答1)

(1)減らした。 23(25・3%)

(2)増やした。 5 ( 5・5%)

# (3)変更していないが、これから変更を検討する予定、あるいは現在検討中である。

16(17.6%)

# (4)変更していないし、当面は検討する予定もない。 46(50・5%)

# [5]:書き込み

# [5]-(1)何名から何名に減らしたか

220 名から 200 名へ

210 名から 180 名へ

580 名から 530 名へ

215 名から 180 名へ

230 名から 210 名へ

360 名から 330 名へ

昼 135 名から 80 名へ・夜 40 名から 30 名へ

255 名から 180 名へ

160 名から 150 名へ

225 名から 170 名へ

220 名から 180 名へ・夜間定員 40 名の募集停止

590 名から 400 名へ

70 名から 60 名へ

265 名から 225 名へ

260 名から 200 名へ

昼 180 名から 150 名へ・夜 20 名から 10 名へ

夜 70 名から 40 名へ

250 名から 190 名へ

960 名から 875 名へ

300 名から 200 名へ

950 名から 850 名へ (臨時定員分の減)

130 名から 60 名へ

185 名から 150 名へ

#### [5]-(2)何名から何名に増やしたか

400 名から 424 名へ

415 名から 455 名へ

200 名から 220 名へ

625 名から 725 名へ

200 名から 250 名へ

[5]-(4)

法律学科と消費情報法環境法学科の定員比が変動したり、諸事情から 5~20 人程度の定員変更をしたが、法科大学院設置とは無関係。

[6] 法科大学院の設置に伴い、法学部のカリキュラムや履修方法等を変更されましたか。 (無回答3)

(1)変更した。

49 (53 · 8%)

(2)変更していないが、これから変更を検討する予定、あるいは現在検討中である。

25(27.5%)

(3)変更していないし、当面は検討する予定もない。 14(15・4%)

[6]-(1):書き込み

正確には、2000年開設の学部であるので新しい発想で教育システムを構築している。

- [7] 項目[6]で(1)または(2)を選択した場合、それはどのようなものでしょうか。(複数回答可・無回答16)
- (1) コース制の導入等によって必修等の枠を強め、学生の進路をより考慮した教育を行う。

 $33(36 \cdot 3\%)$ 

(2)学生の選択の自由をこれまでよりもより拡大する。 19(20・9%)

(3)法学の基礎的科目や教養科目・隣接科目の割合を増加させる。 22(24・2%)

(4)基本実定法科目の割合を増加させる。 10(11・0%)

(5) 開講科目数を精選し、減らす。 31(34・1%)

(6) 開講科目数を多様化し、増やす。 11(12・1%)

(7) その他(具体的にお書き下さい: 20(22・0%)

[7]:書き込み

[7]-(1)

登録必修科目化。

[7]-(4)

基本実定法科目をベーシックとアドバンストの2種類とした。

[7]-(7)その他

法律学科につき、学生の選択の自由を重視しつつコース制を導入。 検討委員会を設置することを考えている。 法学の発展的科目を減らし、基礎科目に力点を置いた。

既にコース制を導入しているが、更に充実を図る。併せて、今後の法学部のあり方を検討 しカリキュラムに反映させる。

コース制を改編し、法科大学院進学を見据えた法曹コースを設けた。

必修を削減(特に六法について)。

実定法コア科目を中心に(3)・(5)を目指す。

法律系科目を精選し、公務員対策講座をカリキュラムの中に設置した。職業教育の科目を 新設し、早くから学生に職業を意識させるようにした。演習を4年間履修できるようにした。

法科大学院進学希望学生に対応した新科目の設置

開講科目数は維持しつつ、一部科目につきその単位数を減らしてスリム化を図るとともに、 新しいタイプの新設科目を設けるよう準備している。

少人数教育の大幅拡充(1年前期から4年まで少人数教育を配置)。カリキュラムの複線化 (法律コース・企業行政コース・政治国際コース)。カリキュラムの多層化(基礎から応用へ無理なく進めるように)。

変更の必要性を感じながらも具体的方向が現在不明である。(法科大学院設置に向けすべてをそれに合わせて来たところで白紙化されたため方向模索中)

従来のコース制を廃止し「入門科目」「基礎科目」「展開科目」の三科目群からなる積み上 げ型カリキュラムとした。

専門教育科目については以前は完全な自由選択制であったが、選択必修の科目を設けた(基礎講義科目)。

能力別クラスなど。

1:講義内容を「網羅的」なものから「基礎知識定着的」なものに変える。2: 六法は三年時までに終える。3:2年から3年への進級条件をなくす。4: 履修単位制限制度を導入。5:3年での卒業制度を導入。6:資格試験合格によって単位設定する枠を増やす。

履修年度の枠を拡げた。

1年次に学科の区別をなくし2年次から希望により法律学科と政治学科に所属。

教育効果を高めるため基本実定法の他、現代的で学生にとって身近な消費者法・環境法・ 社会福祉法を重視した。教育方法として、現物性・体験性等を重視し、授業中のトレーニング をも重視している。セメスター制導入により8学制による段階学習を可能とした。

セメスター制の導入

- [8] 項目[6]で(1)又は(2)を選択した場合、法科大学院への進学を希望する学生のために特別の対策を採られていますか。また、採る予定がありますか。(無回答16)
- (1)採っている(又は採る予定がある)。 43(47・3%)
- (2)採っていない。 32(35・2%)

#### [8]:書き込み

[8]-(1)採っている(又は採る予定がある)

法科大学院進学希望者に配慮したコースを設置し、進学後に必要とされる基礎力を充実させる科目を段階的効果的に履修できるようなカリキュラムや講義設計を行っている。

課外講座として実施。

法曹コースの設置。

受験指導講座を開設している。

法科大学院進学希望者向けに、法律基本科目の小人数クラスを設けた。

法曹養成をエンカレッジする講演会等を実施している。

法科大学院進学コースを開設。必修科目 44 単位・必修選択科目 16 単位とした。

法科大学院入試対策のための講義を行う。

希望者について単位は与えていないが、特別のクラスを設け指導(基礎的な法律科目)

民法を中心に法律をより深く勉強したい学生のための特別コース(LEコース)を設け希望者の中から選考して提供している。

履修年限(早期卒業) 奨学金などの分野で採り、且つ採る予定。

適性試験対策講座を4月より新設する予定で進めている。

コース制の予定

法実務家が担当する演習を拡充する。その他は検討中。但し、他の進路希望者を含めたキャリアディヴェロップメントの枠組みによるものも含んでいる。

特別講義等

特別選抜クラスの設置等

法科大学院進学希望学生を一年次より特別クラスにおいて指導する。

法律専修コースを設け、特待生も募集している。

支援プログラムとして検討中。

法曹コースとして特に基本六法を中心としたコースを設置。

司法コースを設けており、資格取得・法科大学院への進学、大学院等への進路に適うよう指導している。

進学に役立つコース (定員制)の新設。

上記アドバンス科目は主に法科大学院進学希望者を対象とする。

進学希望者用のクラスとカリキュラムを設ける。

未修者コース入学希望者のために、小論文試験対策の小クラス授業を開設し、きめの細か い指導を行っている。

法律コースを設け、基本法律科目については深く、基礎法、国際法、政治・国際関係の科目については幅広く履修させます。基本的な法律科目については、入門から民法、憲法等へ、更に演習として2年前期から入門演習、基礎演習、応用演習を学年進行に合わせて配当しています。

法科大学院白紙化の代替措置として大学から指示があり、法科大学院進学学生用プログラ

#### ム作成中。

法科大学院進学コースの設置を検討中。

法科大学院進学、公務員への就職等の進路に応じて、履修モデルを示す等により履修指導 している。

進学希望者に対する指導を課外講座として開講している。

進学を念頭に置いた法律職コースを新設した。

上位 50 名程度を選び特別指導。

現在、準備委員会で検討中。

基礎的科目を充実させたい。

3回生時より法曹進路プログラムを開設。

既設の法曹課程の活用。法曹職、準法曹職を目指す学生向けに 2000 年度に開設された副専 攻の法曹課程が法科大学院を目指す学部学生向けに効果をあげるものと期待している。

旧来の司法試験や公務員試験の準備コースとして「法職講座」というものを、法学部のカリキュラムとは別に設けていたが、この講座で一定の対策を採る。

課外授業の形で本学国家試験研究室において適性試験対策や基本実定法科目の理解を深化させる講義を行っている。

法科大学院への進学を希望する学生のためのコースとして「法曹養成コース」をつくり、「法曹養成入門1~3」の科目を立て履修させる。この科目で法科大学院入学及びその後の教育のための準備をする。

既存のゼミナールに加えて、発展ゼミナールを設置。ここには法科大学院の教官(実務家を含む)をあてて、進学希望学生を増やす。教材は判例を取り上げて事前にレポート作成・提出(全員)教官はこれを読み授業を進める。

従来から課外授業としての「法職課程」を置いているが、その内容を強化している。

正規授業外に開かれている「キャリアサポート講座」で支援している。資格取得希望者を 支援するための奨学金を設けている。

[9] 貴大学において、卒業に必要な教養(一般)教育と専門教育の単位数はどのようになっていますか。(この質問に関しては、別表2を参照)

 教養(一般)教育:
 単位

 専門教育:
 単位

- [10] 貴大学における教養(一般)教育と専門教育との関係はどうなっていますか。 (無回答1)
- (1) 1 / 2年次で教養科目を履修し、その後に専門科目を履修する。 2 ( 2・2%)
- (2)基本は(1)であるが、専門科目の一部が1ないし2年次に入り、逆に高年次でも教養科目が

履修できる。 81(89・0%)

(3)年次配当はなく、学生が自由に選択できる。 5 ( 5 · 5 % )

(4) その他(具体的にお書き下さい) 2 (2・2%)

[10]:書き込み

[10]-(1)

1 ないしは3年次に教養科目を履修させていますが、平成18年からは(1)「1ないしは2年次で教養科目を履修し、その後専門科目を履修する」となります。

(\*「」で括った部分は編集作業で追加。)

[10]-(2)

外国語科目、国際コミュニケーション科目の一部に3・4年次配当あり。

四年一貫教育。

学部としては総合学部を目指す動きが強く、教養と専門の融合化(履修年次を学年で分けないで並行化する)が計画されている。

(\*原文は「平行化」とあるが意味がおかしいと思われるので「並行化」とした。)

[10]-(3)

1回生配当が大半であるが一部は高回生配当。

# [10]-(4)その他

専門教育は年次配当がある。教養(一般)科目は年次配当はない。学生の履修行動は結果的に1・2年次に教養(一般)科目を履修する傾向が非常に強い。

1 ないしは 2 年次で教養科目を履修し、教養教育を修了しなければ 3 年次以降の専門教育へ進めない。しかし、専門科目の一部は 2 年次に入っている。

# [11] 貴大学では法科大学院等の設置に伴って教養教育の見直しが行われているでしょうか。(無回答2)

(1)すでに見直しをした。

14 (15 · 4%)

(2)行われていないが、これから検討する予定、あるいは現在検討中である。

32(35.2%)

(3)行われていないし、当面は検討する予定もない。 43(47・3%)

# [11]書き込み

[11]-(1)

必ずしも法科大学院設置が見直しの要因とはいえない。

平成 18 年度から実施。

「法科大学院設置等に」伴って、学部に全学部生を対象とする法科大学院進学希望者を増や すための入門講座を開設。(\*「」で括った部分は編集作業で追加。) 現在も鋭意検討しています。

# [11]-(3)

但し、特に法科大学院設置とは関係なく、全学的見地から見直しをしているところである。 法科大学院等の設置に伴うものではないが、共通教育カリキュラムについて見直し検討中。 法科大学院の設置をそれほど意識しているわけではないが、現在検討中。

- [12]項目[11]で(1)あるいは(2)と回答した場合、それはどのようなものでしょうか。 (無回答46)
- (1)専門科目を増やして、教養科目を減らす方向。 7(7・7%)
- (2)教養科目を増やして、専門科目を減らす方向。 4(4・4%)
- (3) その他(具体的にお書き下さい: ) 34(37・4%)

[12]:書き込み

[12]-(3)その他

卒業のための要修得単位数をいずれも減らした。

専門科目及び教養科目の卒業要件単位数を共に減らし、そのいずれか又は他学部専門科目を 履修する関連科目から選択して履修できる自由履修単位の卒業要件単位数を増大させた。

専門科目及び教養科目の設置数を含め、新たな観点から検討する予定。

検討委員会を設置することを考えている。

言語について、特定の外国語のみを学修させる枠をとりはらい、学生が希望する複数言語の履修を可能とした。専攻について、「学部横断的な横型履修形態」と「専攻する所属学部の報告を深く学ぶ縦型履修形態」のいずれも選択できるようにした。

(\*本回答は、項目[11]で(3)を選択しているので集計上では「未回答」として処理。)

増減よりも質を高める検討。

全学の教養科目との関わりでは具体的な検討を行っていない。

見直した結果、科目の増減はなかった。

開講科目の見直し。

専門と教養の比率を学生の選択で選ぶことが可能。例えば教養の方が専門よりも多くても卒 業を認める。

教養科目の質的転換を図る。(教養教育は全学的なものであり、学部のみで先行することは困難である)

教養科目を増やして1~4年次で履修できるようにした。

教養科目の卒業要件は変更していないが学科専門科目の卒業要件を増やした。

精選している。

教養科目と専門科目を有機的に連携させた履修プログラムの開発。

教養科目は現状維持のまま、専門科目のバリエーションを増やす方向。

法律専修コースの学生のための、外国語の上級クラスを設置。

教養教育と専門教育の有機的なつながりの強化。

大学全体として教養教育のあり方を見直している。

(1)「専門科目を増やして、教養科目を増やす方向」、(2)「教養科目を増やして、専門科目を減らす方向」の可能性を含めて検討。

(\*(1)(2)はそれぞれ[13]の選択肢、「」で括った部分は編集作業で補足。)

教養教育のあり方について全学的に全面的な見直しをしました(平成 18 年度から実施)。ただし、卒業要件単位数は従来とほぼ同じです。

全学的に教養教育の見直しについて検討中

方向性を含め検討中

専門科目に対応した、かつ、社会生活に対応した教養教育をする。

全学教養教育に改革に伴い、1:法学・政治学の学習に必要な関連科目、2:教養を広げ豊かにする科目、3:リテラシー科目、に再編し、系統履修を強化した。

文系 4 学部の教養科目の見直しの糧として検討中。

本学の理念等を体現した科目の設置など。

法学専攻にふさわしい外国語教育を行うようにする、等。

法科大学院が開設され、プロセスとしての法曹養成の実現、また法的素養を備えたジェネラリストの養成の観点から、1 年次とくに前期においては、可能な限り幅広く教養科目を履修させることが重要であると考え、1年次に履修できる専門科目を減らした。

1:3 年生を対象に、就職活動(あるいは試験)に役立つ教養科目を設ける。2:資格試験合格によって単位認定できる科目を増やす。3:外国語として「韓国・朝鮮語」を履修できるようにする。

両者の枠を取り払い、A~I 群で科目の性格毎に分類して、最低学習単位を設けて学修させる。

教養科目は全学部共通のものとする方向で現在検討中のため、専門科目と教養科目の増減は まだ明確になっていない。

現代社会論、NPO 論など現代的教養科目の充実をはかった。

法律系の教養科目の見直しを行う。

専門科目・専門隣接科目の充実と、学生の選択の自由度の拡大

- [13] 法学部教育におけるこれからの教育目標について、貴学部では現在どのようにお考えでしょうか。(無回答8)
- (1)主として法学部色を薄めリベラル・アーツ的な教育を志向する。

6 ( 6 · 6 %)

(2)主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育を目指す。32(35・2%)

(3)主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す。 20(22・0%)

(4)検討中である。 13(14・3%)

(5) その他(具体的にお書き下さい) 12(13・2%)

## [13]教育目標:書き込み

#### [13]-(3)

現状では法科大学院の将来はまだ見通せず、法曹以外の(準法曹を含む)進路を希望する者は学部卒資格であり、従来教育の基本枠組みを変更する条件は整っていないと考えている。

現在「法化」が進んでいる。「法化社会」ではすべての職業人・市民が法的素養・法的知識を 身につけることが要請されるとの認識の下に、「リーガル・リテラシー」(法情報の読み書き、 活用能力)の修得を教育目標とする。

但し、リベラル・アーツも充実させる。

#### [13]-(5)その他

2 つのコースを設け、その 1 つでは上の(2)「主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育を目指す」を、他の 1 つでは(3)「主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す」を追求する。

法専門職を進路とする学生と主として民間企業修飾を進路とする学生との目標を明確化・差別化し、(2)「主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育を目指す」、(3)「主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す」ともに学部の教育科目とする。

本学法学部には法律学科の他に政治経済、新聞、経営法、管理行政学科を設置しており、法律学科に限れば(2)「主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育を目指す」である。

- (2)「主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育を目指す」を基本としつつ、職業とは必ずしも結びつかない「市民」を養成する教育も目標としている。
- (2)を志向しながら、基本的な能力をも本人および社会に対し保証しうるような教育を行う。 一方で法律学科と政治学科の共通科目を増やし学生の選択の幅を広げるとともに、他方で法 律あるいは政治学について一層深く勉強したい学生のために、それぞれ専門コースを設置する ことによって、学生の多様なニーズに応える。

コース設定により(1)~(3)に対応する。

豊かな発信能力とリーガルマインドを持つ人材の養成。

1:法律コース(法曹) 2:企業・行政コース(ビジネス・行政のゼネラリスト) 3:政治・ 国際コース(国内外のジャーナリスト、政治化、企業やNGO・NPOで活動)に分け、学生の多様 な進路目標に対応しています。

学生の多様な進路に応じ、法学的知恵や政治学的識見の基礎を我が物とするための多種多様な角度からの教育を目指す。

学内教員が(3)「主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す」を行い、学外の

人材を活用し、学外の人材が(2)「主として学生の多様な進路に応じた法専門職業的な教育を目指す」を行う。

検討中であるが、(3)「主としてジェネラリストを養成する法学専門教育を目指す」の方向を 目指したい。

(\*「」で括った部分は、回答をわかりやすくするために集計作業の中で補足した。)

- [14]法学部の今後についてどのような見通しをお考えでしょうか。(無回答1)
- (1)現状のままで存続する。

22(24 · 2%)

(2)役割を見直し、法学部の枠組みを堅持しつつも、新しいあり方で発展させる必要がある。

60(65.9%)

(3) 当面このまま存続するが将来文系他学部との統合・再編がありうる。

5 ( 5 · 5 % )

(4)廃止することがありうる。

0

(5)その他(具体的にお書き下さい)

 $3(3\cdot 3\%)$ 

[14]法学部の今後の見通し:書き込み

[14]-(1)

法律学科内の科目の再編はありうる。

#### [14]-(5)その他

法科大学院制度の実績如何による。法学未修者3年間教育が実を挙げるならば、将来的には 法学部という枠組みそのものの変更もあり得るが、現状では見通せない。

総合学部の中の法学・経済課程(法学はその中の1教育コース)としてその存在意義を検討中である。法学部でもない当課程としては、将来廃止もありうる。

当面このまま存続するが、他学部との交流を深めたい。

これからさきの質問は貴大学に法科大学院とならんで法学系の研究大学院を設置している場合にお答えください。

- [15] 法科大学院の設置によって既存の法学研究科等の大学院に改変がありましたか。(無回答28)
- (1)改変があった。 29(31・9%)
- (2)改変はなかった。 34(37・4%)
- [15]既存大学院の再編:書き込み

[15]-(2)

現在改変を審議中。06年度からの改変を予定。

改変はありましたが、それは法科大学院の設置とは直接の関係はありません。 現在鋭意検討中。

[16] 項目[15]で(1)と回答された場合、それはどのような変更でしたか。 (複数回答可・無回答62)

(1)法科大学院と研究大学院を統合した。

0

(2)専攻コースを再編し、コースの数を減らした。

7 ( 7 · 7 % )

(3)専攻コースを再編し、コースの数を増やした。

9 ( 9 · 9 % )

(4)専攻コースの変更はないが、研究大学院の学生定員を減らした。6(6・6%)

3 ( 3 3 %)

(5)研究大学院を廃止した。

1 ( 1 · 1%)

(6)その他(具体的にお書き下さい)

9 ( 9 · 9 % )

[16]:書き込み

[16]-(6)その他

後期課程の定員を削減した。入試制度・入試科目等を再編し、法曹以外の法専門職への資格 取得や上級職公務員等の採用受験を目指す受験者に適合した制度に改めた。

法学研究科(修士課程)廃止予定(2005年4月1日)。

他学部を基礎とする研究大学院と統合し、学生定員を増やした。

学生定員の減。

実定法系の前期課程(留学生を除く)を廃止し、新たに法曹リカレントコース等を設置しました。

4専攻を1専攻に再編し、学生定員も減らした。

文学研究科、経済学研究科と統合して文化科学研究科を設置し、その中で法学系専攻コースを再編した。

カリキュラム改革

研究大学院の博士前期課程を廃止し、後期課程のみ存置とした。

- [17] 今後の法学分野における大学院のあり方について、一般的な問題としてどのようにお考えですか。(無回答26)
- (1)学位取得のための通常の研究大学院と専門職大学院である法科大学院が並行する制度が続くと考える。 44(48・4%)
- (2)少なくとも実定法専攻者は法科大学院を経由して研究者養成の後期課程に進学することになると考える。 17(18・7%)

(3)法学研究者は、実定法専攻であると否とに拘らず司法試験を合格したうえで研究者になることが望ましいので、法科大学院がすべての研究者養成の前期課程になると考える。

 $3(3\cdot 3\%)$ 

(4) その他(具体的にお書き下さい) 1 ( 1・1%)

[17]:書き込み

[17]-(1)

一般的傾向予測としては(2)「少なくとも実定法専攻者は法科大学院を経由して研究者養成の 後期課程に進学することになると考える」があり得ると思えますが、本学では研究大学院の修 士(前期)課程を廃止する等の方向はいまのところ検討しておりません。

基本的に(1)「学位取得のための通常の研究大学院と専門職大学院である法科大学院が並行する制度が続くと考える」であるが法科大学院の修了者が研究大学院へ進むルートも確保するよう制度改革を検討中である。

(\*「」で括った部分は編集作業で追加。)

# [17]-(2)

一応上記回答とするが、はたしてそのように展開するかには疑問もある。法科大学院教育の結果によるであろう。直接的目的である法曹養成と研究者養成とが両立し得るか、10年は見る必要があろう。

# [17]-(4)その他

法科大学院の教育内容から見て、法科大学院は研究者養成のための博士課程前期(修士課程) に代わることができない。したがって、研究者養成のための大学院法学研究科の存続と、その 質の維持に努めることが重要であると考える。

以上です。回答への御協力 ありがとうございました。